

328.1-G464ウ



328.1
7464

輯八十

軍需社會法解說

伊藤由三郎著

銀行問題研究會刊行



始



328.1
G464

伊藤由三郎著

軍需社會法解說

戰時統制法令叢書第十八輯

銀行問題研究會刊行



917
149

目次
解 說 篇

第一章 序 說	一
一、緒 言	一
二、軍需省の構成と機能	三
三、軍需會社法の立法趣旨	五
四、軍需會社法の骨子	九
第二章 總 則	二
第三章 軍需會社の意義とその指定	一三
一、軍需會社の意義	一三
二、軍需會社の指定	一六
第四章 生産責任制確立の構想	一三
一、緒 言	一四

二、生産責任者	二
三、生産擔當者	三
四、軍需會社従業員	三
五、軍需監理官	三
六、懲戒處分	四
第五章 軍需事業に關する統制と監督	五
一、統制と監督の概要	五
二、軍需物資の生産命令	五
三、事業運営に關する命令、處分及び兼業の制限、禁止	五
四、定款の變更、事業の讓渡、廢止、解散、設備の處分等に關する命令	五
五、協力關係の設定に關する命令	五
六、補助金の交付、損失の補償または利益の保證	六
七、勤勞管理、資金調整及び經理に關する命令	六
八、監督上必要な命令及び處分	六
九、事業運営に關する考査	六

十、業務及び財産の狀況に關する報告の徵求及び臨檢検査	六
第六章 商法その他の統制、取締法規の特例と適用排除	六
一、特例設定または適用排除の目的	六
二、會社運営に關する規定の特例	七
三、統制、取締に關する規定の適用排除と特例	七
第七章 雜則	七
一、罰則	七
二、監督官廳	七
三、軍需會社法の實施と統制會の關係	七
第八章 結語	七

法 令 篇

軍需會社法	一〇九
軍需會社法施行令	一一三

軍需會社法施行規則	一四
軍需會社法施行期日指定ノ件	一四
軍需會社徵用規則	一四
軍需生産責任審査會官制	一四
軍需會社等ニ關スル登記取扱手續	一五
協議決定官吏指定ノ件	一五
軍需會社徵用規則ノ適用ヲ受ケザル者指定ノ件	一五
軍需會社指定ノ件	一五
軍需省官制	一七
軍需部内臨時職員等設置制	一七

「軍需會社法」解説

第一章 序 説

一、緒 言

敵米國のソロモン反攻を轉機として、大東亞戦争の様相は俄然決戦的性格を濃化するに至つた。即ち眞珠灣の惨敗以來皇軍精銳の進撃にひとたまりもなく土俵際に追ひまくられた米國は開戦九ヶ月にして漸く態勢を立直すと共に、その一枚看板とも言ふべき生産力に物を言はせて執拗、不遜なる所謂對日反攻に轉じて來たのである。爾來一年有餘、戦局は日と共に凄愴奇烈の一途を辿り、或ひは南太平洋に、或ひは中央太平洋に、人類史上未だ嘗つて見ざる激闘が一刻の緩みもなく展開されつゝあるのであるが、斯かる決戦段階に即應し、畏くも宣戦の大詔に拜し奉る今次聖戦の目的を完遂する爲には、何を措いても、先づ航空機を中心とする軍需生産の増強に舉國邁進しなければならぬのである。一機でも多く、一艦でも多く、一發でも多くの飛行機を、艦艇を、彈丸を、しかも、一日も早く一刻も速かに、決戦の陸に海に空に送ることが、刻下至高至大の要請であり、仇敵米英の野望を撃碎する鍵でもある。

斯かる容易ならざる情勢と軍國當面の要請に鑑み、政府に於ては夙に國家の總力を擧げて戦力増強の一點に集中せしむべく、あらゆる施策を強力果敢に實施してきたのであるが、特に十八年九月二十一日の閣議に於て決定を見た「國政運営大綱」の如きは、舉國必勝態勢の確立を目的とする最高政策のあり方を示したものととして、特筆大書さるべきであらう。即ち「國政運営大綱は」一、統帥と國務の間然するところなき緊密化、二、決戦國內態勢の確立、三、適切活潑なる外交の推進—といふ三項目より成つてゐるが、要するに人と物と施策の總てを擧げてひたすら戦勝の一途に邁進せんとする國政運営の根本方針を闡明したものに外ならない。斯くてその翌九月二十二日には、右の「國政運営大綱」に基く「國內態勢強化方策」を發表し、決戦下一億國民の總蹶起を促したのであるが、それと同時に、政府に於ては、國內態勢強化の目標の一たる「國力を擧げて軍需生産の急速増強を圖り、特に航空戦力の躍進的擴充を圖る」べき根本方針に則り、軍需生産を計畫的且統一的に遂行確保する目的を以て軍需省を創設し、軍需生産管理の徹底的簡易化と、軍官發注の一元化を期することになつたのである。蓋し時局の要請は、機構よりも人—といふ現内閣の一貫せる主張を後退せしめ、決戦生産態勢確立への抜本塞源的措施としての、いはゞ敵前衣替とも稱すべき軍需省創設を斷行せしめるに至つたのである。

二、軍需省の構成と機能

以上の如き趣旨に基いて創設された軍需省であつて見れば、その必然的結果として、頗る廣汎なる事項を所管するは當然のことであるが、軍需省官制第一條はこれを列挙して曰く

- 一、國家總動員の基本に關する事項
- 二、鑛工業一般に關する事項
- 三、鑛産物及び工業品（鐵道車輛、鐵道信號保安裝置、船舶、船舶用品、纖維工業品及び主として國民生活の用に供する其の他の工業品を除く、以下所管物資と總稱す）の生産配給及び消費並びに價格に關する事項
- 四、主要軍需品の原料及び材料並びに特定軍需品の生産管理、發注及び調辨に關する事項
- 五、民間工場の利用及び設備經營の指導の軍需上必要な統制に關する事項
- 六、所管物資又は電力の生産又は配給を目的とする企業（他の目的の企業を兼營する場合に於ては當該部分に限る、以下所管企業と稱す）に於ける勤勞管理、賃金、資金調整（資金の調達に關するものを除く）及び經理統制（増配に關するものを除く）に關する事項
- 七、電氣及び發電水力に關する事項
- 八、アルコール及び石油の專賣に關する事項

右に依つて軍需省の構成と機能の概要はほゞ諒知し得られるのであるが、尙これに若干の補足的説明を加へれば左の通りである。

軍需省の所管事項に付て先づ第一に注目さるべき點は、企畫院の主掌事項のうち國家總動員の基本に關する事項が軍需省に移管されたことである。このことは軍需省が軍需生産特に航空戦力の飛躍的増強を目的としてゐるといふ根本的性格に強い關聯性をもつてゐることを示唆するものと言へやう。更に國家計畫即ち物資、生産擴充、電力、國民、交易、交通、資金、生活必需品等の八大動員計畫のうち、軍需省はその基本に關する物資、生産擴充の基本計畫を掌握し、且これに付ては計畫の大綱のみならず、その實施計畫まで擔當することになつてゐる。

第二には陸海軍ならびに商工各省の主掌事項のうち主要軍需品の原材料及び特定軍需品の生産、管理、發注及び調辨に關する事項が移管されたことである。これは軍需省創設の眼目とも言ふべき點で、軍需生産行政の簡素統一を圖ることに依つて、わが國經濟力を十二分に發揮せしめんとするものである。尙こゝに主要軍需品と言ふは鐵、アルミ等の基礎物資を指し、特定軍需品とは差當り飛行機及びこれに關聯する兵器器材を指すのである。

第三には厚生、大藏、逓信各省の勤勞管理、賃金、資金調整及び電氣、發電、水力に關する事項が移管されたことである。勞務、賃金、資金、經理等が一元的に軍需省に移管されたことは、軍需生産行政事務の迅速、企業運営の能率發揮の點から刮目に値ひするであらう。

第四には現場の實態把握とその指導監督に萬全を期するため、軍需監理官を設置することである。これに依り従來の勞務官（厚生省）、工務官（商工省）、監理官、監督官（陸、海軍省）が軍需監理官の一本建となり、全國の九行政地區別に軍需省地方軍需監理部が設置される。

第五には特定軍需品に關する軍事上必要な事項に付ては、航空兵器總局長官、燃料局長は陸海軍大臣の指揮監督を受けることである。

斯くの如く軍需省は商工省の延長にあらず、企畫院の延長にもあらず、また單なる兩省の合體でもない。決戦段階に於ける軍需生産の劃期的増強といふ軍國當面の要請に應じ、新たなる決意と構想のもとに創設されたものであつて、いはゞ國運を賭しての決戦的行政措置と言ふべきものである。

三、軍需會社法の立法趣旨

軍需省の創設に依つて、軍需生産特に航空戦力の増強に關する行政運営の決戦態勢は確立したが、しかし、直接軍需生産の衝に當るものは軍需企業そのものである。如何に行政運営の決戦態勢を確立したとしても、たゞそれだけでは、一發の彈丸も一機の飛行機も造り得ない。茲に於てか、行政運営の決戦態勢確立と同時に、「國內態勢強化方策」にある如く「重要企業の國家性を經營上更に明確ならしめ、生産責任性を確立せしむる如く諸般の措置を講ずること

が要求せられるのであり、その最も有力なる具體化の一つが、本書の對象たる軍需會社法の制定となつたのである。

思ふに支那事變の勃發を契機としてわが國企業界はあらゆる點に於て大きな變革を遂げて來たとは言へ、企業の體制は尙在來の儘であり、企業經營上の國家的性格に付ても必ずしも明確にされてゐなかつたのである。従つてその反面、生産遂行上に於ける國家責務の確保に付ては何等特別の考慮が拂はれてゐなかつたばかりでなく、企業の運営或ひは經理上の顧念に左右せられ、或ひは煩瑣なる外部的統制などの爲に、その本來の生産性を十分に伸暢し得ない状態にあつたのである。而して斯かる結果として、政府諸般の施策並びに國家意圖は十分企業の末端にまで滲透せず、また國家が負託する重大責務を深く認識し、これを端的に生産活動に具現せんとする努力に於ても欠けるところあるを免れ得なかつたのである。

軍需會社法は斯かる在來の企業のあり方を根本的に改變する爲に、先づ企業精神を昂揚し、企業の國家性をその經營上に明確ならしめると共に、生産責任體制を確立し、諸種の拘束を極力排除し、以て盛り上る國家意識に基くところの潑刺たる生産活動の伸長を期するといふ目的のもとに制定されたものに外ならない。

即ち東條國務大臣は、第八十三議會の劈頭に於て、本法案提出の理由に付き次の通り説明してゐるのである。

「申上げるまでもなく戦争の様相は時々刻々に苛烈の度を加へつゝあるのでありまして、今や各種の施策は總てこれを完勝の一點に集中し、以て聖戰目的の完遂を期せなければならぬのであります。是が爲には國力を擧げて軍需生産の増強特に航空戦力の躍進的擴充を最短期間に實現することが刻下最大の要請であるのであります。而して軍需生産の急速増強を圖ります爲め、政府に於きましては豫てより鋭意各般の施策を講じつゝあるのであります。特に軍需生産其のものを擔當する企業の生産活動如何が、是が成否の鍵を握つて居るのでありますから、此の際は等企業をして眞に國に殉ずる企業精神を更に昂揚し、其の國家性を經營上明確ならしめ、生産責任體制を確立致しますと共に、企業に對する行政運営の方法を徹底的に刷新し、企業をして責任を以て國家所要の生産増強に一意邁進せしむるやう諸般の體制を整備することが極めて緊要であると信ずるのであります。是れ本法案を提出したる所以でありまして……」

また岸國務大臣は同議會に於ける軍需會社法特別委員會の席上、本法案の根本理由とその趣旨に付き更に左の如く説明してゐるのである。

「最近の勞務狀況等から見ますと、軍需飛行機が其の中心をなして居りますが、軍需生産の劃期的な増強を圖る爲には、相當多數の勞務者、勤勞者を必要とする譯であります。是等は何れも總動員法の規定に依る徵用の規定に依つて、之を補填しなければならぬやうな實情にあることは御承知の通りであります。是は國家權力に依つて勤勞者を其の工場に配置するのでありますから、其の勤勞管理に付きまして、先づ其の工場自體の國家性といふものが非常に明確であるかどうか、其の工場に於て働く事柄、生産に従事する事柄が即ち國家の要請に應へ、銃後に於ける國民の最も重大なる責務を之に依つて果して居るのだ誇りを持つて是を果し、光榮ある仕事に従事して居るのだといふ氣持を持つか持たないかといふことは、

生産能率を上げる上に非常に重大な影響のあることは事實でありまして、各方面に於て此の點は相當重大問題として指摘されてゐること、是亦御通知の通りであらうと思ひます。此の爲には是は一つの例であります。會社自體が眞に此の重大なる時局に於て、國家の要請に基いて生産をして居るのだといふことを法律的にも制度の上からも明確ならしめて、上は社長から下は工員まで悉く、會社全體が此の國家の要請に基いて居る生産に従事して居るのだといふ心構へを樹立するといふのが、其の工場自體の性格を明瞭ならしめる上に於て最も相應しいことである。之をどうしてもやらなければならぬといふことが、色々の事態から痛感されて居るのであります。

第二は軍需會社に對する——是は先程から議論が度々出て居るのであります。行政上の手續が非常に煩瑣である。そんなら是は行政上の煩瑣なことに付ては、實體があればさういふ規定を全部止めたら宜しいといふ議論も出やうかと思ひますが、是も亦それ／＼の規定の設けられて居る趣旨に付きましたは、それ／＼の必要があると思ふのであります。例へば農地管理令の例を取つて考へて見ましても、是は食糧確保の重大な題目から考へましても、此の農地管理令の原則といふものは、嚴格に之を施行して行くといふことは、日本の事態からも必要であらうと思ひます。併しながら軍需會社の或る部門に於て之に相當特例を設けるといふことも必要であるといふ現實の問題があるのであります。是等の行政運用のやり方を法律の規定に拘らずやつて行くに付きましたは、やはり之に關する特殊の規定を設ける必要がある。其の他先程來申しました立法趣旨の眼目から見ますと、現在の生産の實況からも——軍需會社の實況から見ましても、やはり一つの制度として茲に頭を切替へて、之に關する所の軍官民共に一つ新しい考へで以て之に對するといふ事柄に依つて、私は劃期的な増産が出来ると思ふ。私は軍需會社を經營して居る人が非常に採

算的であり營利的であつて、國家の要請を無視してやつて居るといふ人は一人もないと思ひます。併しながら茲に斯ういふ制度にして明確なものにするといふことは、劃期的な増産をやらなければならぬといふ上から見るとどうしても必要だ、斯ういふ風に考へて居ります。……」

兩大臣の説明に依り、本法の立法趣旨とその根本目的は十分明かにされてゐると思ふから、もはやこれに付ての解説を繰返す必要はあるまい。蓋し兩大臣こそ本法の立法趣旨とその根本目的を解説するに最も相應しい最高の責任的地位にある人だからである。

四、軍需會社法の骨子

次に本法の骨子を要約すれば左の通りである。

一、企業精神を昂揚し、企業の國家性を明確にしたこと

重要企業は戦力増強の國家要請に應へ、全力を發揮し、責任を以て軍需事業の遂行に當るべきことを法文上に明示すると共に、重要企業に従事するところの役員その他の従業者は、専心國家に奉仕し、苟くも懈怠あらば國家に對してその責を負ふべき旨を明かにし、以て職務の國家性を明確にした。

二、生産責任制を確立したこと

企業に負託せられた國家的責務を具體的に完遂せしめる爲に、責任を以てこれが遂行の任に

當るべき生産責任者を定め、責任の所在を明確にした。而して生産責任者の任務遂行を確保する手段として、生産責任者に對し、企業に於ける軍需事業遂行の全權を附與し、その地位を確立すると共に、業務執行上必要ある場合に於ては、商法等の法令の特例をも認めて、強力に企業運営を爲さしめることにした。また工場、事業場の生産現場の末端に至るまで企業の國家性を滲透せしめて、迅速果敢な生産増強を期するため、必要に應じこれらの生産現場に生産増強者を置き、生産責任者の指導の下に、明確簡素な命令系統を確立することとした。

三、企業に對する行政運営の方法を刷新したこと

生産責任制を滲透せしめ、且その効果を強力に昂揚するために、企業に對する煩瑣な統制法令などの適用を極力排除または緩和するほか、現場處理を適當とする行政事務に付ては、極力現場即決を爲し得る如く措置すると共に、責任生産の遂行に伴ふ企業經理上の不安を除去し、以て生産責任者をして一意生産増強に専念せしむることとした。

以上の三點が本法の骨子であるが、これを要するに、飽くまでも現下時局の要請に基いて戦力増強を飛躍的に實現するため、これが負託者たる企業の有機的組織を尊重しつゝ、その國家的責務完遂に必要な體制を整備せんとするものであつて、これに依り、企業内部に盛り上る澎湃たる産業報國の精神をして、眞にその効果あらしめんとするに外ならないのである。

第二章 總 則

本法は昭和十八年十月の第八十三臨時議會の協賛を経て、同十月三十一日附法律第百八號を以て公布され、次で十二月十五日附勅令第九百二十七號を以て本法の施行期日を昭和十八年十二月十七日と指定する旨及び同第九百二十八號を以て施行令が公布された。斯くてその翌十六日には軍需、内務、大藏、陸軍、海軍、厚生、農商、運輸通信省令第一號を以て施行規則が公布され、更にその翌十七日には厚生省令たる「軍需會社徵用規則」が公布されて、いづれも本法の施行期日たる十二月十七日より實施されるに至つたのである。

本法は近時の立法例に見る如く、その具體的内容の多くを勅令たる施行令または省令たる施行規則等に譲つてゐる關係上、全文二十六條、外に附則といふ比較的少い條文から構成されてゐるが、それだけにまたその一條一項は實に深い意義と含みを持つてゐると言はざるを得ないのである。即ち先づ第一條に於ては、本法の立法趣旨として、本法は「兵器、航空機、艦船等重要軍需品その他軍需物資の生産、加工及び修理を爲す事業その他軍需の充足上必要なる事業に付その經營の本義を明かにし、その運営を強力ならしめ、以て戦力の増強を圖ることを目的とする」旨を闡明し、且第三條に於ては、軍需會社は「戦力増強の國家要請に應へ、全力を發揮し、責任をもつて軍需事業の遂行に當る」べきことを明示してゐるが、われ／＼はこの簡潔

な數行の法文の上に、皇國三千年の歴史と運命が懸けられてゐることを知ると共に、この法文の蔭から、企業の總てを戦争完遂の一點に捧げて逞しき進撃を開始せんとする我國産業界の再出發の力強い足音を聞くことが出来るのである。

われ／＼は事變勃發以來實に多くの所謂戰時立法なるものを迎へた。特に統制法令の續發に付てその感を深くするのであるが、然し本法に見るが如き崇高にして切實なる國家目的の達成を前提として、企業の最も高度な國家性を明示した法規が果してあつたであらうか。もとより従前の統制法規と雖も、それが殆んど國家總動員法を母胎とし、未曾有の決戦下といふ時局を背景として登場した所謂戰時的立法である以上、或ひは直接的に、或ひは間接的に、戦争目的の達成を目的としてゐることは言ふ迄もない——従つて普通一般の平時的立法に比すれば、多かれ少かれ戰時的性格を内包し、戰時的色彩を帯びてゐることは當然であるが、本法はこれら從來に見る一聯の戰時立法的性格から更に一段と飛躍した最もきびしい、いはゞ決戦立法的性格をもつて登場したものと云ふべきである。何となれば軍需生産力の増強如何は直接大東亞戦争の最後を決する鍵である。換言すれば、軍需生産力の増強如何は皇國の興廢を左右するのであるが、この軍需生産力の増強如何は一に本法の運用如何に懸つてゐるからである。蓋し南太平洋に敵アメリカの強力なる反攻を邀へ撃ち、戦局將に決戦段階に移らんとする十八年十月末の第八十三議會に本法案が上提され、その協賛を経るや三日後には早くも本法公布の運びとなり、更に法案上提後一ヶ月半にしてその全面的施行を見るに至つた所以も、實に上述せる本法の決戦立法的な性格に基くものである。

更に本法の條文を検討して痛感されることは、從來の法令のきまり文句とされてゐた「……べからず」、「……すべからず」式の消極的、禁止的用語を排して、「……べし」、「……すべし」といふ積極的、指導的用語を用ひた點である。單に用語上の相違なら敢て採上げて問題とするに足りないが、その底を流れる政府當局の意圖、即ちあくまでも民間企業界の盛上る熱意に信倚し、決戦下國民の忠誠心に懸へて軍需生産の劃期的増強を圖らんとする意圖が、最も端的にこゝに表現されてゐると考へられるからである。

とまれ本法の登場に依つて、わが戦争經濟は劃期的な進展を見せるであらう。企業性格の大敵前轉回である。利益追及、營利本位の企業精神は茲に最後の、最高度的な國家本位に切換へられ、米英撃攘のための國家要請に即應せる總力戰的生產組織が確立されるものと期待される。否それが完全に確立されねばならぬ。斷じて確立しなければならぬ軍國決戦の秋である。

第三章 軍需會社の意義とその指定

一、軍需會社の意義

本法はその名稱の示す如く軍需會社に對して適用せらるべきものであるが、こゝにいふ軍需會社とは、兵器、航空機、艦船などの重要軍需品その他軍需物資の生産、加工及び修理を爲すところの所謂軍需事業を営む會社にして、政府の指定を受けたものを謂ふのである。従つて本法の適用を受くべき軍需會社は、第一に軍需事業を営む會社であること、第二に政府の指定を受けたものであること——の二要件を具備すべきであるが、斯かる原則的規定に對する特別規定として、軍需事業を営むものにして會社以外のもの、即ち個人經營や組合組織で軍需事業を営むものに對しては、會社組織に特有なる規定を除き本法を準用することになつて居り、また軍需の充足上必要なる軍需事業以外の事業——例へば軍需物資の配給、輸送、軍需物資生産のための動力供給等の事業を営む會社その他のものに對しても、本法中の必要なる規定、即ち生産責任制及び各種の監督規定を、その業種に應じて準用することになつてゐる。

第一の要件として軍需事業を営む會社といふことを挙げたが、こゝに謂ふ會社とは勿論株式會社や有限會社に限るものではない。合名會社、合資會社、株式合資會社の總てを包含するものであり、その資本金の多寡とか工場事業場の地域的條件に付ても何等の制限を受けない。要するに原則としては、軍需事業を営む會社であつて政府の指定を受けたものは、一律に軍需會社として本法の平等的、全面的な適用を受ける譯である。尙こゝに政府の指定とあるは、當該軍需會社の營む軍需事業が軍需大臣及び他の大臣の所管に屬するものに付ては、原則として、

軍需大臣の指定を意味するのである。

次に軍需事業の具體的範圍に付てゝあるが、これに關しては勅令たる施行令を以て、次の如き軍需物資を生産し、加工しまたは修理するところの事業を謂ふものと定められてゐる。

- (イ) 兵器、航空機、艦艇、船舶及び車輛並びにその部分品
 - (ロ) 鐵鋼、輕金屬及び非鐵金屬、稀有金屬その他の重要礦産物
 - (ハ) 液體燃料及び潤滑油並びに石炭、ガス、コークス及び電力
 - (ニ) 重要化學工業品
 - (ホ) 重要機械器具及びその部品
 - (ヘ) (イ)乃至(ホ)の物資の生産、加工または修理に要する原料及び材料
 - (ト) (イ)乃至(ヘ)の物資の外主務大臣の指定する軍需物資
- (註) (ロ)の輕金屬とはアルミニウム、マグネシウム等を、非鐵金屬とは銅、鉛、亜鉛等を、(ニ)の重要化學工業品とはセメント、硝酸、曹達等を指すのである。

即ち軍需事業と言へば兵器、航空機、艦船、車輛等の生産を営む事業と解すべきであるが、これらはいづれも所謂綜合産業であつて、その素材や原材料たる鐵鋼、輕金屬、非鐵金屬、液體燃料、電力、石炭、重要化學工業品等の基礎の上に成り立つものであり、また一面から言へば、その部品工業、機械工業等の關聯産業を支柱として成り立つものと言ふべきである。従つ

て本法に於ける軍需事業の範圍としては、右に掲げた如く、單に兵器、航空機、艦艇、船舶及び車輛とその部品に止まることなく、その素材、原材料工業、關聯工業から更にこれらに必要なる原材料の生産や加工、修理を営む事業をも包括することとしてゐるのである。尙法文の規定が極めて抽象的、包括的である所以は、廣範圍に亘る軍需事業の個々に付て、これを具體的に指示することの技術的困難もあるであらうが、必要に應じ軍需會社指定の際に於ける本法運用上の弾力性を把持せんとする、いはゞ機動的措置の現はれであるとも見られるのである。

二、軍需會社の指定

——第一回指定の概要——

軍需會社の指定に依つて本法は實際的な發動を見るのであるから、政府に於ては速かにこれが指定を行ふべく、軍需省を中心として鋭意審議を進めつゝあつたが、第一回に指定すべき會社の銓衡及びこれに伴ふ諸般の準備を終了したので、一月十七日附を以て左の百五十社に對し指定令書を交付した。

三菱重工業株式會社
川崎航空機工業株式會社
日本國際航空工業株式會社

中島飛行機株式會社
立川飛行機株式會社
愛知航空機株式會社

川西航空機株式會社
日本飛行機株式會社
日立航空機株式會社
日本樂器製造株式會社
株式會社東京飛行機製作所
富士飛行機株式會社
松下航空工業株式會社
日本光學工業株式會社
日本建鐵工業株式會社
東京光學機械株式會社
小西六寫眞工業株式會社
田中航空計器株式會社
日本無線株式會社
日本電池株式會社
富士電機製造株式會社
株式會社芝浦製作所
株式會社皇部時計店
池貝自動車製造株式會社
沼津兵器株式會社

昭和飛行機株式會社
九州飛行機株式會社
石川島航空工業株式會社
住友金屬工業株式會社
東京航空機株式會社
太刀洗航空機株式會社
中島航空金屬株式會社
中央工業株式會社
愛知時計電機株式會社
東京航空計器株式會社
株式會社川西機械製作所
住友通信工業株式會社
松下無線株式會社
湯淺蓄電池製造株式會社
日本電氣兵器株式會社
日立兵器株式會社
日野重工業株式會社
日本造船株式會社
關東工業株式會社

第三章 軍需會社の意義とその指定

「軍需會社法」解説

九州兵器株式會社
 關東電氣興業株式會社
 函館船渠株式會社
 株式會社東京石川島造船所
 川南工業株式會社
 株式會社藤永田造船所
 日本製鐵株式會社
 株式會社中山製鋼所
 小倉製鋼株式會社
 日本冶金工業株式會社
 株式會社日立製作所
 大同製鋼株式會社
 特殊製鋼株式會社
 日本輕金屬株式會社
 昭和電工株式會社
 住友化學工業株式會社
 日東化學工業株式會社
 大日本化學工業株式會社
 東北振興アルミニウム株式會社

旭兵器製造株式會社
 東京製鋼株式會社
 三井造船株式會社
 浦賀船渠株式會社
 株式會社播磨造船所
 日立造船株式會社
 日本鋼管株式會社
 株式會社尼崎製鋼所
 川崎重工業株式會社
 株式會社神戸製鋼所
 株式會社日本製鋼所
 日本特殊鋼株式會社
 三菱製鋼株式會社
 日本曹達株式會社
 日本アルミニウム株式會社
 住友アルミニウム製鍊株式會社
 國産輕銀工業株式會社
 淺野セメント株式會社
 理研金屬株式會社

關東電化工業株式會社
 旭電化工業株式會社
 日本マグネシウム株式會社
 日立精機株式會社
 大日本兵器株式會社
 大阪機工株式會社
 株式會社大隈鐵工所
 株式會社池貝鐵工所
 三井精機工業株式會社
 日本精工株式會社
 不二越鋼材工業株式會社
 東京芝浦電氣株式會社
 芝浦共同工業株式會社
 株式會社小松製作所
 株式會社久保田鐵工所
 トヨタ自動車工業株式會社
 日本内燃機株式會社
 日本窒素肥料株式會社
 三井化學工業株式會社

第三章 軍需會社の意義とその指定

帝國マグネシウム株式會社
 信越化學工業株式會社
 古河電氣工業株式會社
 芝浦工作機械株式會社
 三菱工作機械株式會社
 株式會社唐津鐵工所
 株式會社新潟鐵工所
 東洋工業株式會社
 株式會社津上安宅製作所
 東洋ベアリング株式會社
 住友電氣工業株式會社
 三菱電機株式會社
 住友機械工業株式會社
 關東特殊製鋼株式會社
 日産自動車株式會社
 ゲーセル自動車工業株式會社
 東洋高壓工業株式會社
 日窒化學工業株式會社
 保土谷化學工業株式會社

「軍需會社法」解説

- | | |
|-------------|--------------|
| 日本化成工業株式會社 | 日本合成化學工業株式會社 |
| 日本火藥製造株式會社 | 旭硝子株式會社 |
| 日本油脂株式會社 | 昭和農産化工株式會社 |
| 合同酒精株式會社 | ミヨシ化學興業株式會社 |
| 大日本油脂株式會社 | 日本特殊油製造株式會社 |
| 日本石油株式會社 | 三菱石油株式會社 |
| 東亞燃料工業株式會社 | 昭和石油株式會社 |
| 丸善石油株式會社 | 三池石油合成株式會社 |
| 日産液體燃料株式會社 | 尼崎人造石油株式會社 |
| 宇部油化工業株式會社 | 宇部興産株式會社 |
| 北海道人造石油株式會社 | 日本車輛製造株式會社 |
| 汽車製造株式會社 | 川崎車輛株式會社 |
| 田中車輛株式會社 | 帝國車輛工業株式會社 |
| 三井木船建造株式會社 | 帝國特殊製鋼株式會社 |
| 株式會社島津製作所 | 松下造船株式會社 |

斯くて決勝増産達成への國家的重責を荷ふ軍需會社は、力強くその第一歩を踏出したのであるが、これに關し軍需省當局は左の如き談話を發表する所があつた。

【軍需省當局談】 本日軍需、陸軍、海軍及び運輸通信の四省の關係する百五十の會社が軍需會社として第一

回に指定せられ、本日午前十時所管大臣より指定令書を交付せられたのである。軍需會社の指定は特典の附與でもなく重要企業たることの格付でもなく、戦力を飛躍的に増強するための責務の賦課であつて、所謂生産責任制の確立を目的とするものであることは、軍需會社法に明かにされてゐる所である。なほ第一回に指定する軍需會社に付ては、關係各省間に於て同一方針のもとにこれを選定したものであつて、その選定方針の概要は次の如くである。

- 一、軍需會社法の適切且圓滑なる發足をはかる爲に適當なる数の會社を厳選すること
- 二、戦力増強上急速に生産擴充を必要とする爲、この際軍需會社に指定するを必須とする會社に付ては、その規模業態などに拘らず指定すること
- 三、今直に軍需會社法を適用して會社の運営を圖ることに付、尙考慮を要する軍需事業部門の會社に付ては第二回以下の指定に譲ること

總て軍需會社に指定された會社と然らざる會社との間に重要性に於て差異を設け或ひは重點、非重點の區別を置くものでないことをくれぐれも理解せられたい。

第二回の指定に付ては直に選定に着手し、第一回指定軍需會社に關する運営の事情とも考へ、出来るだけ速かに措置する考へであつて、第二回には相當多數の會社が指定されることとなる筈である。

要するに、第一回の指定に於ては眞に必要且緊急なるものに止めるといふ厳選主義が採られた譯であるが、これは一時に多くの業種、雑多な會社に本法を適用することに依つて生ずることあるべき不測の混亂、無用の滯滞を防止すると共に、軍需會社の運営と密接不可分の關係にある軍需監理部の機構整備を俟つて、順次第二回、第三回の指定を行ひ、これに依つて兩者が

渾然一體となり、強力な機能を發揮することを所期したが爲に外ならないのである。

主務大臣が軍需會社を指定する場合には、曩に述べた軍需事業を営む會社に對し、左の事項を記載した指定令書を交付することになつてゐるから、指定令書の交付を受けた會社は、その指定令書に記載された範圍の軍需事業の基礎の上に立つて、軍需會社となる譯である。

(イ)會社の名稱及び所在地

(ロ)軍需事業の種類並びにその軍需事業を行ふ工場事業場の名稱及び所在地

(ハ)その他必要と認める事項

また主務大臣が右の(ロ)及び(ハ)の事項を變更し、或ひは軍需會社としての指定を取消す場合にも、指定の場合と同様、當該會社に對し直接令書を交付することに依りこれを爲すことになつてゐる。

主務大臣が軍需會社たるの指定令書を交付した場合は、その會社名だけを公告し、當該指定會社の行ふ事業内容、工場事業場の名稱及び所在地に付ては防諜上の見地から一切公表されない。當該會社が會社名を變更した場合、軍需會社としての指定を取消した場合も同様である。

次に従前より工場事業場管理令の適用を受くる工場事業場を営む會社等に對して、主務大臣が軍需會社としての指定令書を交付した場合は、その指定令書に記載された工場事業場に付ては、指定令書の交付當日を以て従來の工場事業場管理令に基く管理は廢止されたものと看做す

べきであるが、これは本法の發動に伴ふ二重管理を避けんとする當然の經過的措置と言ふべきである。

本法の立法當初に於ては、軍需會社とその他の一般會社との區別を明確にする爲、指定會社に對しては商業登記を爲さしむべきであるとの意見が唱へられた。即ち軍需會社と軍需會社に非ざるものゝ區別を明確にせざれば、會社株主は別としても、取引の相手方たる第三者に對し不測の損害を與へる懼れがある。故に第三者より見て直にこれが判別の出来るやうに、軍需會社には商業登記を爲さしむべきであるといふのであるが、これは防諜上の見地から採り上げられなかつた。以上の論旨は理論上十分肯定されるべきであるが、實際問題として現在の軍管理工場に付ても管理令書の交付を以てその指定を行ひ、別に登記制を採用してゐないに拘らず、取引方面には何等の支障を及ぼしてゐない點に鑑み、その必要性は薄弱ではなからうか。尤も軍需會社と軍管理工場とはその性格が異なるから、取引上第三者保護の爲にする公示の必要は、軍管理工場との比較に於て見ると遙かに大きな意義をもつものと言ふべきであるが、防諜上の危険を冒してまでこれを強行するだけの必要性は認められないのである。これに關する適切な措置は今後の課題として考究するべきであらう。

第四章 生産責任制確立の構想

一、緒言

軍需企業に於ける生産確保を企業經營の人的側面より實現せんとする生産責任制の構想は、軍需企業の國家性を法律的、制度的に實現した本法の眼目とも言ふべき點である。即ち企業單位に最高の生産責任者を置き、その下に經營單位の生産擔當者を置き、更にその下に職員その他の従業員を位せしめて、恰かもピラミツドの如く命令系統を構成確立すると共に、各員の地位に應じその責任の範圍と所在を明かにしたことは、從來の立法に見られなかつた新機軸であり、且指導者原理の高度の法制的昂揚をこゝに見ることが出来るのである。

二、生産責任者

一、生産責任者の選任

生産責任者は企業體に於ける最高責任者であつて、軍需會社を代表しその業務を總理する、いはゞ生産陣營の部隊長であるが、その選任は原則として、軍需會社自體がこれを行ふのである。特殊會社や營團、金庫、統制會の主腦部に於て見らるゝ如き政府の任命に依るものではないのである。蓋しこのことは、所謂民有民營の現行會社制度の維持を前提として生産責任制を確立し、且企業の有機的組織を尊重するといふ政府當局の意圖を最も雄辯に物語るものと言へやう。

斯の如く生産責任者の選任は軍需會社自體の手に委ねられてゐるが、それだけにその選任に付ては慎重であるべきであり、延いてはそこに各種の法的制限の及ぶことも當然と言はねばならないのである。

先づ軍需會社は指定令書の交付を受けた日より二週間以内に生産責任者を選任して、主務大臣に届出でなければならぬ。即ち生産責任者は一軍需會社に付一人とし、その選任は左の各項に従つて爲すべきである。

(1) 生産責任者は合名會社の場合は社員、合資會社または株式合資會社の場合は無限責任社員の中より選任すべきであつて、第三者より選任することは許されないが、株式會社、有限會社の場合にはその資格に付て何等の法的制限がない。従つて理論上から言へば、株式會社、有限會社の場合は役員中から選任しやうと、社員の中から拔擢しやうと、或ひはまた社外の第三者を迎へてその位置に就かしめやうと、それは各會社の自由であるべきであるが、實際問題としては、社長または取締役の中から選任することを原則とする。さうして己むを得ざる事由に依り社外の第三者を生産責任者として選任する場合は、會社との有機的關係を保持せしめるために、生産責任者たる地位に就いたものに對しては、役員として會社代表權と業務執行權を附與することになつてゐる。定款に取締役の定員が定められてあつても、この場合はこれに拘束されないこと勿論である。

(2) 生産責任者の選任は、株式會社、有限會社の場合は取締役、合名會社の場合は社員、合資會社または株式合資會社の場合は無限責任社員の過半数の同意を以てこれを爲すべきであつて、株主總會や社員總會などの議決を必要としない。

(3) 特別の法令に依つて設立された特殊會社——例へば日本發送電株式會社、帝國鑛業開發株式會社、帝國石油株式會社、日本製鐵株式會社の如く——にして、政府が任命しまたはその選任に付政府の認可を受くべき總裁、社長、理事長その他會社を代表し、業務を總理すべき役員あるものに付ては、これらの役員に非ざれば生産責任者となることは出来ない。

二、生産責任者の任命

軍需會社は前記せる如く指定令書の交付を受けて後二週間以内に生産責任者を選任し、これを主務大臣（原則として軍需大臣）に届出づべきであるが、もしその期間内に軍需會社が生産責任者を選任しない場合は、軍需大臣（當該軍需事業が他の大臣の所管なる場合は軍需大臣が當該所管大臣と協議の上）は職權をもつて、生産責任者を任命することになつてゐる。而してこの場合の任命は、選任の場合と同様、合名會社の場合は社員、合資會社、株式合資會社の場合は無限責任社員の中より適格者を選んで任命することになつて居り、株式會社、有限會社の場合は原則として會社の役員中より任命し、然らざる場合にはその事業に關係ある者または實際的經驗のある者の中より任命する方針の由である。

三、生産責任者の登記

軍需會社の生産責任者の選任または任命の登記を申請するには、申請書にその選任または任命の事實を證明し得る書面を添附すべきであり、且初めて右の登記を爲す場合には、軍需會社に指定せられた事實を證明する書面をも併せて添附することになつてゐる。

四、生産責任者の地位と職責

生産責任者は政府に對し、軍需會社の責務遂行、即ち戦力増強の國家要請に應へ、全力を發揮して軍需事業を遂行することに關し、會社を代表してその責に任すべき者である。換言すれば、生産責任者は會社の國家性の代表者であり、生産目的達成上の責任者であつて、普通一般の取締役の責任が對會社的、對株主的または對債權者的であるのとは根本的にその趣を異にするのである。

生産責任者は斯の如く重大なる對國家的責務を有する者である以上、その責任の完遂に付ては、眞に腹を切る覺悟をもつて挺身すべきこと言ふまでもないが、一方から言へば會社は私法的存在であり、會社の生産目的はその私法的な經營を通じて可能となるのであつて見れば、生産責任者をしてその與へられた國家的責務を完遂させる爲には、その私法的地位を強化する必要があるのである。そこで生産責任者に對しては會社代表權と業務總理權を集中して、軍需事業遂行上の全權を附與し、その地位を確立すると共に、業務執行上必要な場合には商法等の

特例をも認めて、強力にその企業の運営を爲さしめることとしたのである。また生産責任者は國家に對し責任を負ふ者なるが故に、もしその職務を懈り、その責任を果さざる場合は於ては單に私法上の義務違反たるに止まらず、公法上の義務違反として制裁が加へられることになつてゐるのである。これらに付ては章を追つて詳述するが、要するに生産責任者は第一線の部長にも比すべき地位にあるのである。その烈々たる企業報國精神の顯現と、挺身的陣頭指揮の實踐に依つて、始めて本法制定の目的が達成されると言つても敢て過言ではないのである。

生産責任者は主務大臣の認可を受くるに非ざればその職を辭することは出来ない。また軍需會社が選任または任命せられたる生産責任者を解任せんとする場合にも、やはり軍需大臣の認可を受けなければその効力は發生しないことになつてゐる。従つて責任回避の爲の辭職は許されないが、一面に於てはこれに依つて株主總會などの不當な干渉を排除し、または債權者の拘束から離脱することが出来る譯である。また生産責任者は解任または軍需大臣の認可を得て辭職する場合の外は、その職に止まるべきものとされてゐるから、假に社長の任期が満了した場合と雖も、それだけの理由では、生産責任者たるの地位を退くことは出来ないのである。即ちこの場合にも、軍需會社より軍需大臣に對して生産責任者解任の認可申請を行ひ、その認可を得るか、または生産責任者がその辭職に付て主務大臣の認可を受けざる限り、引續き生産責任者として社長の職に重任することになるのである。

尙法文上に於ては、同一人が二社以上の生産責任者を兼ねることに付ては格別の制限を設けてゐない。また生産責任者が他の業務を兼任することに付ても何等の禁止的規定を設けてゐないから、理論上から言へばいづれも差支ない譯であるが、然し、生産責任制設定の本旨からすれば、一人一社主義を建前とし、一會社の運営に全能力を傾倒することが本筋であることは言ふまでもない。

次に合名會社の社員、合資會社または株式合資會社の無限責任社員にして生産責任者たるの地位にある者は、生産責任者たるの職を辭すると同時に非ざれば、社員又は無限責任社員たるの地位を退くことは出来ないし、本法中必要規定の準用を受くる法人に非ざる軍需事業の事業主または軍需の充足上必要な軍需事業以外の事業の事業主にして生産責任者たるの地位にある者も、これと同様、生産責任者の職を辭すると同時に非ざれば、事業主たるの地位を退くことを得ないことになつてゐる。蓋し所有と經營の分離せざる合名會社、合資會社、株式合資會社または個人經營の本質に鑑み、適切な措置と言ふべきである。

四、他の取締役の權限

生産責任者に非ざる取締役または會社の業務を執行する社員は、生産責任者を補佐し、會社業務を分掌すべき義務を負ふ。而して生産責任者の代人は原則としてこれを置かざる關係上、生産責任者に事故あるとき、例へば病氣とか旅行中の場合は、豫め生産責任者の定めた順位に

依つて、取締役または會社の業務執行社員がその職務を代理し、生産責任者缺員の場合にはこれまたその順位に依つて生産責任者の職務を代行すべきである。換言すれば、生産責任者に非ざる取締役または業務執行社員は、單に會社業務の分掌權と、生産責任者の事故または缺員の場合に於ける代理權または代表權を有するに過ぎないものとされ、生産責任者の會社代表權と業務總理權の掌握はこの面よりしても確立されてゐるのである。

さてこゝで一應検討すべきことは、生産責任者を社長以外の者より選任または任命した場合に付てある。即ちこの場合には事業經營の責任者と生産責任者が分裂し、所謂二頭政治となつて責任の所在を不明確ならしめ、指揮系統を紊亂し、延いては生産の弱體化を招く虞れがあるのである。斯かる見地から第八十三議會の貴族院に於ける本法案の審議に際しても、一委員より、「生産責任者は原則として社長とし、もし社長の推薦者を以てこれに充てんとする場合は政府の認可にかゝらしめるといふことにしてはどうか——さうしてもしその社長を生産責任者として不適當であると認めた場合は、政府は職權をもつて社長の更迭を命すべきである。經營責任者と生産責任者は一體不可分なるが故に、あくまでも社長と生産責任者は同一人を以て充つべきであらう——」といふ意見が出たのであるが、然し社長は法律上必須の機關ではなく且單なる名義上の社長に過ぎない場合も往々にして見受けられるので、結局、原則としては社長または首席取締役を生産責任者として選任若くは任命すること、社長以外の者より生産責任

者を選任若くは任命する場合に於ては、二頭政治の弊に陥らざるやう、例へば他の役員の會社代表權を制限して生産責任者に權限を集中するなど、本法の運用に當つて篤と留意すること——といふ政府側の答辯で、法文上では生産責任者を敢て社長または取締役に限定せず、廣く適格者を求めるといふ建前から、社長、取締役以外の第三者の選任若くは任命をも認めることとしたのである。尙政府は本法若くは本法に基いて發する命令またはこれに基いて爲す命令若くは處分の效果の確保上支障ありと認むるときは、軍需會社の取締役若くは監査役を解任し、または業務執行社員の業務執行權を喪失せしめ得ることになつてゐるから、生産責任者に協力せざる役員如きに對しては、即ち本規定に基く解任または業務執行權の喪失といふ懲戒的措置が加へられるであらう。この面よりする生産責任者の地位強化も、實質的には大なる偉力を發揮すること論を俟たない。

五、生産責任者の解任

生産責任者の解任は軍需大臣がその者を不適任と認めて解任する場合と、生産責任者がその職務を懈り、その責任を果さざる場合に於て、懲戒處分として所謂懲戒解任を命ぜられる場合及び軍需會社が軍需大臣の認可を受けて解任する場合の三通りがある。懲戒解任に付ては後述に譲るが、軍需大臣がその者を不適任として解任する場合には、當該會社に對してその旨を通知することになつてゐるから、この通知を受けた會社はその日より二週間以内に後任の生産責

任者を選任して、軍需大臣に届出づべきであり、軍需會社に於て生産責任者を解任した場合もこれと同様二週間以内に新なる生産責任者を選任して軍需大臣に届出づべきである。もし軍需會社がその期間内に後任の生産責任者を選任せざるときは、軍需大臣が職權をもつて生産責任者を任命することは軍需會社としての指定の際に於ける生産責任者任命の場合と同様である。六、第一回指定令書交付式に於ける東條首相の挨拶

一月十七日舉行された第一回の軍需會社指定令書交付式に於て、東條首相は各社代表に對して、責任觀念の透徹、迅速果敢なる生産活動の昂揚、監理官との密接なる協力の三點を強調せる挨拶を試みたが、これは即ち生産責任者の出陣に對する東條首相餞けの訓示とも看做さるべきものであるから、左にその概要を掲げて生産責任者の善處を期待することにする。

【東條首相挨拶】 今や戦局は愈々激烈を極め軍需生産の飛躍的増強こそは皇國無量の最喫緊事である。この秋に當り曩に制定公布せられたる軍需會社法に基き、本日为期し軍需會社の第一回指定を見るに至りたることは洵に慶賀に堪へない。この機會に私は先づこの曠古の大戦争に當り今日迄盡されたる各位の御勞苦に對し、衷心より感謝の意を表するものである。

皇國の隆替を決すべきこの曠古の重大戦局に鑑み、飛躍的なる戦力増強に期待する所いかに大なるものがあるかはこゝに多言を要しない。政府は直接軍需生産に携はる各位の御協力に依つて必ずやこの國家緊急の要求に應せんことを期してゐるのである。しかしてこれが爲には各位の縦横の手腕を發揮せしめ得るの措置を執ることが最も肝要のことであつて、本日を期して軍需會社の第一回指定を見るに至つた所以も實

にこゝに存するのである。各位はこの趣旨を十分身に體せられ、思切つて手腕を發揮せられ、この國家危急の秋に際し遺憾なく御奉公の上最後の勝利獲得の礎を築き上げて戴きたいのである。

この機會に若干の所懐を披瀝し今後に於ける各位の御奉公に資したいと存する。

第一に責任觀念に透徹して戴きたいことである。元來仕事の成否は人の賢愚に依つて左右せらるゝものではなく、實は當事者たるその人の責任觀念の強弱に依つて決せらるゝのであり、又その強き責任觀念の上に立つ正しき努力如何に依つて決せらるゝものであると私は堅く信ずるものである。戦時下の常として各位の前には幾多の難關が横たはつてゐることを私は十分承知致して居る。しかしながら旺盛なる責任觀念に徹して努力する所、そこには如何なる難關も突破出来ないことはないのである。行政査察の成果などより見るもこの點幾多の好事例を認めらるゝのである。各會社の最高責任者たる各位御自身はもとより、各階層に於ける責任者たる各位の部下全員がいやしくも命令に萎縮し、或ひは責任を轉嫁するが如きことなく、眞に旺盛なる責任觀念に透徹し、惜しみなくその全力を傾注するとき、そこには究極の勝利獲得に何らの不安もないのである。

第二に敏速果敢なる生活活動に終始して戴きたい。銃後の生産力が直接第一線の戦力に關聯すること今日より切實なるはないのである。しかして量と質との問題と共に時の問題が愈々深刻になつて參つたことは十分御承知の通りで、一機たりとも又一艦たりともより多く且一刻も速かに前線に送る——これが現下の戦局に對處する生産の要諦である。軍需會社法に基く各般の新しき措置もまさにこの切なる要求に應ぜんが爲にほかならない。各位は今後の生産活動に於て特に以上の點に十分御留意を願ひたいのである。第三に監理事務擔當官と密に協力して戴きたい。こゝに軍需會社の責務遂行を強調し生産責任者以下の服

務を規律する反面、軍需會社の監理事務を擔當する役人の服務規律を厳正にすることに關しては、政府としても十分考慮してある所である。これが爲に戦時官吏服務令を厳正實踐せしめるは固より、監理事務擔當官の服務に關しても軍需會社の生産責任制の完遂に即應する如くして、眞に官民一體となつて戦力増強に當るやう指揮監督して參る所存である。各位も斯くの如き政府の意圖を十分に諒得せられ、現場に於ける監理事務擔當官と隔意なく戮力協心ひたすら責務遂行に邁進せられんことを要望する次第である。生産の方面に於ても作戦に於けると何等異なる所無く精神の問題が生産増強の根本的要諦である。生産責任者を中心として嚴正なる紀律と旺盛なる士氣のもとに、温き骨肉の至情をもつて結ばれたる鐵石の團結こそは戦力増強の根底を爲すものである。この點に於て勞務管理の問題は最も眞剣に考へらるべきものである。資材、資金などの活用はもとよりであるが、これらに増して最も各位に期待するものは勞務の點である。今や飛躍的生産の増強の成否はこの勞務管理の如何にかゝると言ふも過言ではない。従つて勞務者の取扱、指導に當つては須らく社長自ら陣頭に立ち、一人の勞務者の身上に付てもこれに意を用ひ、温か味のあるこもれる勞務の管理に徹し以つて人の力、特にその魂の力を結集して生産活動の成果を更に大ならしむることに一段と努められたいのである。

今や戦局は愈々凄愴の度を加へ戦力ななく航空戦力の飛躍的擴充の要今日より切なるものはない。この秋に當り生産部門の先達たる各位に對し國家の期待する所洵に大なるものがある。何卒この上とも率先垂範滿々たる闘志をもつて飽迄もこの重責を果されんことを切望する。

三、生産擔當者

工場事業場等の生産現場の末端に至るまで企業の國家性を滲透せしめ、迅速果敢な生産増強を期するといふ目的をもつて、生産責任者が必要と認められた場合は、生産擔當者を置くことが出来る。即ち生産擔當者は文字通り生産第一線の實務を擔當する、いはゞ前線の小隊長であり、中隊長であつて、本法が生産擔當者に期待するところは、一に、部隊長たる生産責任者の指揮命令を體し、全工場の機能を擧げて増産必成に邁進すること——これである。

一、生産擔當者の任命

生産擔當者は生産責任者が必要と認められた場合に、本店または工場事業場の個々に付て任命するものであつて、生産責任者の如く必ずこれを置くべき旨の法的義務は課せられてゐない。然しながら、生産擔當者は現場即決主義の具體的存在とも言ふべきものであるから、實際問題としてはこれを置く必要があり、それ故に政府に於て必要と認められた場合は、生産責任者に對し生産擔當者を置くべきことを命じ、且その者を不適當と認められた場合は解任を命じ得る職權を留保してゐるのである。

生産擔當者の任命に付ては、生産責任者の選任の場合の如く、その資格に關し何等の制限を設けてゐない。また任命の方法としても取締役や業務執行社員の同意を必要としないし、株主總會や社員總會の議決の如きもとより不要である。従つて生産責任者の自由意志に依り自己の適格者と認むる者を生産擔當者として任命し得る譯であるが、その性質上工場長を適格者と爲

すことは言ふまでもあるまい。尤も生産擔當者は單に局部的な仕事に明るいといふだけではなく、會社全體の事業にも通曉してゐることが望ましいから、取締役等の工場長兼任が行はれ、更にその工場長を生産擔當者に任命するといふことが最も理想的であらうと考へる。

次にこれまた法規の示すところではないが、生産擔當者はその職務上から見ると一個の經營單位に付一人、即ち一工場一人制を原則とすべきである。尤も本店等に於ては必ずしも一事業に付一人を任命する必要のない場合もあるから、斯かる場合は二、三の事業を一人で擔當することも差支ない。また一社一工場の如き場合は、生産責任者のみを置いて、生産擔當者の設置はこれを省略してもよい譯である。

生産責任者が生産擔當者を任命したときは、直ちにその旨を軍需大臣に届出づべきであり、これと同時に左に述べるところに従ひ登記しなければならぬ。

二、生産擔當者の登記

生産擔當者を置いたときは、その本店または工場事業場の所在地に於て、生産擔當者の氏名及び住所、生産擔當者を置いた場所を登記しなければならぬ。登記した事項を變更する場合または代理權消滅の場合も同様である。尙斯かる生産擔當者設置の登記は支配人登記簿に記載してこれを爲すことになつてゐる。

三、生産擔當者の地位と職務權限

生産擔當者は政府に對し、生産責任者の指揮に従つて擔當業務を遂行するの責任を有するのである。従つてその地位、職務權限は支配人と同様、生産責任者に代つて當該本店または工場事業場に於ける軍需事業に關する一切の裁判上裁判外の行爲を爲す權限をもつのである。具體的に言へば本店内または工場事業場内に於ける人事とか物資調達等、現場處理を適當とする事項に關する職務權限を掌握し、その範圍内に於て國家に對する責任を負ふものと言へやう。蓋し些細なことまで一々本社に伺ひを立てなければ處理出來ないといふ從來の本社中心の惡習を打破し、出來得る限り現場即決主義に依つて生産能率を高めんとするのが、生産擔當者設置の目的に外ならないからである。生産擔當者がその職務を懈り、その責任を果さざる場合に於ては公法上の懲戒處分を受くることになつてゐるが、これは項を改めて解説することにした。生産擔當者の職務權限に關する具體的な範圍に付ては、各會社の事情に依り異るところあるは勿論であるが、生産責任者が生産擔當者の職務權限を定めたとき、またはこれを變更したときは遅滞なく軍需大臣に届出づべきであり、軍需大臣に於て必要ありと認めたととき即ち不當なる制限を加へたものと認められた場合は、右の届出ありたる職務權限に付て變更を命じ得ることになつてゐる。

四、軍需會社従業員

生産責任者、生産擔當者その他軍需會社の營む軍需事業に従事する者は、國家總動員法の規定に基き、包括的に徵用されたる者と看做すことになつてゐる。而してこれに付ては厚生省令たる「軍需會社徵用規則」が制定されてゐるが、その内容を概観すれば次の通りである。

一、被徵用者と看做される者の範圍

軍需會社または軍需工場の屬する軍需會社の生産責任者は總て徵用せられたるものと看做される。また軍需會社の生産擔當者及び當該軍需會社の營む軍需事業に従事する者、軍需工場の生産擔當者及び軍需工場に於て行ふ軍需事業に従事する者も、その會社または工場に於ける地位如何に拘らず、總て徵用せられたものと看做されるのである。但し生産擔當者または従業員にして左に該當する者は除外される。

(イ)陸海軍軍人にして現役中の者(未だ入營せざる者を除く)及び召集中の者(召集中の身分取扱を受ける者を含む)

(ロ)陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及び海軍豫備補習生を含む)

(ハ)陸海軍軍屬

(ニ)醫療關係者職業能力申告令に依り申告を爲すべき者

(ホ)獸醫師等職業能力申告令に依り申告を爲すべき者

(ヘ)船員法の船員

(ト)法令に依り拘禁中の者

(チ)年齢十四年未滿の者

(リ)日々備入れられる者

(ヌ)六ヶ月以内の期間を定めて軍需會社の軍需事業に従事する者

(ル)期間の定めなく勞務供給契約または事業請負契約に基き軍需會社の軍需事業に従事する者

(オ)總動員業務に従事せざる者

(カ)女子

(ク)その他厚生大臣の指定する者

右の(ニ)醫療關係者職業能力申告令に依り申告を爲すべき者とは醫師、齒科醫師、藥劑師及び看護婦を謂ひ、(ホ)の獸醫師等職業能力申告令に依り申告を爲すべき者とは獸醫師、獸醫手及びその免許を受くる資格ある者を謂ふのである。また船員法の船員とは船舶法第二十條に規定する船舶、平水區域を航行する船舶、總噸數三十噸未滿の漁船以外の日本船舶に乘組む船長及び海員を指し、(リ)の日々備入れられる者とは所謂日傭勞務者の類を、(ヌ)の六ヶ月以内の期間を定めて軍需會社の軍需事業に従事する者とは所謂臨時雇の類を謂ふのである。或ひは勤勞報國隊員の如きもこの部類に屬する者と言へやう。(オ)に勤總員業務に従事せざる者となる

が、これは總動員物資即ち兵器、彈藥、艦艇その他國家總動員上必要な食糧、被服、醫藥品、燃料、電力等々の生産、修理、配給、輸出入、保管などに關する事業及び國家總動員上必要な運輸、通信、金融、衛生、救護、教育訓練、試験研究、情報、啓發宣傳、警備その他に關する業務など（註 國家總動員法第三條及び第四條參照）に従事せざる者を「カ」のその他厚生大臣の指定する者としては、一月七日附厚生省告示第二號を以て、①指定軍需會社又は指定軍需工場として厚生大臣の指定した日に於て欠勤引續き三月以上に及ぶ者及び②勞務調整令第十條の二の所謂從業禁止規定に依り、厚生大臣又は地方長官に於て禁止又は制限の指定を爲した業種又は職種に従事する者にして、その禁止又は制限の範圍に該當する者（國民勤勞動員署長の認可を受けた者を除く）が指定されてゐる。尙今日、女子の徵用制は實施されてゐないから、女子に對する適用を除外したのは當然の措置であらう。

要するに軍需會社の營む軍需事業に従事する者は、右に掲げた特定者を除き全員應徵士と看做される。即ち個別的には國家總動員法に依る徵用の手續は執られないが、包括的に徵用と同一の效果を生ずることになつてゐるのである。因みに一月十七日附を以て第一回の軍需會社指定が行はれたが、これに伴ひ、厚生省では即日指定令書を發して、指定軍需工場従業員の現員徵用を實施した。

二、國民徵用令に依り現に徵用中なる者等の取扱

軍需會社の生産責任者、生産擔當者及び軍需事業の従業員にして、國民徵用令に依り現に徵用中の者、または國民徵用令に依つて徵用せられ當該軍需會社の行ふ總動員業務に従事せしめられた者の徵用の變更、解除または業務從事などに關しては、國民徵用令の規定に拘らず、總て軍需會社徵用規則の定むるところに依るべきである。軍需工場の屬する軍需會社の生産責任者、軍需工場の生産擔當者及び軍需事業の従業員にして、國民徵用令に依り現に徵用中の者または國民徵用令に依つて徵用せられ、當該軍需工場の行ふ總動員業務に従事せしめられた者に付ても同様である。

三、軍需被徵用者の業務從事

生産責任者、生産擔當者その他軍需會社の従業員にして徵用せられた者と看做された者、即ち軍需被徵用者は、その軍需會社または軍需工場に於て行ふ軍需事業たる總動員業務に従事せしめるものとする。

四、軍需被徵用者に對する徵用告知書の交付

國民徵用令に依つて徵用された者以外の軍需被徵用者に對しては、その者の就業地を管轄する地方長官に於て、速かに徵用告知書を交付すべきである。而して徵用告知書には左の事項を記載することになつてゐる。

（イ）徵用せられた者と看做さるべき者の氏名、出生の年月日及び本籍

(ロ) 従事すべき總動員業務を行ふ軍需會社または軍需工場の名稱

(ハ) 従事すべき總動員業務、職業及び場所

(ニ) その他必要と認める事項

五、被徵用者の徵用の變更

被徵用者を使用する軍需會社または軍需工場の屬する軍需會社の生産責任者が、生産擔當者外軍需事業の従業員たる被徵用者を使用する軍需會社または軍需工場、被徵用者の従事する總動員業務、職業若くは場所及び徵用期間の變更などを必要と認めるときは、當該軍需會社または軍需工場に於て行ふ軍需事業の所管大臣に對し、これを申請すべきである。但し徵用期間の變更に付ては、國民徵用令に依り徵用せられたる者以外には適用されないことは言ふまでもない。

所管大臣が右の申請を受理した場合に於て、その必要ありと認めるときは、被徵用者を使用する軍需會社または軍需工場、被徵用者の従事する總動員業務、職業、場所または徵用期間を變更することが出来るほか、所管大臣必要ありと認めるときは、生産責任者の申請なき場合と雖も、被徵用者の徵用の變更を爲し得ることになつてゐる。

六、徵用の解除

生産責任者が被徵用者の疾病その他の事由に依り、總動員業務に従事するに適せずと認めた

場合、またはその者をして總動員業務に従事せしめる必要なに至つた場合は、所管大臣に對し徵用の解除を申請すべきである。また被徵用者自身に於ても、疾病その他の事由に依り總動員業務に従事し難い場合には、當該軍需會社または軍需工場に於て行ふ軍需事業の所管大臣に對し、その旨を申出づることを得る途も開かれてゐる。

所管大臣が生産責任者より徵用解除の申請を受つた場合は徵用を解除することが出来るが、必要ある場合に於ては生産責任者の申請なき場合と雖も、徵用を解除することが出来るのである。

七、生産責任者の徵用の變更

生産責任者の徵用變更に付ては、國民徵用令に定められた管理工場または指定工場に於ける事業主の徵用變更規定、即ち社長徵用制に依る徵用變更の規定がそのまゝ準用されることになつてゐる。

八、生産責任者の徵用の解除

政府が生産責任者を不適任と認めて解任した場合、職務を懈りその責任を果さざるに依つて懲戒解任の處分を受けた場合及び生産責任者に於て政府の認可を受けその職を辭した場合には生産責任者たりしその者の徵用は解除せられたものと看做され、就業地の管轄地方長官より徵用解除告知書が交付される。但しその者が引續き軍需會社または軍需工場の軍需事業に従事す

る場合は、依然として徴用を解除されざることは言ふまでもない。

九、軍需被徴用者の身分

軍需被徴用者は國民徴用令に依る被徴用者と同様、應徴士たるの國家的地位と名譽を與へられる。従つて、軍需被徴用者たる者は忠誠を旨とし、その従事する總動員業務に精勵すべきであり、假にも斯かる地位と名譽を與へた國家の期待と信頼に反くやうなことがあつてはならないのである。

十、軍需被徴用者に対する給與、旅費及び生活扶助

生産責任者を除く軍需被徴用者に対する給與は、その者の技能程度、従事する業務及び場所等に應じ、且従前の給與その他これに準すべき収入を斟酌して、生産責任者がこれを支給することになつてゐるが、その必要事項に關しては所管大臣の認可を受けて定むべきものとされてゐる。また軍需被徴用者として徴用せらるべき者が、出頭命令書の交付を受けて出頭する場合及び徴用命令書の交付を受けて出頭する場合、徴用解除に依つて歸郷する場合、家族の危篤または死亡の爲生産責任者の許可を得て一時歸郷する場合、被徴用者の危篤または死亡の爲生産責任者の通知に依りその家族が出頭する場合などの旅費は、地方長官または生産責任者よりそれ／＼支給することになつてゐる。

次に軍需被徴用者が徴用せられたことに依つてその家族と世帯を異にする——所謂竈を二つ

にするに至つた場合、その他特別の事情ある場合、或ひは被徴用者の故意または重大なる過失に因るに非ずして業務上傷疾を受け、疾病に罹り、これが爲徴用を解除せられた場合に於て、本人または家族の生活上に困難を來すときは、これに對して扶助を爲すことになつてゐる。また被徴用者が業務上故意または重大なる過失に因るに非ずして傷疾を受け、疾病に罹り、これが爲死亡した場合に於て、その遺族の生活上に困難を來すときは、これに對しても扶助を爲すことになつてゐる。

十一、軍需會社全従業員の義務

軍需會社の職員その他勤務に携はる勞務者は、軍需被徴用者即ち應徴士たる否とを問はず會社役員その他上長の指揮命令に従ひ、忠實にその職務を遂行すべきことは、契約及び身分上の關係に基く當然の義務である。しかしただそれだけでは一般の雇傭關係と何等異るところが無く、違背の場合には單に私法的な損害賠償義務が発生するに過ぎないので、本法に於ては特に、軍需會社の従業員はその擔當業務に従事するに付ては、生産責任者及び生産擔當者の指揮に従ふべきことを明記し、以てこの服従義務を公法上の義務とすると共に、故なくしてその指揮に従はざる者に對しては、後述するが如き公法的制裁たる懲戒處分を加へる外、減給、昇給停止等の措置を講ずることとしてゐるのである。蓋し生産目的の達成は生産責任者—生産擔當者—一般従業員を一貫する指揮命令系統の確立に依つて、初めて可能となるからである。

五、軍需監理官

軍需省の創設に依り商工省の工務官、厚生省の勞務官、陸海軍の監理官、監督官は、すべて軍需省の軍需監理官として統一されることになつたが、この監理官は所謂軍需省の出先機關として各軍需工場に配置せられ、その責任生産に協力するものであるから、實質に於ては生産責任者と共同の連帶責任を擔ふ者とさへ言へるのである。即ち生産責任制は國家管理制と不可分一體の關係を爲すのであり、それだけに監理官の人選、人事の運用といふ點に付ては重視されるのであるが、政府は特に適材を簡拔する方針のもとに銓衡委員會を設け、軍人、官吏、民間人の優秀を選んで特別任用とし、且その任期も相當長期となす方針の如くである。

軍需監理官の職責並びにその權限範圍に付ては、未だその服務規定が公表されない關係上、具體的に列擧することは困難であるが、第八十三議會に於ける岸國務大臣の説明に依れば、その職責の第一は生産擔當者と一體になつて、生産隘路を打開するに在るのであり、第二に生産責任者や生産擔當者が計畫通りその能力を十二分に發揮して居るかどうかを考査する點に在るとされてゐる。従つてその權限としても、現場處理の可能な事項は擧げてこれを監理官に委ねらるべきであり、その成果は特に期待されてゐる。

次に監理官が實質上の共同責任を負ふとすれば、これに對する責任は如何に追求されるであ

らうか、本法にはこれに關する規定はないが、政府は別個に軍需監理官服務規律なるものを制定し、これに善處する旨を明かにしてゐる。従つて資材、勞務が割當だけ確保されない爲に、生産計畫が達成されない場合の如き、右の服務規律に照して責任が追求されることにならう。ともあれ國家管理機構の確立は、日本戰爭經濟の發展に一線を劃するものと言へるのである。

六、懲戒處分

一、生産責任者及び生産擔當者に對する懲戒處分

既に述べたる如く、生産責任者は政府に對して、軍需會社の責務遂行に關し會社を代表してその責に任すべき者であり、生産擔當者また政府に對し、生産責任者の指揮に従つて擔當業務を遂行するの責に任すべき者である。従つて生産責任者も、とより生産擔當者も自己の全能力を發揮して國家の要請に應へ、その責任の完遂に向つて挺身すべきであるが、もしその職務を懈り、その責任を果さざる場合に於ては、解任または譴責といふ公法的懲戒處分に附せられることになつてゐる。

即ちこの懲戒處分たる解任及び譴責は、軍需生産責任審査會の議決を経て政府が行ふものであり、政府が懲戒處分をなした場合にはこれを公示することになつてゐる。軍需生産責任審査會の組織、權限、手續等に付ては別に勅令たる「軍需生産責任審査會官制」を以てこれを規定

してゐるが、これに依れば内閣總理大臣を會長とし、委員としては内閣書記官長、陸軍、海軍、軍需各次官及びその他の各省次官中より内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て任命せる次官一人の合計五人を以て構成し、更に勅任官中より豫備委員五人を任命することになつてゐる。次に懲戒解任の處分がその者の私法上の地位に如何なる影響を及ぼすかといふ點に付て考へて見やう。

先づ第一に、懲戒解任の處分を受けた生産責任者または生産擔當者が法人の業務を執行する役員である場合には、それが株式會社または有限會社の取締役であるときはこれを解任し、合名會社、合資會社の無限責任社員であるときはその業務執行權を喪失せしめ、その他の者即ち雇傭契約に基づく使用人であるときはこれを解雇しなければならぬ。但し特別の法令に依り設立されたところの所謂特殊會社の役員にして、政府の任命にかゝる者に付ては本規定は適用されない。

第二に懲戒解任の處分を受けた生産責任者または生産擔當者が、軍需事業を営むも政府の指定を受けざる一般の軍需會社にして資本金二十萬圓以上の會社、組合員五十人以上の組合、または軍需事業に關する統制會若しくは統制會社の取締役、理事その他の業務執行社員である場合には、特に政府の許可を受けざる限り、これらに付ても解任または業務執行權の喪失が爲されるべきであり、更に軍需事業に關する統制會または統制會社は、懲戒解任を受けた者をその處

分後二ヶ年間は、原則として斯かる地位に就かしめることを得ないのである。

尙懲戒解任の處分を受けた生産責任者または生産擔當者に對しては、軍需會社は政府の指示に従ひ、退職金の全部若しくは一部を支給することを得ることになつて居り、懲戒譴責の處分を受けその情狀重き者に對しても、政府の指示に従ひ、一定の給與を減すべきことゝされる。

因みにこゝに「職務を懈りその責任を果さざる場合」云々と言ふのは、その負荷せられたる生産責任を故意または過失に依り果さなかつた場合を指すのであつて、會社その他に對する財産上の損害惹起などを指すものでないことは勿論である。

二、従業員に對する懲戒處分

軍需會社の職員その他の従業員は、その擔當業務に従事するに付ては、生産責任者及び生産擔當者の指揮に従ふべき公法上の義務を負ひ、故なくしてその指揮に従はざるときは、これに對し譴責または訓告といふ公法的制裁が加へられるのである。而してこの公法的制裁たる懲戒處分は、生産責任者または生産擔當者の具情に基き、軍需大臣自らが行ふことになつてゐるが實際の決定には軍需監理官が當るものと見られてゐる。

軍需會社は政府の指示に従ひ、譴責の處分を受けその情狀重き者に對しては、一定の減給または一定期間内の昇給を停止すべきであるが、職員またはその他の従業員に對する懲戒の方法

として、解雇といふ方法を選ばなかつたのは、解雇に依つて懲戒と逆の効果を齎らすことを惧れたからである。蓋し本法に於ける懲戒規定が國民徴用令のそれに比して強化され、且合理的となつたことは注目さるべきであらう。

三、信賞必罰に關する政府當局の方針

信賞必罰は政府の常に強調するところであるが、本法を通覽するとき、罰則の多きに比して信賞の文字は一箇條たりともこれを見出すことが出来ないのである。政府は果して必罰を以てこととし、信賞を看過するのであるか、これに關する政府當局の方針は、本法案の上提せられたる第八十三議會に於ける東條軍需大臣の答辯に依つて明かにされてゐる。即ち十月二十七日の衆議院豫算總會に於て、松村光三氏の質疑に應へ、東條軍需大臣は大要次の如き意見を述べてゐる。

法制の建前上褒賞といふことを明記することは如何かと考へて、これを法文に現すことは遠慮した。しかしながら政府としては斷じて信賞を看過するものではない。もしそれ産業人にして貢獻するところ多く國家の要請に應じて效果大なりと認められた場合は、産業勲功章の如きをこれに與へ、また或ひは各種社會上の名譽を與へる等、その他各種の信賞をなす行爲を執りたい。また物的方面に於ては、本法の第十三條に示す補助金の交付、損失の補償或ひは利益の保證等を以て、物的にこれを償ふやうにしてゐるのである。また或る飛行機を發注した場合、百台の法文に對して二百十台、百五十台といふ風に多く生産した場合は所謂價格報獎制度を以て、超過した部分に對してこれを高く買ふといふことも考へられ得る。要するに政

府としては決して信賞を看過してゐるものではない……

即ちこれに依り精神的、物質的の兩面に亘つて國家的褒賞制度が設けられ、信賞必罰の精神が他のいづれの場合よりも更に鮮明化され、強力化されることをわれわれは知り得たのであるが、政府は一月十一日の閣議に於て「原單位切下報獎制度要綱」を決定し、早くもその具體的措施を明かにしたのである。原單位切下報獎制は最少の資材、電力をもつて最大の生産を擧げんとすることをその狙ひとするものであるが、生産單價の切下げに對する一般價格報獎制、増産又は生産期間の短縮に對する特別價格報獎制と相俟つて、物質的な褒賞面はこれに依り一段と充實強化されたと言ふべきであらう。

第五章 軍需事業に關する統制と監督

一、統制と監督の概要

軍需會社がその軍需生産事業を営むに當つては、おの／＼の創意と責任に於てこれが完遂を期すべきこと勿論であるが、一面に於ては、國家の要請に依つて擔へる任務の遂行として、國家の指導統制及び監督下に置かれることは當然であり、これ即ち軍需事業に關するあらゆる面に於て、政府の統制と監督を受けることの甚だ多い所以である。そこで先づその概要を列擧す

るに次の通りである。

- (イ) 軍需物資の生産命令
 - (ロ) 事業運営に關する命令、處分及び兼業の制限、禁止
 - (ハ) 定款の變更、事業の譲渡、廢止、解散、設備の處分等に關する命令
 - (ニ) 協力關係の設定に關する命令
 - (ホ) 勤勞管理、資金調整及び經理に關する命令
 - (ヘ) 監督上必要な命令及び處分
 - (ト) 事業運営に關する考査
 - (チ) 事業及び財産の狀況に關する報告の徵求及び臨檢、檢査
- 斯の如く、軍需會社に對してはあらゆる角度に於て政府の指導統制なり監督が及ぶのであり且違反者に對しては強力な罰則規定が發動されるのであるが、一面に於ては補助金の交付、損失の補償または利益の保證制に依り、軍需會社に對しては手厚い國家的保護政策が執られると共に、必要ある場合は軍需會社の運営、統制などに關する他の諸規定の適用を排除し、または特例を設け得ることとしてゐるのである。

二、軍需物資の生産命令

政府は軍需會社に對し期限、規格、數量その他必要な事項を指示して、軍需物資の生産、加工または修理を爲すべきことを命じ得るのである。即ち本法の骨子とも言ふべき生産責任制の遂行は、この生産命令の發動に依つて開始される譯である。しかしながら、生産命令は總ての軍需發注に伴ふものではなく、時と物に應じ、尙從來の如き單なる普通の契約のみに依る場合もあり得るであらうから、生産命令は相當重要な内容、所謂基幹的意義をもつた物資に付て發せられるものと考へるべきであらう。この場合は強制的に契約の締結されることは言ふ迄もない。

斯くの如く命令と契約とは常に一致するものではないが、ひとたび生産命令が發せらるれば補助金の交付、損失の補償または利益の保證などが自動的に考慮される一方、この生産命令を基礎として責任生産の判定が行はれ、その判定の上に立つて生産責任者または生産擔當者に對する懲戒處分が働くことになるのである。

三、事業運営に關する命令、處分及び兼業の制限、禁止

一、事業運営に關する命令、處分

政府は軍需會社に對し受注、發注、設備の新設、擴張若くは改良、原料または材料の取得、使用、保管若くは移動、技術の改良または公開、試験研究その他事業の運営上必要な命令を

發し、若くは處分を爲すことが出来る。即ち受注、發注は軍需省に於て一元的に統制を行ふ。軍需省が自ら爲す場合もあり、他の陸海軍の發注を認むる場合にも、その統制は軍需省に於て一元的に行ふことになつてゐるが、軍需會社の受注、發注に付ても必要ある場合はその受注先發注先の指定、變更に關する命令を發し、または處分を爲し得る權限を政府に於て留保してゐるのである。軍需事業遂行上必要な設備の新設、擴張、改良に付ても亦同様である。

次に原材料の取得、使用に付ては、能率の増進上または使用上濫費に陥るが如き場合には制限命令の發動を見るべく、更に作戦上、輸送上の關係から或る種の原材料の使用を制限し、海外品の代用として國內生産品の使用を命ずることもあらう。材料の使用に關する制限乃至命令は生産技術に干渉することを意味するから、この點如何とも考へられるのであるが、それが政策上より來る場合は已むを得ざるものとし、政府の制限または命令に率先順應し、各自の創意と責任に於て技術的隘路の打開に努むべきであらう。

技術の改良、公開及び試験研究に付ては、軍需會社の研究機關を悉く技術院の下に統一し、官民研究機關を系統的に打つて一丸とすべきことが理想であり、現にその方向に進みつゝあるのであるが、それと並行して、必要ある場合には本法に基く命令乃至は處分の發動に依り、技術の改良、公開及び試験研究が急速に、しかも強力に促進されるものと期待されるのである。尙技術の公開に付ては、本法とは別に國家總動員法に基く「特許發明等實施令」が制定公布

されてゐることは周知の通りである。

二、兼業の制限及び禁止に關する命令

兼業の制限は夙に銀行法、保險業法の如き公益企業立法に於てその例を見るのであるが、本法に於ても、政府は軍需會社に對し、政府の指定した事業以外の事業を兼ねることを制限しまたは禁止する旨の命令を發し得ることゝしてゐる。即ち政府は戦局の推移、作戦上の要求或ひは國內軍需生産の狀況などと睨合せて、必要ある場合には重點主義生産の見地より、軍需會社に對して政府の指定せる事業以外の事業を開始または兼業することを制限若くは禁止する旨を命じ、以て指定事業に對し全能力を傾注せしめ得ることゝしてゐるのである。

四、定款の變更、事業の讓渡、廢止、解散

設備の處分等に關する命令

政府は軍需會社に對して、定款の變更、事業の委託、受託、讓渡、讓受、廢止または休止、合併または解散、事業に屬する設備または權利の讓渡、賃貸その他の處分に關し必要なる命令を爲すことが出来るのであつて、この命令を受けた軍需會社は、原則として、他の法令の規定如何に拘らず、その命令に従ふべきものとされてゐる。

而して主務大臣が事業の委託、受託、讓渡、讓受、合併または事業に屬する設備若くは權利

の譲渡、賃貸その他の處分に付て必要な命令を發する場合には、その對價、條件、權利移轉の時期その他當該軍需會社間に於て協議すべき事項に付き、協議を爲すべき期間を指定することになつてゐるから、その指定された期間内に、當該軍需會社間に於て對價その他の條件を協議決定すべきである。もしその期間内に協議を爲すことが出来なかつた場合、または協議が調はなかつた場合には、主務大臣または主務大臣の指定する官吏が、當該事項に關し必要な決定を爲すことになつてゐる。職權を以て爲された主務大臣またはその指定官吏の決定に付ては異議の申立を認められざること勿論である。尙この場合に於て對價を支拂ふべき者は、その對價を受くべき者が受領を拒み、若くは受領すること能はざるときは、その對價を供託することゝ要するのであり、もしそれが事業の譲渡、讓受の場合であるならば、その對價の全額を支拂ひ若くは供託したときに於て、所有權が移轉することになるのである。またそれが事業の委託受託若くは賃貸に付ての決定である場合は、その對價の全額——定期拂の場合に於ては第一回の對價の全額——を支拂ひ若くは供託したときに於て、その委託、受託または賃貸の効力が發生するものとされてゐる。

次に知れたる擔保權、賃貸權その他の權利の目的となつてゐる事業設備または權利に付て委託、受託、讓受、賃貸等に關する政府の命令があつた場合に於て、その擔保權なり賃貸權またはその他の權利を消滅せしむるに非ざれば、軍需事業の運営を強力ならしむることが困難なる

ときは、當事者はその擔保權者または賃貸權その他の權利の所有者に對し、擔保權、賃貸權その他の權利の處理に付て協議を爲すことが出来るのである。而してこの協議が調はなかつたとき、または協議を爲すこと能はざるときには、當事者或ひは擔保權者、賃貸權その他の權利の所有者の申請に基き、軍需大臣または軍需大臣の指定する官吏に於て、權利の處理に關し必要な決定を爲し得ることになつてゐる。協議または決定に依つて知れたる擔保權、賃貸權その他の權利が消滅する場合に於ては、當該設備または權利の對價を支拂ふべき者は、協議または決定に於て別段の定めなき限り、原則としてその對價を供託すべきであるが、擔保權者、賃貸權その他の權利の所有者は、右の供託金に對してその權利を行ひ得ることは言ふまでもない。尙軍需會社に對する定款變更、事業の委託、受託、讓渡、讓受、廢止または休止、合併または解散、事業設備若くは權利の譲渡、賃貸その他の處分に關しては、軍需大臣が責任をもつて命令を發し、その爲の諮問機關は設けられないことになつてゐる。

五、協力關係の設定に關する命令

政府は軍需會社または軍需事業の遂行に關係ある者に對し、その間に於ける軍需事業の遂行上必要な協力關係の設定に關し、必要な命令を爲し得ることになつてゐる。この場合の必要な協力關係とは、親工場と協力工場間の如き縦の系列の外、同列工場間の如き横の系列に

屬するもの、協力関係をも言ふのであるが、協力関係の設定を必要とする場合には、先づ當事者間の自主的な協調を慫慂し、その結果單なる慫慂では纏りの付かない場合には、傳家の寶刀として、本法の規定に基く命令が発動されるものと豫想されるのである。

六、補助金の交付、損失の補償または利益の保證

政府は軍需會社に對し、右に述べたる生産命令、受注若くは發注、設備の新設、擴張若くは改良、原料若くは材料の取得、使用、保管若くは移動、技術の改良若くは公開、試験研究その他事業の運営に關する命令、處分、指定事業以外の兼業の制限若くは禁止、定款の變更、事業の委託、受託、讓渡、讓受、廢止若くは休止、合併、解散または事業設備、權利の讓渡、賃貸その他の處分に關する命令、協力関係の設定に關する命令などを發した場合に於て、必要ありと認むるときは、軍需會社及び軍需事業の遂行關係者に對し、補助金の交付、損失の補償を爲すほか、更に進んで利益の保證を行ふことになつてゐる。蓋し國家の最高要請に應へ生産責任を完遂せんが爲には、利益を度外視し、採算を無視するの行爲に出すべき場合も豫想されるからである。

即ち軍需會社または軍需事業の遂行關係者が、生産命令その他の各種の命令または處分を受けたことに因つて、損失を蒙り若くは適正利潤を得ること能はざりし場合、またはその虞れあ

る場合には、軍需大臣は軍需會社または軍需事業の遂行關係者の請求に基き、補助金の交付、損失の補償または利益の保證を行ふのであるが、政府の補償すべき損失は通常生すべき損失の範圍とし且補償すべき損失または保證すべき利益の決定基準は、軍需大臣が大藏大臣に協議してこれを定めることになつてゐる。

補助金の交付、損失の補償または利益の保證に關する政府當局の運用方針としては、原則として價格政策を前提とし、特に損失を招いた場合には補助金交付、損失補償を行ふ由であり、利益の保證に付ては生産士氣を鈍らせぬと共に、軍需會社だからと言つて餘り甘かすことのないやう、各種の事情を考慮して適當に運用して行く旨を言明してゐる。また補助、補償、保證等が長期間後に行はれる場合、例へば大規模な設備の建設命令が發せられたやうな場合には、その操業の見通し等と睨み合せて、調辨價格を決定するか、或ひは軍需會社の經理期間を變更する等の措置が考慮されてゐるものゝ如くであり、補助金等に對する課稅方針としても、損失補償に對しては非課稅とし、利益となつた場合でもそれが補償金に因る場合は非課稅と爲す方針の如くであるが、その具體的なことに付ては未だ明かにされてゐない。

一、補助金交付の請求期間

軍需會社が補助金の交付を請求せんとする場合は、原則として、生産命令その他の命令または處分を受けてから三月以内にこれを請求すべきであるが、特別の事由ある場合に於て、軍需

大臣の承認を受けた場合に限り、その命令事項の履行を終へた後またはその会社の營業年度の終へた後三月以内にこれを請求することが出来るのである。

二、損失補償の請求期間

軍需會社が損失の補償を請求せんとする場合は、原則として、生産命令その他の命令または處分を受けたる事項の履行を終了した後三月以内にこれを請求すべきである。しかし特別の事由ある場合に於て、軍需大臣の承認を受けたときは、損失を生じた都度またはその軍需會社の營業年度の終了後三月以内にこれを請求し得ることになつてゐる。

三、利益保證の爲にする契約の請求期間

軍需會社が利益保證の爲の契約を請求せんとする場合は、生産命令その他の命令または處分を受けたる後三月以内にこれを請求すべきであつて、この場合に限り、その性質上補助金の交付請求または損失補償の請求の場合の如き請求期間に關する特別變更は認められてゐない。

四、請求の手續

軍需會社が補助金の交付、損失の補償または利益の保證を請求せんとする場合には、左の事項を記載した請求書を、右に述べたる期間内に於て軍需大臣に提出すべきである。

(イ)軍需會社の名稱及び所在地

(ロ)請求の基礎となるべき命令の要旨

(ハ)請求の事由

(ニ)請求金額に關する事項

(ホ)その他必要と認める事項

七、勤勞管理、資金調整及び經理に關する命令

勤勞管理に關する政府の指導統制に付ては、既に「重要工場勞務管理令」の制定に依り、勞の國家性に基く各般の措置が講ぜられて居り、また資金調整及び經理に關しては、現に「臨時資金調整法」や「會社經理統制令」等に依り、一般的な統制が行はれてゐるのであるが、特に軍需生産の急速なる増強を圖るため、軍需會社の勞務、資金、資材の最効率發揮を目的として、これに關する必要命令を政府に於て發し得ることとしたのである。

一、勤勞管理に關する命令

政府は軍需會社に對し、その營む軍需事業に従事する者の使用、解雇、從業、退職、給與その他勤勞管理に關し、必要な命令を爲し得ることとしてゐる。而してこれが具體化の一つとしては、世上やゝもすれば軍需會社の現行賃金制度に依る能率の低下を捉へ、賃金統制令の改正を要望する聲が高いが、しかし政府當局としては、直ちにこれを改正することなく、必要ある場合は適切なる特別の賃金方策を以て臨むこととしてゐる。勿論軍需會社に對する特別の賃

金方策は、當然他の一般生産會社にも影響する譯であるが、總てを擧げて軍需生産の増強に邁進するといふ建前からすれば、斯かる影響もある程度はこれを無視することも已むを得ないと見られてゐる。固よりそれが軍需生産に直接悪影響を及ぼす場合はこれを除去すべき方策が考慮され、従つて或る場合には特殊なものとして取扱はれることも豫想されるのである。

二、資金調整及び經理に關する命令

政府は軍需會社に對して、その營む軍需事業に關し利益金の處分、償却、經理方法その他會社の經理に關する必要命令を發することが出来るのである。而してこゝで最も重大なる問題は軍需會社の資金需要に關する問題であるが、これに付ては軍需省專管とし、資金の綜合的計畫に基いて適切迅速にその個々の場合に即應して決定すると共に、その資金融通の方法としては一月十八日の閣議に於て決定を見た左の如き「軍需會社に對する資金融通に關する件」に基き所謂指定銀行制を採用することになつてゐる。

軍需會社に對する資金融通に關する件

- 一、軍需會社に對する資金の融通は大藏省の指定する金融機關(以下これを軍需融資指定金融機關と稱す)これを擔當すること
- 二、右軍需融資指定金融機關はその擔當軍需會社に對し所要資金を適時簡易迅速かつ適切に融通すること
- 三、右のため必要あるときは軍需融資指定金融機關に對しその擔當各軍需會社に關する軍需融資協力團を

全國金融統制會幹旋のもとに組織して資金の供給を爲し戰時金融金庫若くは日本銀行より援助を爲し、又は國家總動員法に基き融資命令を出すなどの方法を講ずること

四、軍需會社は今後新規資金の借入はその軍需融資指定金融機關より行ふこと但し

(イ)戰時金融金庫がその軍需融資指定金融機關に指定せられをらざる場合に於ても、高度の機密性を有する事業資金を調達する場合その他必要あるときは、直接戰時金融金庫に申出て同金庫より右資金の供給を受け得ること

(ロ)船舶建造及び買受資金、勞務者住宅建設資金等政府の特別の措置に基く資金の借入は別途それ〴〵從來より定められをる金融機關より直接これを爲すこと

(ハ)當分のうち現に當座貸越契約その他借入契約ある金融機關より借入を爲し又は借入協議中の金融機關より當該借入を爲すことは妨げなきこと

(ニ)軍需會社の現に存する借入金に付てはその借入先を當分のうち現狀とするも妨げなきこと

(ホ)外地又は外國に於て爲す借入金(南方開發金庫よりの借入金を含む)に付ては従前の通りとする

即ち指定銀行制は從來のシ團結成に依る共同融資の方法に替る新制度であつて、その骨子は

(イ)軍需會社に對する融資銀行を指定する

(ロ)指定銀行に資金を供給する協力銀行を連結する

(ハ)協力銀行は從來の共同融資團の形式を背後に引込めて匿名組合的存在とする

點にあるのである。從來軍需會社の資金調達は、社債、株式拂込金を除いてはその大部分を銀

行借入金に求めてゐたが、これは所謂有力銀行、信託等に依る共同融資の結成方法に依つてゐる爲、資金手當に際しては幹事銀行があるとは言へ、各銀行に諒解を求めたり、多數の借入手形を作成するなど種々煩雜な手續を必要とするのである。これに反し指定銀行制に依ると、例へば三菱重工業に對しては三菱銀行、川崎重工業に對しては帝國銀行と指定されることが豫想されるから、軍需會社側としては從來の煩瑣な手續から解放されて、窓口一本の簡素な資金通路が確立されると共に、果敢な増産戰に對應して、資金の機動性を迅速に發揮することが出来るのである。

八、監督上必要な命令及び處分

政府は軍需會社に對し、監督上必要な命令を發し、または處分を爲すことを得るが、これは次に述べる考查官に依る考查及び業務または財産に關する報告の徵求、臨檢、検査と共に、最も一般的且廣範圍に亘る監督規定の一つであつて、必要と認めるときに、必要と認むる監督上の命令及び處分が爲される譯である。

九、事業運営に關する考查

軍需大臣が必要ありと認めるときは、部内勅任官の中より考查官を命じ、軍需會社の事業運

營即ち現場に於ける軍需監理官、生産責任者及び生産擔當者の成績に付て考查に當らしめることが出来る。而してこの考查官には關係各廳高等官または民間の學識經驗者を以て充て、且軍需大臣の任命または委嘱せる隨員を附して、考查官の職務を補助せしめることになつてゐる。

十、業務及び財産の狀況に關する報告の徵求及び臨檢検査

政府は軍需會社の業務及び財産の狀況に關し、定期的または隨時に報告を徵求する権限を有すると共に、當該官吏をしてその事務所、工場、事業場その他の場所に臨檢し、業務の狀況若しくは帳簿書類、設備その他の物件を検査せしめることが出来る。而して當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては、その身分を示す爲の證票、即ち「軍需會社法ニ基ク臨檢検査證」なるものを携帯せしめることになつてゐる。

第六章 商法その他の統制、取締法規の特例と適用排除

一、特例設定または適用排除の目的

第六章 商法その他の統制、取締法規の特例と適用排除

軍需會社の運営は一に軍需生産の増強といふ點に立脚して爲されるべきである以上、假にもこれを阻碍する隘路ありとせば、如何なる犠牲を拂つてもこれを排除し、打開すべきことは言ふまでもない。勿論今日唱へられる生産増強上の隘路なるものは、單に法律的の制限乃至干渉に止まるべきものではない。或ひは資材の面に於て、或ひは資金の面に於て、或ひは勞務の面に於て、更に監督の多元性の如き行政的の面に於てこれを看取せざるを得ないのであるが、斯かる經濟的、社會的及び行政的隘路に比し、例へば商法に見らるゝ株主本位、利害關係人本位の制約の如き、或ひは各種取締法規に見らるゝ煩瑣にして形式的なる制限の如き法制上の隘路は、官民相互の理解と信頼に依つて、極めて簡単に解決さるべき性質のものと言へるのである。本法に於て商法、有限會社法及び非訟事件手續法等の規定に依る資本的制約を排除し、商法的嚴格主義に對する特例を設け、更に各種統制、取締法規の特例を設けたことは、一に以上の趣旨に基いて斷行された法制面よりする隘路打開に外ならないのである。

しかし茲で特に注意を要すべきことは、本法に於て特例を認められた各種法規の制限は、これに依つてその獨自の意義を失つたものではないといふことである。たゞ軍需生産の増強といふ至上命令に對してその地位を譲つたに過ぎないのであるから、制限に對する特例が認められたからと言つて、それは決して軍需會社の行動の奔放性を容認するものではないといふことを深く認識すべきであるといふ點である。要するに従來の干渉主義から信頼主義への轉移であり

形式主義から内容主義への發展である。このことを認識することに依つて、始めて、特例を設けた政府の趣旨は活かされるであらう。

二、會社運営に關する規定の特例

生産責任者が生産目的の完遂に向つて邁進する場合に直面する障礙は、先づ株主その他の投資者、債権者等の所謂資本的機構より生ずる必要以上に煩瑣なる干渉、不當なる利益追求のための容喙であらう。そこで本法に於ては、斯かる不當なる制約、干渉を排して、生産責任者が指導者原理のもとに一意國家の要請たる軍需生産の増強に邁進し得ることを目的として、商法有限會社法及び非訟事件手續法に對し次の如き特例を設けたのである。

一、特別決議に對する特例

會社の定款變更、社債の募集、營業の讓渡、賃貸、委託、會社の合併等、會社の基礎に影響する如き重要事項に付ては、商法上の特別決議——即ち總株主の半數以上にして資本の半額以上に當る株主が出席し、その議決權の過半數の決議——を要することゝされてゐるが、株式會社または株式合資會社たる軍需會社に於ては、以上の決議に代へ、所謂普通決議即ち單に出席した株主の議決權の過半數を以て決議することを得ることが認められてゐるのである。尤も定款の變更が會社の目的變更に關するものである場合にはこの特例は原則として適用されないが

しかし本法の規定に基く軍需大臣の命令に依つて、會社の目的變更の爲にする定款變更の場合には、やはり本特例の適用に依り特別決議の省略が認められることになつてゐる。

二、生産責任者の原案執行に關する特例

生産責任者が軍需事業の運営上必要ありと認めて主務大臣の認可を受けた場合は、株主總會若しくは社員總會の決議、取締役、社員若しくは無限責任社員の過半数の同意または總社員の同意を要する事項に付、その決議に拘らず、またはその同意を得ずして業務を執行することが出来るのである。また株主總會が成立しなかつた場合または株主總會若しくは社員總會に附議した事項に付て議決なき場合と雖も、同じく生産責任者に對し原案執行を認めることにしてゐる。

三、株主總會の省略に關する特例

株式會社、株式合資會社或ひは有限會社たる軍需會社にあつては、生産責任者は生産命令その他主務大臣の命令事項を執行する爲に、特に必要と認めて主務大臣の認可を受けた場合は、株主總會または社員總會の決議を要すべき事項と雖も、その手續を経ることなくして、命令事項を執行し、次回の株主總會または社員總會に於て、その旨を報告すれば足りるのである。但しそれが會社の目的變更、増資または減資、事業全部の譲渡、合併、解散に關する事項なる場合に於ては、本法の規定に基く主務大臣の定款變更命令、事業の譲渡、合併、解散の命令に依る場合を除き、本特例の適用に依る株主總會の省略は認められないことになつてゐる。

四、株主總會、社債権者集會の招集手續に關する特例

株主總會または社債権者集會を招集する場合には、商法の一般規定に依れば、會日より二週間前に各株主または各社債権者に對し、會議の目的たる事項を記載せる通知狀を發すべきものとされてゐるが、軍需會社が株主總會または社債権者集會を招集する場合には、斯かる招集手續を簡易化し、單に會日より二週間前に總會または集會を開くべき旨及び會議の目的たる事項を公告するを以て足りることゝせられてゐる。

五、會社内容の周知に關する特例

生産責任者が軍需事業の運営上必要ありと認めて主務大臣の認可を受けた場合、即ち必要以上會社の煩累となるべき事項や機密の保持を要すべき事項に付て主務大臣の認可を受けた場合は、株主または債権者に對し、財産目録、貸借對照表、營業報告書若しくは損益計算書の謄本または抄本の交付、或ひは會社の業務及び財産狀況に關する検査を拒絶することが出来るほか貸借對照表の公告をも省略することが出来るのである。尤も會社内容の閲覽、監査役の監査權乃至合資會社に於ける有限責任社員の監視權に付ては、本特例は何等觸るゝところがないからこれに對しては別段の制限は加へられない譯である。

六、登記手續に關する特例

軍需會社に關する登記は非訟事件手續法の規定に拘らず、生産責任者の申請に依つてこれを

爲し得ることゝされてゐる。即ち一般會社の場合の如く總取締役、總社員等の申請に依らなくとも、生産責任者一人の申請で登記し得ることになつてゐるのである。

三、統制、取締に關する規定の適用排除と特例

國家が生産責任者を信頼する以上は、統制乃至取締の簡素化、特に形式的な統制や取締の排除すべきは當然の歸趨である。茲に於てか本法施行令は、軍需會社に對しその適用を排除しまたは特例を設くべき法律と勅令の名稱を掲げ、且施行規則に於てその具體的内容と、更に適用を排除しまたは特例を設くべき省令に付て掲げてゐるのである。しかしながら、施行令に掲げられてゐるからと言つても、その法律や勅令が全面的に排除される譯のものではない。施行規則別表の一または二に於て、その排除または特例に關し、具體的内容の掲げられてゐる部分に付てのみそれが認められるのであつて、具體的内容の掲げ居られざる部分に付ては、排除も特例も設けられてゐないこと勿論である。

法令の適用排除または特例設定に付て、何故斯の如き慎重さが執られてゐるかといふと、それは統制經濟上の必要と、軍需會社の現状とに對する見透しに基くものである。即ち生産者たる軍需會社は、同時にまた大なる物資の需要者であつて見れば、これに對する無定見な法令除

外は、統制經濟の根柢を脅かす危険性を伴ふものと言はなければならぬ。また一概に軍需會社と言ふものゝその内容、實情に於ては相當の差異がある筈であるから、これらに對し一律に法令の適用を排除し、または特例を設けるとすれば、その程度、範圍に付て自ら慎重なる態度が要求されるのは當然であり、現に今日政府に依つて行はれつゝある工場事業場に對する管理制度の現状を以てしても、統制乃至取締法規の全面的排除または特例に依るも統制上の不安なしとする理想には、尙甚だ遠しの感があるのである。斯かる事情に制約された結果、現状に於ては可能なる限りの適用排除または特例設定が企てられながら、施行規則別表に見る如く、なほ慎重な態度が採られた譯であるが、しかし實情の變化とその要求に應じ、今後更に適用を排除しまたは特例を設けらるべき法規の追加されることは當然豫想されるところである。

尙適用排除または特例の及ぶべき範圍は、軍需會社としての指定令書に掲げられた軍需事業の範圍に限られること別表の示す通りであつて、敢て説明の要を認めないであらう。

一、法律及びその施行にかゝる勅令、閣令、省令または告示中その適用を排除しまたは特例を設くべき事項

法律及びその施行にかゝる勅令、閣令、省令または告示中統制、取締に關する規定の適用を排除し、または特例を設けられたものは左の二十四件である。

航空機製造事業法

- 造船事業法
- 自動車製造事業法
- 工作機械製造事業法
- 重要機械製造事業法
- 有機合成事業法
- 製鐵事業法
- 輕金屬製造事業法
- 石油業法
- 人造石油製造事業法
- ガス事業法
- 電氣事業法
- 鑛業法
- 産金法
- 石油資源開發法
- 日本製鐵株式會社法
- 帝國鑛業開發株式會社法
- 帝國石油株式會社法

- 日本發送電株式會社法
- 鹽專賣法
- 市街地建築物法
- 公有水面埋立法
- 森林法
- 工場法

即ち事業法十五件、特殊會社法四件ほか五件となつてゐるが、その具體的内容は次の如くである。尙一般軍需會社にとつて最も關聯性の深い法令に付ては、適宜參照條文を挿入することとしたから、併せて參照すれば、その内容は一層明瞭となるであらう。

航空機製造事業法

第四條及第五條第一項ノ規定ハ軍需會社（其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍ノモノニ限ル以下同ジ）ニ對シテハ之ヲ適用セズ

（參照1）航空機製造事業法第四條 第二條（註） 第二條 航空機製造事業ヲ營ムントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシノ許可ヲ受ケタル會社ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ 政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得 第二條ノ許可ヲ受ケタル會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第二條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

（參照2）航空機製造事業法第五條第一項 航空機製造事業ヲ營ム會社（以下航空機製造會社ト稱ス）ハ

第六章 商法その他の統制、取締法規の特例と適用排除

命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

自動車製造事業法

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第八條ノ規定ニ依ル器具、機械又ハ材料ノ輸入、第十三條ノ規定ニ依ル事業計畫ノ設定又ハ變更及第十四條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

(參照1) 自動車製造事業法第五條 第三條(註) 第三條 自動車製造事業ヲ營メントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ組立又ハ製造ヲ爲ス自動車又ハ自動車部分品ノ數量ガ命令ヲ以テ定ムル數量ニ違

セザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ)ノ許可ヲ受ケタル會社(自動車製造會社)ハ政府ノ指定スル期間

内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ 政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコ

トヲ得 自動車製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

(參照2) 自動車製造事業法第八條 自動車製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ

認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

(參照3) 自動車製造事業法第十三條 自動車製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認

可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ 政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコ

トヲ得

(參照4) 自動車製造事業法第十四條第一項 自動車製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ

造船事業法

又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(參照) 造船事業法第四條 第二條(註) 第二條 造船事業ヲ營メントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ)ノ許可ヲ受ケタル會社(以下造船會社ト稱ス)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ 政府

ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得 造船會社前二項ノ期間内

ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第二條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

製鐵事業法

第四條、第十八條及第十九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第五條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ

許可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

(參照1) 製鐵事業法第四條 前條(註) 第三條 製鐵事業ヲ營メントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但

シ命令ヲ以テ定ムル製鐵事業ニ付ハ此ノ限ニ非ズ 本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル

事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム)ノ許可ヲ受ケタル者(製鐵事業者)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ

開始スベシ 政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得 製鐵事

業者前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ前條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

(參照2) 製鐵事業法第十八條 製鐵事業者鐵鋼ノ生産、販賣、輸出、輸入、移出若ハ移入又ハ命令ヲ以

テ定ムル製鐵原料ノ購入ニ關シ統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出

第六章 商法その他の統制、取締法規の特例と適用排除

ツベシ之ヲ變更シ又ハ廢止シタルトキ亦同シ

(參照3) 製鐵事業法第十九條 前條ノ統制協定ヲ爲シタル者ノ爲其ノ統制協定ニ基キ共同販賣其ノ他共同ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル事項ヲ政府ニ届出ツベシ

(參照4) 製鐵事業法第五條 製鐵事業者其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

輕金屬製造事業法

第五條及第十五條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第六條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

(參照1) 輕金屬製造事業法第五條 第三條(註) 第三條 輕金屬製造事業ヲ營メントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル輕金屬製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ 本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム)ノ許可ヲ受ケタル會社(輕金屬製造會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ 政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得 輕金屬製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

(參照2) 輕金屬製造事業法第十五條第一項 輕金屬製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

(參照3) 輕金屬製造事業法第六條 輕金屬製造會社其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

工作機械製造事業法

第五條、第十六條及第十六條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第六條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更、第十二條ノ規定ニ依ル器具、機械又ハ材料ノ輸入、第十五條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止及第二十一條ノ八ノ規定ニ依ル用途ノ變更ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

(參照1) 工作機械製造事業法第五條 第三條(註) 第三條 工作機械製造事業ヲ營メントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ 本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム)ノ許可ヲ受ケタル者(工作機械製造事業者)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ 政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得 工作機械製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

(參照2) 工作機械製造事業法第十六條 工作機械製造事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出テ又ハ政府ノ許可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

(參照3) 工作機械製造事業法第十六條ノ二 工作機械製造事業者ト他ノ工作機械製造事業者トノ間ニ工作機械ノ製造又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル協定成立シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出ツベシ其ノ變更又ハ廢止了リタルトキ亦同シ 政府公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ協定ノ變更又

ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

(參照4) 工作機械製造事業法第六條 工作機械製造事業者其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケベシ

(參照5) 工作機械製造事業法第十二條 工作機械製造事業者其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

(參照6) 工作機械製造事業法第十五條第一項 工作機械製造事業者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケベシ

(參照7) 工作機械製造事業法第二十一條ノ八 工作機械製造事業者ハ前條(註 第二十一條ノ七 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械ノ製造ニ必要ナル器具又ハ機械ヲ所有シ又ハ所持スル者ニ對シ其ノ讓渡又ハ貸貸ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ工作機械製造事業者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得(第二項省略)ノ規定ニ依リ讓受ケ又ハ借受ケタル器具又ハ機械ヲ政府ノ指定スル工作機械ノ製造以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

重要機械製造事業法

第三條、第十四條及第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第七條ノ規定ニ依ル機械又ハ器具ノ輸入、第十二條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更、第十三條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止及第二十七條但書ノ規定ニ依ル用途ノ變更ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可

又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

(參照1) 重要機械製造事業法第三條 前條(註 第二條 重要機械製造事業ヲ營メントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル重要機械製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ 本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム)ノ許可ヲ受ケタル者(重要機械製造事業者)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ 政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得 重要機械製造事業者前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ前條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

(參照2) 重要機械製造事業法第十四條 重要機械製造事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出テ又ハ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ 政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

(參照3) 重要機械製造事業法第十五條 重要機械製造事業者ト他ノ重要機械製造事業者又ハ第二條第一項但書(註 參照1參照)ノ規定ニ該當スル重要機械製造事業者ヲ營ム者トノ間ニ重要機械ノ製造又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル協定成立シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出ヅベシ其ノ變更又ハ廢止アリタルトキ亦同シ 政府公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ協定ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

(參照4) 重要機械製造事業法第七條 指定重要機械製造事業者ヲ營ム重要機械製造事業者其ノ事業ノ爲必要ナル機械又ハ器具ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

(參照5) 重要機械製造事業法第十二條 重要機械製造事業者其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキ

第六章 商法その他の統制、取締法規の特例と適用排除

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

(參照6) 重要機械製造事業法第十三條第一項 重要機械製造事業者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

(參照7) 重要機械製造事業法第二十七條 重要機械製造事業者ハ前條(註)第二十六條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ重要機械ノ製造ニ必要ナル機械又ハ器具ヲ所有シ又ハ所持スル者ニ對シ其ノ讓渡又ハ貸貸ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ重要機械製造事業者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得(第二項省略)ノ規定ニ依リ讓受ケ又ハ借受ケタル機械又ハ器具ヲ政府ノ指定スル重要機械ノ製造以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

有機合成事業法

第五條、第六條及第十六條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(參照1) 有機合成事業法第五條 第三條(註) 第三條 有機合成事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ勅令ヲ以テ定ムル有機合成事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ 本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム)ノ許可ヲ受ケタル會社(有機合成事業會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ 政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得 有機合成事業會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

(參照2) 有機合成事業法第十六條第一項 有機合成事業會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政

府ニ之ヲ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

石油業法

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(參照) 石油業法第二條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

人造石油製造事業法

第四條及第十三條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(參照1) 人造石油製造事業法第四條 第二條(註) 第二條 人造石油製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ 前項ノ人造石油製造事業ノ範圍及許可ニ關シ必要ナル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム)ノ許可ヲ受ケタル會社(人造石油製造會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ 政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得 人造石油製造會社前項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第二條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

(參照2) 人造石油製造事業法第十三條第一項 人造石油製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

瓦斯事業法

第四條第三項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(參照) 瓦斯事業法第四條第三項 瓦斯事業者前二項(註) 第四條第一項、第二項 瓦斯事業者ハ主務大

第六章 商法その他の統制、取締法規の特例と適用排除

臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ許可ヲ申請シ且其ノ事業ヲ開始スヘシ 主務大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得）ノ期間内ニ工事施行ノ許可ヲ申請セス又ハ事業ヲ開始セサルトキハ前條（註 第二條 瓦斯事業ヲ營メントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ）ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

電氣事業法

第六條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル第十一條第一項ノ規定ニ依ル請求ハ電氣事業者軍需會社ナルトキハ其ノ規定ニ拘ラズ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

（參照1）電氣事業法第六條第一項 電氣事業者ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ他人ノ土地ニ立入り電氣工作物ノ施設ニ關スル調査若ハ測量ヲ爲シ又ハ工事ノ爲他人ノ土地ニ立入ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クとも五日前ニ市町村長ニ其ノ日時及場所ヲ通知シ市町村長ハ之ヲ告示シ又ハ其ノ旨ヲ土地ノ占有者ニ通知スベシ

（參照2）電氣事業法第十一條第一項 電線路ヲ施設シタル土地ノ近接地又ハ第九條（註 第九條 電氣事業者ハ必要アルトキハ現在ノ使用方法ヲ妨ケザル限度ニ於テ他人ノ地上ノ空間若ハ地中ニ電線路ヲ施設シ又ハ建造物ノ存在セザル他人ノ土地ニ電線ノ支持物ヲ建設スルコトヲ得）第二項省略）ノ規定ニ依リ電線路ヲ施設シタル土地ノ所有者又ハ占有者ハ土地ノ使用方法ヲ變更スル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ電氣事業者ニ對シ障害ノ豫防又ハ除却ニ必要ナル方法ヲ施スコトヲ請求スルコトヲ得

（參照3）電氣事業法第二十條 電氣事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主任技術者ヲ選任シ技術ニ關スル事項ヲ擔任セシムベシ 主務大臣ハ主任技術者ガ其ノ職務ヲ怠リ又ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ不當ナル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ解任ヲ命ズルコトヲ得

鑛業法

第四十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

（參照）鑛業法第四十八條 試掘ニ依リテ得タル鑛產物ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

産金法

第四條第二項、第五條第一項及第七條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

（參照1）産金法第四條第二項 相續人が被相續人ノ金製鍊業ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ金製鍊業ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス此ノ場合ニ於テハ相續人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ届出ヅベシ

（參照2）産金法第五條第一項 金製鍊業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

（參照3）産金法第七條第一項 金鑛ヲ目的トスル鑛業權者及砂金ヲ目的トスル砂鑛權者（以下金鑛業者ト總稱ス）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

石油資源開發法

第六章 商法その他の統制、取締法規の特例と適用排除

第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(參照) 石油資源開發法第一條 石油ヲ目的トスル鑛業權者(以下石油鑛業者ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ 政府鑛利保護上必要アリ
ト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

日本製鐵株式會社法

第二條第二項ノ規定ニ依リ附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可
ヲ受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第十條ノ規定ニ依ル取締役及監査役ノ選任及解任並ニ定款ノ變更決議ハ軍需會社ニ在リテハ
其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

第十一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

帝國鑛業開發株式會社法

第二條第二項ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル
第十一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ
受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第二十一條及第二十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第二十二條ノ規定ニ依ル定款ノ變更ノ決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認

可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

帝國石油株式會社法

第十一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ
受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第十八條及第二十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第十九條ノ規定ニ依ル定款ノ變更ノ決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可
ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

日本發送電株式會社法

第一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可
ヲ受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第三十四條ノ規定ニ依ル定款ノ變更ノ決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣
ノ認可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

第三十六條及第三十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鹽專賣法

回收鹽又ハ副生鹽ニシテ自家工場ニ於テ使用ニ供スルモノニ付軍需會社豫メ包括的ニ地方專
賣局長ノ承認ヲ得タルトキハ第七條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル收納ヲ受ケ又ハ納付ヲ爲シ並

ニ第十一條第二項及第十二條ノ規定ニ依ル認可ヲ受クルコトヲ要セズ
市街地建築物法

第二條第二項、第四條第二項及第十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
公有水面埋立法

第八條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

森林法

第二十六條ノ規定ニ依ル保安林ノ開墾ノ許可ハ軍需會社ノ行フ鑛物ノ掘採又ハ砂鑛ノ採取ノ爲必要ナルトキハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル但シ地方長官國土保安上特ニ必要アリト認ムルトキハ當該軍需會社ニ對シ造林其ノ他復舊ニ必要ナル行爲ヲ命ズルコトヲ得
第十一條及第十一條ノ二ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

(參照1) 森林法第二十六條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ木竹ノ伐採、傷害、開墾又ハ土石、切芝、樹根、草根、埋木ノ採取若ハ採掘ヲ爲シ又ハ家畜ヲ放牧スルコトヲ得ス

(參照2) 森林法第十一條 公有林、社寺有林又ハ私有林ノ所有者第九條(註) 第九條 命令ヲ以テ定ムル公有林、社寺有林又ハ私有林ノ所有者ハ其ノ所有スル森林又ハ造林ノ用ニ供スル土地ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ施業案ヲ編成シ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ認可ヲ受ケタル施業案ヲ變更セントスルトキ亦同シ(以下省略)ノ規定ニ依ル施業案ニ定メタル伐採、造林其ノ他ノ施業要件ニ準據セス又ハ前條(註)

第十條 地方長官森林生産ノ保護ヲ圖ル爲テニ必要アリト認ムルトキハ公有林、社寺有林又ハ私有林ノ所有者ニ對シ其ノ森林ニ付區域又ハ箇所及期間ヲ定メ伐採方法又ハ造林其ノ他伐採ニ伴フ必要ナル事項ヲ指定スルコトヲ得(以下省略)ノ規定ニ依ル指定ニ從ハサルトキハ行政官廳ハ伐採ノ停止ヲ命シ又ハ其ノ者ニ代リテ自ら伐採、造林其ノ他施業上必要ナル行爲ヲ爲シ若ハ公共團體ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得 前項ノ伐採停止ニ關スル規定ハ森林所有者力其ノ生活ヲ維持スル爲已ムヲ得サルニ出テタル伐採ニ付テハ之ヲ適用セス

(參照3) 森林法第十一條ノ二 第九條第三項(註) 第九條第三項 第一項ノ規定ニ依リ施業案ヲ編成スルコトヲ要スル者又ハ前項(註) 第九條第二項 地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ施業案ノ變更ヲ命スルコトヲ得)ノ規定ニ依リ施業案ノ變更ヲ命セラレタル者之ヲ編成セス又ハ變更セサルトキハ地方長官ハ其ノ者ニ代リテ之ヲ編成シ又ハ變更スルコトヲ得)ノ規定ニ依リ施業案ヲ編成シ若ハ變更スルニ要シタル費用又ハ前條(註) 參照2參照)ノ規定ニ依リ伐採、造林其ノ他施業上必要ナル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシムルニ要シタル費用ハ行政官廳ニ於テ行政執行法(註) 明治三十六年六月二日・法律第八十四號)第六條ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

工場法

第三條、第四條、第七條、第九條乃至第十一條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第十八條第三項本文ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

工場法施行令第十九條、第二十一條、第二十四條、第二十五條及第二十七條ノ四ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(參照1) 工場法第三條 工業主ハ十六才未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス 主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得 就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

(參照2) 工場法第四條 工業主ハ十六才未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

(參照3) 工場法第七條 工業主ハ十六才未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ 前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス 夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス

(參照4) 工場法第九條 工業主ハ十六才未滿ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危険ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

(參照5) 工場法第十條 工場主ハ十六才未滿ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務若ハ塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發生スル場所ニ於ケル業務其ノ他危険又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

(參照6) 工場法第十一條第二項 前條(註 第十條)ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十六才以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

(參照7) 工場法第十八條第三項本文 工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

二、勅令及びその施行にかゝる閣令、省令または告示中その適用を排除し、または特例を設くべき事項

勅令及びその施行にかゝる閣令、省令または告示中統制、取締に關する規定を排除し、または特例の設けらるべきものは左の六件である。

賃金統制令

重要事業場勞務管理令

會社經理統制令

企業許可令

價格等統制令

都市計畫法施行令

即ち六件中五件までは國家總動員法に基く勅令であり、殊に企業許可令に付てはその規定全部の適用を排除してゐることが注目されるのである。その内容次の如し
賃金統制令

第十六條ノ規定ニ依ル認可又ハ命令ニ關シテハ軍需會社（其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍ノモノニ限ル以下同ジ）ニシテ其ノ勤勞管理ガ軍需大臣ノ所管ニ屬スルモノニ在リテハ地方長官ノ認可又ハ命令ニ代ヘ軍需大臣ノ指定スル官吏ノ認可又ハ命令ニ依ルコトヲ得

同令施行規則第三十六條第六項又ハ第三十八條ノ規定ニ依ル許可又ハ報告ニ付亦同ジ

重要事業場勞務管理令

第四條ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

會社經理統制令

第二十三條ノ規定ニ依ル許可及第二十四條第二項又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル社員手當準則ノ承認又ハ許可ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ承認ニ代ヘ軍需會社法施行令第十條ノ主務大臣又ハ其ノ指定スル官吏ノ許可又ハ承認ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

企業許可令

各條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

價格等統制令

主務大臣ノ指定スル價格等ニ付テノ第二條第一項但書、第四條ノ二但書、第四條ノ四第一項

但書及第七條第一項但書ノ規定ニ依ル許可ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定及同令施行規則第一條ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ價格等ノ額ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得

都市計畫法施行令

第十一條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

三、省令及びその施行にかゝる告示中その適用を排除し、または特例を設くべき事項

省令及びその施行にかゝる告示中統制及び取締に關する規定を排除し、または特例を設けらるべきものは左の四十八件である。

航空機製造事業法施行規則

造船事業法施行規則

自動車製造事業法施行規則

製鐵業法施行規則

工作機械製造事業法施行規則

重要機械製造事業法施行規則

有機合成事業法施行規則

電氣事業法施行規則

- 石油資源開發法施行規則
- 日本製鐵株式會社法施行規則
- 日本發送電株式會社法施行規則
- 工場法施行規則
- 貨金統制令施行規則
- 重要事業場勞務管理令施行規則
- 鐵鋼統制規則
- 鑄鋼統制規則
- 特殊鋼需給統制規則
- フェロアロイ等統制規則
- 鐵屑配給統制規則
- 輕金屬屑配給統制規則
- 鑛石配給統制規則
- 螢石配給統制規則
- 銅、鉛、錫等配給統制規則
- 白金等配給統制規則
- 石炭配給調整規則

- コークス配給統制規則
- 石油販賣取締規則
- 合成染料等需給統制規則
- カリ鹽配給統制規則
- ゴム配給統制規則
- 屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則
- 自動車タイヤ、チューブ配給統制規則
- カーバイド配給統制規則
- セメント配給統制規則
- ソーダ工業藥品配給統制規則
- 硬化油等配給統制規則
- 硝子屑配給統制規則
- 製鐵設備制限規則
- 鑄造設備制限規則
- 機械設備制限規則
- 工作物築造統制規則
- 鑛夫就業扶助規則

勞務者募集規則

勞働者災害扶助法施行規則

健康保險法施行規則

汽罐取締令

銃砲火藥類取締法施行規則

銃砲火藥類取締法施行細則

即ちこゝに掲げた事業法關係、資金關係、勞務關係、物資統制關係、厚生關係その他四十八條の省令に規定された統制及び取締に關する事項は、原則として軍需會社に適用しない、所謂適用を排除するといふことになつてゐるが、その具體的内容は左の通りである。

航空機製造事業法施行規則

第二十六條及第二十七條ノ規定ハ軍需會社（其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍ノモノニ限ル以下同シ）ニ對シテハ之ヲ適用セズ

造船事業法施行規則

第二十二條乃至第二十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

自動車製造事業法施行規則

第八條及第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

製鐵事業法施行規則

第二十六條乃至第二十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

工作機械製造事業法施行規則

第十二條、第二十三條ノ九第二項及第二十三條ノ十ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第二十三條ノ十三ノ規定ニ依ル規格ニ適合セザルモノノ製造又ハ使用ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

第二十七條ノ規定ニ依ル届出ハ軍需會社ニ在リテハ同條第二號ノ場合ハ之ヲ爲スヲ要セズ

重要機械製造事業法施行規則

第十一條、第三十二條第二項及第三十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第三十六條ノ規定ニ依ル規格ニ適合セザルモノノ製造又ハ使用ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

有機合成事業法施行規則

第十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

電氣事業法施行規則

第三十條、第八十六條第二項及第八十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石油資源開發法施行規則

第三條乃至第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

日本製鐵株式會社法施行規則

第一條乃至第八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第六章 商法その他の統制、取締法規の特例と適用排除

日本發送電株式會社業務規程

第二條第三項及第四項、第七條第二項並ニ第九條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第九條第一項ノ規定ニ依ル承認及第十二條ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

工場法施行規則

第二十四條及第二十六條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

賃金統制令施行規則

第二十七條乃至第三十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

重要事業場勞務管理令施行規則

第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵鋼統制規則

第二條第二項、第十條、第十五條及第十九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鑄鋼統制規則

第三條第二項及第三項、第五條、第八條、第十三條、第十六條並ニ第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

特殊鋼需給統制規則

第二條第二項及第三項、第五條、第十二條並ニ第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

フエロアロイ等統制規則

第三條第二項及第三項、第五條、第八條、第十二條、第十三條並ニ第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵屑配給統制規則

第八條、第九條、第十條、第十一條及第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

輕金屬屑配給統制規則

第八條乃至第十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鑛石配給統制規則

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

螢石配給統制規則

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

銅、鉛、錫等配給統制規則

第四條及第四條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

白金等配給統制規則

第三條ノ規定ハ故白金ニ關スル限り軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四條及第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石炭配給調整規則

第一條乃至第三條、第四條、第五條及第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
コークス配給統制規則

第六章 商法その他の統制、取締法規の特例と適用排除

第三條、第四條、第八條及第十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
石油販賣取締規則

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ石油ヲ賣渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第五條ノ五ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

合成染料等需給統制規則

第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

カリ鹽配給統制規則

第三條ノ規定ニ拘ラズ軍需會社ハ其ノ製造シ又ハ轉入シ若ハ移入シタルカリ鹽ヲ使用スルコトヲ得

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シカリ鹽ヲ讓渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第六條及第七條第二項第三項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

ゴム配給統制規則

第三條、第四條ノ二及第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シゴムヲ販賣スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第七條、第十一條及第十二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則

第五條及第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ屑ゴム又ハ粉末ゴムヲ販賣スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

自動車タイヤ、チューブ配給統制規則

第十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

カーバイド配給統制規則

第一條乃至第三條及第十二條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

セメント配給統制規則

第三條、第四條及第十二條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

ソーダ工業藥品配給統制規則

第二條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シソーダ工業藥品ヲ讓渡スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第六條、第七條及第八條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

苦汁及プロム配給統制規則

第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

硬化油等配給統制規則

第四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

硝子屑配給統制規則

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ硝子屑ヲ賣渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第七條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

製鐵設備制限規則

第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
鑄造設備制限規則

第二條、第四條及第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
機械設備制限規則

第二條、第四條乃至第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
工作物築造統制規則

各條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
續夫就業扶助規則

第五條第一項、第六條第一項、第七條第一項及第八條乃至第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
勞務者募集規則

第六條、第七條、第十五條第一項、第二十條及第三十二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第四條本文並ニ第五條第一項及第二項ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

勞働者災害扶助法施行規則

第七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

健康保險法施行規則

第四十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

汽罐取締令

第三章ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

銃砲火藥類取締法施行規則

第三十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

銃砲火藥類取締法施行細則

第三十七條ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

第七章 雜 則

一、罰 則

既に述べたる如く本法には各種の命令、處分、禁止または制限に關する規定が多いが、これらの効果を確保する手段として、違反の場合に於ける罰則規定が設けられてゐるのは當然のことである。刑罰の程度は大體國家總動員法に依る類似行爲に對しての刑罰に匹敵し、各種事業法のそれに比して遙かに峻嚴であることは注目される。尙本法の罰則を適用さるべき者は、單に軍需會社に於ける關係者のみに止まらず、軍需事業を營む者にして會社以外の者または軍需の充足上必要なる軍需事業以外の事業を營む會社その他の者に對しても準用されることになつ

てゐる。

一、二年以下の懲役または三千圓以下の罰金に處せられる場合

左のいづれかに該當する者は二年以下の懲役または三千圓以下の罰金に處せられ、情狀の如何に因つては懲役及び罰金を併科されることになつてゐる。

(イ)本法第九條の規定に基く政府の命令、處分または制限若しくは禁止に違反した場合、即ち受注若しくは發注、設備の新設、擴張若しくは改良、原材料の取得、使用、保管若しくは移動、技術の改良若しくは公開、試験研究その他事業の運営に關する政府の命令若しくは處分及び指定事業以外の事業兼營に關する政府の制限若しくは禁止に違反した場合は、本項の罰則を適用されるのである。

(ロ)本法第十條の規定に依る命令に違反した場合、即ち勤勞管理——軍需事業従業員の使用解雇、從業、退職、給與その他——に關する政府の命令及び資金調整並びに經理——利益金の處分、償却、經理方法その他——に關する政府の命令に違反した場合である。

(ハ)本法第十一條の規定に依る命令、即ち協力關係の設定に關する政府の命令に違反した場合も本項の罰則を適用される。

(ニ)本法第十二條の規定に依る命令、即ち定款の變更、事業の委託、受託、讓渡、讓受、廢止若しくは休止、合併、解散または事業設備若しくは權利の讓渡、賃貸その他の處分に關する

政府の命令に違反した場合に付ても同様である。

二、千圓以下の罰金に處せられる場合

左のいづれかに該當する者は千圓以下の罰金に處せられる。

(イ)本法第十六條の規定に基く命令または處分、即ち政府の發する監督上の命令または處分に違反した場合は本項の罰則を適用される。

(ロ)本法第十八條第一項の規定に基く業務及び財産の狀況報告を爲さず、若しくは虚偽の報告を爲した場合も同様である。

三、六月以下の懲役または五百圓以下の罰金に處せられる場合

本法第十八條第一項の規定に依る關係官吏の臨檢検査を拒み、妨げまたは忌避した場合には本項の罰則を適用されて、六月以下の懲役または五百圓以下の罰金に處せられる。

尙本法に於ては一般統制法規に見らるゝ兩罰規定——即ち法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人または人の業務に關し、前記せる一及び二の違反行爲を爲したる場合は、行爲者を罰するのみならず、その法人または人に對し、それ／＼該當する罰金刑を科し得る旨の規定——を設けてゐる。

二、監督官廳

軍需會社に關する事項の所管大臣は、原則として軍需大臣なることは言ふ迄もないが、このことは軍需省設置の経緯に付て見れば一層明かであらう。即ち從來厚生大臣の所管とされてゐた軍需企業に對する勤勞管理及び貸金に關する事項、大藏大臣の所管とされてゐた資金調整及び經理統制に關する事項は、總て軍需大臣の所管となつたのである。たゞ資金調整のうち資金調達に關する事項は金融技術の點から大藏大臣の所管に留められ、經理統制のうち増配に關する事項は緊急の措置を要せざること及び一般金融情勢に深い關聯性を有するといふ理由から、これまた大藏大臣の所管として保留せられたのである。また軍需品の輸送に關しては、その性質上運輸通信大臣の所管とされてゐるが、要するにその殆んど大部分の事項は軍需大臣の所管と看做して大過なく、延いては本法中政府とあるは軍需省、主務大臣とあるは軍需大臣と解して略差支ないであらう。尙軍需省の機構、各局の擔當事務に付ては、法令篇の「軍需省官制」その他を参照せられたい。

三、軍需會社法の實施と統制會の關係

軍需會社法の實施に依つて、生産責任制の確立に伴ふ國家の強力なる指導が行はれることとなつたが、このことは現在の統制會に如何なる影響を及ぼすか——これ又重要な一課題でなければならぬ。

そこで結論的にこの問題を解明すると、軍需會社法の制定實施に依り、統制會の使命は更に一段と重大性を加へるものと言はざるを得ないのである。何となれば軍需省が創設され、軍需會社法が制定實施されて、軍需生産の飛躍的増強が期待されるに至つた今日、統制會は多年業界に於ける知識と經驗、豊富なる蘊蓄を傾倒し、以てこの面よりする積極的協力が強く要請されてゐるからである。また軍需會社が如何に頭を切替へたからと言つて、各種の關聯企業なり同種の企業が全幅的に協力するものでなければ、十分なる成果を擧げ得るものではない。斯かる見地からするも、統制會の國家的役割といふものは、軍需會社法の制定實施に依り一段と重大性を加へたことを知るべきであり、統制會首腦部の善處が強く要請される所以も亦こゝにあると言へるのである。

第八章 結 語

以上に依つて軍需會社法の全貌を概観した。そして本法が軍需企業に従事する全員の忠誠心に慫へ、その責任と創意と努力に依つて、軍需生産の劃期的増強を圖り、以て人類の敵米英に最後の止めを刺さんとする決戰的立法であることを知つた。

もはや戰局の重大性を語る必要はあるまい。軍需生産の増強如何が皇國の興廢を決する鍵で

あることに付ても論議の餘地はない。筆者はたゞ銃後生産戦士の殉國的健闘に對し、腹の底から感謝の意を表すると共に、某戦線で散華された若き部隊長の切々火を吐く最後の言葉を掲げて結語としたい。

……どうか自分が戦死したあとは、祭具は一切金物を使はないで、飛行機を造る方に廻して下さい。そして弟はどうか飛行兵に、次ぎの弟は體は弱いが飛行機工場で働かして下さい。妹も女工にして飛行機工場へやつて下さい……。

軍需會社法

(昭和十八年十月三十一日
法律 第一百八十八號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル軍需會社法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍需會社法

第一條 本法ハ兵器、航空機、艦船等重要軍需品其ノ他軍需物資ノ生産、加工及修理ヲ爲ス事業其ノ他軍需ノ充足上必要ナル事業ニ付其ノ經營ノ本義ヲ明ニシ其ノ運營ヲ強力ナラシメ以テ戦力ノ増強ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ軍需會社トハ兵器、航空機、艦船等重要軍需品其ノ他軍需物資ノ生産、加工及修理ヲ爲ス事業(以下軍需事業ト稱ス)ヲ營ム會社ニシテ政府ノ指定スルモノヲ謂フ

第三條 軍需會社ハ戦力増強ノ國家要請ニ應ヘ全力ヲ發揮シ責任ヲ以テ軍需事業ノ遂行ニ當ルベシ

第四條 軍需會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生産責任者ヲ選任スベシ
軍需會社生産責任者ヲ選任セザルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生産責任者ヲ任命スルコトヲ得
生産責任者ハ政府ニ對シ軍需會社ノ責務遂行ニ關シ會社ヲ代表シテ其ノ責ニ任ズルモノトス
生産責任者ノ會社ノ代表及業務執行並ニ之ニ伴フ事項ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
軍需會社選任又ハ任命セラレタル生産責任者ヲ解任セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザ

レバ其ノ解任ハ效力ヲ生ゼズ

政府生産責任者ヲ不適任ト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第五條 生産責任者ハ本店又ハ軍需事業ヲ營ム工場若ハ事業場ニ於ケル業務ニ關シ生産擔當者ヲ任命スルコトヲ得

生産擔當者ハ政府ニ對シ生産責任者ノ指揮ニ從ヒテ擔當業務ヲ遂行スルノ責ニ任ズルモノトス

政府ハ生産責任者ニ對シ生産擔當者ヲ置クベキコト又ハ解任スベキコトヲ命ズルコトヲ得

生産擔當者ノ職務權限ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 命令ノ定ムル所ニ依リ生産責任者及生産擔當者竝ニ軍需會社ノ營ム軍需事業ニ従事スル者ハ國家

總動員法ニ依リ徵用セラレタルモノト看做ス

前項ニ規定スル者ノ業務従事等ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 軍需會社ノ職員其ノ他ノ從業者ハ其ノ擔當業務ニ従事スルニ付生産責任者及生産擔當者ノ指揮ニ從フベシ

第八條 政府ハ軍需會社ニ對シ期限、規格、數量其ノ他必要ナル事項ヲ指定シ軍需物資ノ生産、加工又ハ修理ヲ命ズルコトヲ得

第九條 政府ハ軍需會社ニ對シ受注若ハ發注、設備ノ新設、擴張若ハ改良、原料若ハ材料ノ取得、使用、保管若ハ移動、技術ノ改良若ハ公開、試験研究其ノ他事業ノ運営ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲シ又ハ政府ノ指定シタル事業以外ノ事業ヲ營ムコトヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

第十條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍需會社ニ對シ其ノ勤勞管理竝ニ資金調整及經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 政府ハ軍需會社又ハ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ニ對シ其ノ間ニ於ケル軍需事業ノ遂行上必要ナル協力關係ノ設定ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍需會社ニ對シ定款ノ變更、事業ノ委託、受託、讓渡、讓受、廢止若ハ休止、合併若ハ解散又ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府第八條、第九條、第十一條及前條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍需會社（第十一條ノ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ヲ含ム）ニ對シ補助金ノ交付、損失ノ補償又ハ利益ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第十四條 軍需會社ノ業務執行、株主總會、社員總會及社債權者集會ノ招集及決議其ノ他軍需會社ノ運営ニ關シテハ他ノ法律ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 軍需會社ニ關シテハ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ統制、取締等ニ關スル法律ノ規定ニ付其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クルコトヲ得

第十六條 政府ハ軍需會社ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ軍需會社ノ事業運営ニ關シ審査ヲ爲スコトヲ得

第十八條 政府ハ軍需會社ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帶セシムベシ
第十九條 政府ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス命令若ハ處分ノ效果ノ確保上支障アリト認ムルトキハ軍需會社ノ取締役若ハ監査役ヲ解任シ又ハ業務ヲ執行スル社員ノ業務執行權ヲ喪失セシムルコトヲ得

第二十條 生産責任者又ハ生産擔當者職務ヲ解リ其ノ責任ヲ果サザルトキハ之ニ對シ左ノ懲戒ヲ行フコトヲ得

- 一 解任
- 二 譴責

懲戒ハ政府軍需生産責任審査會ノ議決ニ依リ之ヲ行フ

軍需會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懲戒解任ノ處分ヲ受ケタル生産責任者又ハ生産擔當者取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ナルトキハ之ヲ解任シ又ハ業務執行權ヲ喪失セシメ其ノ他ノ者ナルトキハ之ヲ解雇スベシ

軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ前項ノ規定ニ該當スル者ニ對シ退職金ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得ズ

軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ譴責ノ處分ヲ受ケ其ノ情狀重キ者ニ對シ一定ノ給與ヲ減ズベシ
 懲戒ノ處分ハ之ヲ公示ス

軍需生産責任審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人又ハ軍需事業ニ關スル統制會若ハ統制會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懲

戒解任ノ處分ヲ受ケタル者ニシテ其ノ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員タルモノヲ解任シ又ハ其ノ業務執行權ヲ喪失セシムベシ但シ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人又ハ軍需事業ニ關スル統制會若ハ統制會社ハ懲戒解任ノ處分ヲ受ケタル者ヲ其ノ處分アリタル日ヨリ二年間理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ト爲スコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 軍需會社ノ職員其ノ他ノ從業者故ナク生産責任者又ハ生産擔當者ノ指揮ニ從ハザルトキハ之ニ對シ左ノ懲戒ヲ行フコトヲ得

- 一 譴責
- 二 訓告

懲戒ハ政府生産責任者又ハ生産擔當者ノ具狀ニ依リ之ヲ行フ

軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ譴責ノ處分ヲ受ケ其ノ情狀重キ者ニ對シ一定ノ給與ヲ減ジ及一定期間内昇給ヲ停止スベシ

第二十二條 本法中必要ナル規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノ及軍需ノ充足上必要ナル軍需事業以外ノ事業ヲ營ム會社其ノ他ノ者ニ對シ之ヲ準用スルコトヲ得

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス但シ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

一 第九條ノ規定(前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ基キテ發スル命令又ハ同條ノ規定ニ依ル處分若ハ禁止ニ違反シタル者

- 二 第十條ノ規定（前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 三 第十一條ノ規定（前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 四 第十二條ノ規定（前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第十六條ノ規定（第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ基キテ發スル命令又ハ同條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者
 - 二 第十八條第一項ノ規定（第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 第二十五條 第十八條第一項ノ規定（第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲戒又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十六條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第二十三條又ハ第二十四條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需會社法施行令

（昭和十八年十二月十五日）
勅令第九百二十八號

朕軍需會社法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍需會社法施行令

- 第一條 軍需會社法第二條第一項ノ軍需事業ハ左ニ掲グル軍需物資ノ生産、加工又ハ修理ヲ爲ス事業トス
 - 一 兵器、航空機、艦艇、船舶及車輛並ニ其ノ部品
 - 二 鐵鋼、輕金屬及非鐵金屬、稀有金屬其ノ他ノ重要鑛產物
 - 三 液體燃料及潤滑油並ニ石炭、ガス、コークス及電力
 - 四 重要化學工業品
 - 五 重要機械器具及其ノ部品
 - 六 前各號ニ掲グル物資ノ生産、加工又ハ修理ニ要スル原料及材料
 - 七 前各號ニ掲グル物資ノ外主務大臣ノ指定スル軍需物資
- 第二條 生産責任者ハ一軍需會社ニ付一人トス
- 第三條 軍需會社法第四條第一項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ選任ハ株式會社又ハ有限會社ニ在リテハ取締役、合名會社ニ在リテハ社員、合資會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

軍需會社法施行令

第四條 軍需會社法第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ選任又ハ任命ハ合名會社ニ在リテハ社員、合資會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

第五條 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニシテ政府ノ任命ニ係リ又ハ選任ニ付政府ノ認可ニ係ル總裁、社長、理事長其ノ他會社ヲ代表シ業務ヲ總理スベキ役員アルモノニ付テハ此等ノ役員ニ非ザレバ生産責任者タルコトヲ得ズ

第六條 生産責任者ハ軍需會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

取締役又ハ會社ノ業務ヲ執行スル社員ニシテ生産責任者ニ非ザルモノハ生産責任者ヲ輔佐シ軍需會社ノ業務ヲ分掌シ豫メ生産責任者ノ定ムル順位ニ依リ生産責任者事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ生産責任者缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第七條 生産責任者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ

生産責任者タル合名會社ノ社員又ハ合資會社若ハ株式合資會社ノ無限責任社員ハ生産責任者ノ職ヲ辭スルト同時ニ非ザレバ社員又ハ無限責任社員タル地位ヲ退クコトヲ得ズ

第八條 生産擔當者ハ生産責任者ニ代リテ當該本店又ハ工場若ハ事業場ニ於ケル當該軍需事業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

生産擔當者ノ權限ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

生産擔當者ヲ置キタルトキハ當該本店又ハ工場若ハ事業場ノ所在地ニ於テ生産擔當者ノ氏名及住所並ニ生産擔當者ヲ置キタル場所ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理權ノ消滅ニ付亦同シ
前項ノ登記ハ支配人登記簿ニ記載シテ之ヲ爲ス

第九條 主務大臣ハ軍需會社ニ對シ其ノ營ム軍需事業ニ從事スル者ノ使用、解雇、從業、退職、給與其ノ他勤務管理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 主務大臣ハ軍需會社ニ對シ其ノ營ム軍需事業ニ關シ利益金ノ處分、償却、經理方法其ノ他會社ノ經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 主務大臣ハ軍需會社ニ對シ定款ノ變更、事業ノ委託、受託、讓渡、讓受、廢止若ハ休止、合併若ハ解散又ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡、貸貸其ノ他ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
軍需會社前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ當該命令事項ヲ行フコトヲ得

主務大臣第一項ノ規定ニ依リ事業ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受、合併又ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡、貸貸其ノ他ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ對價、條件、權利移轉ノ時期其ノ他當該軍需會社間ニ於テ協議決定スベキ事項ニ付協議ヲ爲スベキ期間ヲ指定ス

前項ノ期間内ニ協議ヲ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ主務大臣又ハ其ノ指定スル官吏ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第十二條 前條第四項ノ決定ニ於テ定メタル對價ヲ支拂フベキ者ハ對價ヲ受クベキ者ガ其ノ受領ヲ拒ミタルトキ又ハ之ヲ受領スルコト能ハザルトキハ其ノ對價ヲ供託スルコトヲ要ス

第十三條 第十一條第四項ノ規定ニ依リ讓渡又ハ讓受ニ付決定アリタルトキハ所有權ハ其ノ對價ノ全部ノ支拂又ハ供託アリタル時移轉ス

第十一條第四項ノ規定ニ依リ委託、受託又ハ貸貸ニ付決定アリタルトキハ委託、受託又ハ貸貸ハ其ノ對

價ノ全部(定期拂ノ場合ニ在リテハ第一回分ノ對價ノ全部)ノ支拂又ハ供託アリタル時其ノ效力ヲ生ズ
 第十四條 知レタル擔保權ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第十一條第一項ノ規定ニ依ル委託、受託、讓渡、讓受又ハ貸貸ノ命令アリタル場合ニ於テ當該擔保權ヲ消滅セシムルニ非ザレバ軍需事業ノ運營ヲ強力ナラシムルコト困難ナルトキハ當事者ハ擔保權ノ處理ニ付擔保權者ニ協議スルコトヲ得
 前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テ當事者又ハ擔保權者ノ申請アリタルトキハ主務大臣又ハ其ノ指定スル官吏ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 前條ノ規定ハ知レタル貸借權其ノ他ノ權利ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 委託、讓渡又ハ貸貸ヲ受クル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル場合ニ於テ當該擔保權ガ第十四條ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該設備又ハ權利ノ對價ヲ支拂フベキ者ハ其ノ對價ヲ供託スルコトヲ要ス但シ同條ノ協議又ハ決定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 前項ノ場合ニ於テハ當該擔保權者ハ供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第十七條 前六條ニ規定スルモノノ外軍需會社法第十二條ノ規定ニ基ク命令ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 軍需會社(軍需會社法第十一條ノ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ヲ含ム)ガ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタルニ因リ損失ヲ蒙リ若ハ適正利潤ヲ得ルコト能ハザリシ場合又ハ其ノ虞アル場合ニ於テ軍需會社(軍需會社法第十一條ノ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ヲ含ム)ノ請求アリタルトキハ主務大臣ハ軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル補助金ノ交付、

損失ノ補償又ハ利益ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失トス

第一項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失又ハ保證スベキ利益ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

前三項ニ定ムルモノノ外第一項ノ補助金ノ交付、損失ノ補償又ハ利益ノ保證ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 株式會社又ハ株式合資會社タル軍需會社ニ在リテハ商法第三百四十三條(同法第四百六十七條

第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ定ムル決議ヲ要スル事項ニ付其ノ決議ニ代ヘ同法第二百三十九條第一項ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ會社ノ目的ノ變更ニ關スル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ軍需會社法第十二條ノ規定ニ基ク定款ノ變更ノ命令アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 生産責任者ハ軍需事業ノ運營上必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ株主總會若ハ社員總會ノ決議、取締役、社員若ハ無限責任社員ノ過半数ノ同意又ハ總社員ノ同意ヲ要スル事項ニ付其ノ決議ニ拘ラズ又ハ其ノ同意ヲ得ズシテ業務ヲ執行スルコトヲ得株主總會若ハ社員總會成立セズ又ハ株主總會若ハ社員總會ニ付議シタル事項ヲ議決セザルトキ亦同シ

第二十一條 株式會社、株式合資會社又ハ有限會社タル軍需會社ニ在リテハ生産責任者ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク主務大臣ノ命令事項ヲ執行スル爲テ必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ株主總會又ハ社員總會ノ決議ヲ要スベキ事項ニ付其ノ手

續ヲ經ルコトヲ要セズ此ノ場合ニ於テハ生産責任者ハ次回ノ株主總會又ハ社員總會ニ於テ其ノ旨ヲ報告スベシ

前項ノ規定ハ會社ノ目的ノ變更、資本ノ増加若ハ減少、事業ノ全部ノ讓渡又ハ合併若ハ解散ニ關スル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ軍需會社法第十二條ノ規定ニ基キ當該事項ニ關シ特ニ定款ノ變更、事業ノ讓渡又ハ合併若ハ解散ノ命令アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 軍需會社株主總會又ハ社債權者集會ヲ招集スルニハ商法第二百三十二條（同法第三百三十九條第一項及第四百五十八條第二項竝ニ擔保附社債信託法第五十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ拘ラズ會日ヨリ二週間前ニ總會ヲ開クベキ旨及會議ノ目的タル事項ヲ公告スルヲ以テ足ル

第二十三條 生産責任者ハ軍需事業ノ運営上必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ株主又ハ會社ノ債權者ニ對シ財産目錄、貸借對照表、營業報告書若ハ損益計算書ノ謄本若ハ抄本ノ交付又ハ會社ノ業務及財産ノ狀況ノ檢査ヲ拒ムコトヲ得

生産責任者軍需事業ノ運営上特ニ必要アリト認ムルトキハ貸借對照表ハ之ヲ公告スルコトヲ要セズ

第二十四條 軍需會社ニ關スル登記ハ非訟事件手續法ノ規定ニ拘ラズ生産責任者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十五條 主務大臣軍需會社ノ運営ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル法律及其ノ施行ニ係ル勅令中統制、取締等ニ關スル規定ノ適用ヲ排除シ又ハ其ノ特例ヲ設クルコトヲ得

航空機製造事業法
造船事業法

- 自動車製造事業法
- 工作機械製造事業法
- 重要機械製造事業法
- 有機合成事業法
- 製鐵事業法
- 輕金屬製造事業法
- 石油業法
- 人造石油製造事業法
- 瓦斯事業法
- 電氣事業法
- 鑛業法
- 產金法
- 石油資源開發法
- 日本製鐵株式會社法
- 帝國鑛業開發株式會社法
- 帝國石油株式會社法
- 日本發送電株式會社法
- 鹽專賣法
- 軍需會社法施行令

市街地建築物法
公有水面埋立法
森林法
工場法

第二十六條 主務大臣軍需會社ノ運営ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル勅令中統制、取締等ニ關スル規定ノ適用ヲ排除シ又ハ其ノ特例ヲ設クルコトヲ得

賃金統制令

重要事業場勞務管理令

會社經理統制令

臨時農地等管理令

企業許可令

價格等統制令

地代家賃統制令

宅地建物等價格統制令

臨時農地價格統制令

都市計畫法施行令

第二十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ部内ノ勅任官ノ中ヨリ考查官ヲ命ジ軍需會社ノ事業運営ニ關シ考查ニ當ラシムルコトヲ得

考查官ニハ隨員ヲ附シ考查官ノ職務ヲ助ケシム

隨員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ジ又ハ委囑ス

第二十八條 軍需會社ハ第五條ノ役員ニシテ政府ノ任命ニ係ルモノヲ除クノ外軍需會社法第二十條ノ規定ニ依ル懲戒解任ノ處分ヲ受ケタル生産責任者又ハ生産擔當者ニ對シ遲滯ナク同法第二十條第三項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベシ

前項ノ處分ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ生産責任者之ヲ爲ス

第二十九條 軍需會社法第十條第七項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベキ軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人ハ命令ノ定ムル規模以上ノ會社其ノ他ノ法人トス

前條ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人又ハ軍需事業ニ關スル統制會若ハ統制會社軍需會社法第二十條第七項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベキ場合ニ之ヲ準用ス但シ前條第二項中生産責任者トアルハ生産責任者其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員トス

第三十條 第一條乃至第十八條、第二十條、第二十五條乃至前條及第三十一條乃至第三十六條並ニ軍需會社法第二條乃至第十八條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノニ之ヲ準用ス但シ法人ニ非ザル人ニ在リテハ當該事業主ニ非ザレバ生産責任者タルコトヲ得ズ

法人ニ非ザル事業主ニシテ生産責任者タルモノハ生産責任者ノ職ヲ辭スルト同時ニ非ザレバ事業主タル地位ヲ退クコトヲ得ズ

第三十一條 第七條中主務大臣トアリ軍需會社法第二條及第四條中政府トアルハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業ガ軍需大臣及他ノ大臣ノ所管ニ屬スルモノニ付テハ軍需大臣トス但シ他ノ大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍

軍需會社法施行令

大臣ナル場合ニ於テ軍需大臣及陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル軍需事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 第九條中主務大臣トアリ軍需會社法第十條中勤勞管理ニ關スル事項ニ付政府トアルハ軍需大臣ノ所管ニ屬スル物資又ハ電力ノ生産・加工又ハ修理ヲ目的トスル軍需會社（他ノ目的ノ企業ヲ兼營スル場合ニ於テハ當該部分ニ限ル）ニ付テハ軍需大臣トシ其ノ他ノ軍需會社ニ付テハ厚生大臣トス

第三十三條 第十條中主務大臣トアリ軍需會社法第十條中經理ニ關スル事項ニ付政府トアルハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業（造船事業法ノ適用ヲ受クル部分ヲ除ク）ガ軍需大臣及陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スルモノニ付テハ軍需大臣トス

第三十四條 前三條ノ場合及軍需會社法第十條中資金調整ニ關スル事項ヲ除クノ外主務大臣トアリ軍需會社法ニ於テ政府トアルハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業ノ所管大臣（軍需大臣ノ所管ニ屬スル軍需事業ニ於ケル經理統制ニ係ル増配ニ關スル事項ニ付テハ大藏大臣）トス

第三十五條 第二十五條及第二十六條中主務大臣トアルハ當該會社ノ營ム軍需事業ノ所管大臣及法律又ハ勅令ノ規定ノ適用ヲ排除シ又ハ其ノ特例ヲ設クベキ事項ノ所管大臣トス

第三十六條 第三十一條ノ規定ニ依リ軍需大臣ガ左ニ掲グル事項ヲ爲サントスルトキハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業ノ所管大臣ニ協議スベシ

- 一 軍需會社法第二條第一項ノ規定ニ依ル指定
- 二 軍需會社法第四條第二項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ任命
- 三 軍需會社法第四條第五項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ解任ノ認可
- 四 軍需會社法第四條第六項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ解任

五 第七條第一項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ辭職ノ認可

附 則

本令ハ軍需會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍需會社法施行規則

昭和十八年十二月十六日
 軍需會社法施行規則
 大藏省令第一號

軍需會社法施行規則左ノ通定ム

軍需會社法施行規則

- 第一條** 主務大臣軍需會社法第二條第一項ノ規定ニ依リ軍需會社ヲ指定スル場合ニ於テハ軍需事業ヲ營ム會社ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル指定令書ヲ交付スベシ
- 一 會社ノ名稱及所在地
 - 二 軍需事業ノ種類並ニ當該軍需事業ヲ行フ工場事業場ノ名稱及所在地
 - 三 其ノ他必要ト認ムル事項
- 前項ノ規定ハ主務大臣前項第二號若ハ第三號ニ掲グル事項ヲ變更シ又ハ軍需會社ノ指定ヲ取消ス場合ニ之ヲ準用ス
- 主務大臣第一項ノ指定令書ヲ交付シタルトキハ當該會社名ヲ公示スベシ當該會社名ニ變更アリタル場合及當該會社ニ付軍需會社ノ指定ヲ取消シタル場合亦同シ

第二條 軍需會社ハ前條第一項ノ指定令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ生産責任者ヲ選任シ主務大臣ニ届出ヅベシ

軍需會社前項ニ定ムル期間内ニ生産責任者ヲ選任セザルトキハ主務大臣ハ生産責任者ヲ任命スルコトヲ得

第三條 前條ノ規定ハ生産責任者缺員トナリ又ハ軍需會社軍需會社法第四條第五項ノ規定ニ依リ生産責任者ヲ解任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 生産責任者ハ解任又ハ主務大臣ノ認可ニ依ル辭職ノ場合ヲ除クノ外其ノ職ニ止マルモノトス

第五條 主務大臣軍需會社法第四條第六項ノ規定ニ依リ生産責任者ヲ解任シタルトキハ當該軍需會社ニ對シ其ノ旨ヲ通知スベシ

第六條 第二條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ生産責任者ノ解任ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

生産責任者生産擔當者ヲ任命シタルトキハ遲滯ナク主務大臣ニ届出ヅベシ

生産責任者生産擔當者ノ職務權限ヲ定メタルトキハ遲滯ナク主務大臣ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

主務大臣前項ノ規定ニ依リ届出アリタル生産擔當者ノ職務權限ニ付必要アリト認ムルトキハ之ヲ變更シ命ズルコトヲ得

第七條 軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル補助金ノ交付ヲ請求セントスル軍需會社ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタル後三月以内ニ之ヲ請求スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該命令事項ノ履行ヲ終リタル後又ハ當該

軍需會社法施行規則

軍需會社ノ營業年度ノ終リタル後三月以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第八條 軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ヲ請求セントスル軍需會社ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタル事項ノ履行ヲ終リタル後三月以内ニ之ヲ請求スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ損失ヲ生ジタル都度又ハ當該軍需會社ノ營業年度ノ終リタル後三月以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第九條 軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル利益保證ノ爲ノ契約ヲ請求セントスル軍需會社ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタル後三月以内ニ之ヲ請求スベシ

第十條 軍需會社軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル補助金ノ交付、損失ノ補償又ハ利益ノ保證ヲ請求セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 軍需會社ノ名稱及所在地
- 二 請求ノ基礎ト爲ルベキ命令ノ要旨
- 三 請求ノ事由
- 四 請求金額ニ關スル事項
- 五 其ノ他必要ト認ムル事項

第十一條 軍需會社法施行令第二十五條ノ規定ニ掲グル法律及其ノ施行ニ係ル勅令、閣令、省令又ハ告示中其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クベキ事項ハ別表一ノ通之ヲ定ム

第十二條 軍需會社法施行令第二十六條ノ規定ニ掲グル勅令及其ノ施行ニ係ル閣令、省令又ハ告示中其ノ

適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クベキ事項ハ別表二ノ通之ヲ定ム

第十三條 軍需會社ノ運営ニ關シ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クベキ省令及其ノ施行ニ係ル告示中其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クベキ事項ハ別表三ノ通之ヲ定ム

第十四條 軍需會社法第十八條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十五條 軍需會社法施行令第二十九條第一項ノ規模ハ會社ニ在リテハ資本金二十萬圓以上、組合ニ在リテハ組合員五十人以上ノモノトス

第十六條 前各條及附則第二項ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノニ之ヲ準用ス

附則

本則ハ軍需會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

主務大臣工場事業場管理令ニ依ル管理工場事業場ヲ營ム會社其ノ他ノ者ニ對シ軍需會社法第二條ノ規定ニ依ル指定ヲ爲シタルトキハ第一條第一項(同條第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ指定令書ニ記載セラレタル工場事業場ニ付テハ指定令書ノ交付ノ日ヨリ工場事業場管理令ニ基ク管理ハ之ヲ廢止セラレタルモノト看做ス

別記様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B列八番ニ依ルモノトス)

(表)

第 號	官 氏 名
軍需會社 法ニ基ク 當該官廳印	臨檢検査證
年 月 日交付	當該官廳名

(裏)

軍需會社法第十八條 政府ハ軍需會社ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ

(面)

軍需會社法第二十五條 第十八條第一項ノ規定(第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタルモノハ六ヶ月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

軍需會社法第二十二條 本法中必要ナル規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノ及軍需ノ充足上必要ナル軍需事業以外ノ事業ヲ營ム會社其ノ他ノ者ニ對シ之ヲ準用スルコトヲ得

(別表一)

- 航空機製造事業法
 - 第四條及第五條第一項ノ規定ハ軍需會社(其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍ノモノニ限ル以下同シ)ニ對シテハ之ヲ適用セズ
 - 造船事業法
 - 第四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
 - 自動車製造事業法
 - 第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
 - 第八條ノ規定ニ依ル器具、機械又ハ材料ノ輸入、第十三條ノ規定ニ依ル事業計畫ノ設定又ハ變更及第十四條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ認可ニ代
- 軍需會社法施行規則

へ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得
製鐵事業法

第四條、第十八條及第十九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第五條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

輕金屬製造事業法

第五條及第十五條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第六條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

工作機械製造事業法

第五條、第十六條及第十六條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第六條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更、第十二條ノ規定ニ依ル器具、機械又ハ材料ノ輸入、第十五條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止及第二十一條ノ八ノ規定ニ依ル用途ノ變更ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得
重要機械製造事業法

第三條、第十四條及第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第七條ノ規定ニ依ル機械又ハ器具ノ輸入、第十二條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更、第十三條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止及第二十七條但書ノ規定ニ依ル用途ノ變更ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラ

ズ主務大臣ノ許可又ハ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得
有機合成事業法

第五條、第六條及第十六條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石油業法

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

人造石油製造事業法

第四條及第十三條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

瓦斯事業法

第四條第三項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

電氣事業法

第六條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ザルヲ以テ足ル

第十一條第一項ノ規定ニ依ル請求ハ電氣事業者軍需會社ナルトキハ其ノ規定ニ拘ラズ之ヲ爲スコトヲ得ズ

鑛業法

第二十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

産金法

第四十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四條第二項、第五條第一項及第七條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
石油資源開發法

軍需會社法施行規則

第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
日本製鐵株式會社法

第二條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ
之ヲ營ムコトヲ得

第十條ノ規定ニ依ル取締役及監査役ノ選任及解任竝ニ定款ノ變更決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘
ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

第十一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
帝國鐵業開發株式會社法

第二條第二項ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ザルヲ以テ足ル

第十一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ之
ヲ營ムコトヲ得

第二十一條及第二十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ第二十二條ノ規定ニ依ル定款ノ變更ノ
決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス
帝國石油株式會社法

第十一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ之
ヲ營ムコトヲ得

第十八條及第二十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第十九條ノ規定ニ依ル定款ノ變更ノ決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ

其ノ效力ヲ生ズルモノトス

日本發送電株式會社法

第一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ
之ヲ營ムコトヲ得

第三十四條ノ規定ニ依ル定款ノ變更ノ決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケ
ズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

第三十六條及第三十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鹽專賣法

回收鹽又ハ副生鹽ニシテ自家工場ニ於テ使用ニ供スルモノニ付軍需會社豫メ包括的ニ地方專賣局長ノ承認
ヲ得タルトキハ第七條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル收納ヲ受ケ又ハ納付ヲ爲シ竝ニ第十一條第二項及第十二
條ノ規定ニ依ル認可ヲ受クルコトヲ要セズ

市街地建築物法

第二條第二項、第四條第二項及第十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

公有水面埋立法

第八條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

森林法

第二十六條ノ規定ニ依ル保安林ノ開墾ノ許可ハ軍需會社ノ行フ礦物ノ掘採又ハ砂礫ノ採取ノ爲必要ナルト
キハ之ニ代フルニ豫メ届出ザルヲ以テ足ル但シ地方長官國土保安上特ニ必要アリト認ムルトキハ當該軍需

軍需會社法施行規則

會社ニ對シ造林其ノ他ニ舊ニ必要ナル行爲ヲ命ズルコトヲ得
第十一條及第十一條ノ二ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

工場法

第三條、第四條、第七條、第九條乃至第十一條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第十八條第三項本文ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル
工場法施行令第十九條、第二十一條、第二十四條、第二十五條及第二十七條ノ四ノ規定ハ軍需會社ニ對シ
テハ之ヲ適用セズ

(別表二)

賃金統制令

第十六條ノ規定ニ依ル認可又ハ命令ニ關シテハ軍需會社(其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍
ノモノニ限ル以下同シ)ニシテ其ノ勤勞管理ガ軍需大臣ノ所管ニ屬スルモノニ在リテハ地方長官ノ認可又
ハ命令ニ代ヘ軍需大臣ノ指定スル官吏ノ認可又ハ命令ニ依ルコトヲ得

同令施行規則第三十六條第六項又ハ第三十八條ノ規定ニ依ル許可又ハ報告ニ付亦同シ

重要事業場務務管理令

第四條ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

會社經理統制令

第二十三條ノ規定ニ依ル許可及第二十四條第二項又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル社員手當準則ノ承認又ハ許
可ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ承認ニ代ヘ軍需會社法施行令第十條ノ主

務大臣又ハ其ノ指定スル官吏ノ許可又ハ承認ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

企業許可令

各條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

價格等統制令

主務大臣ノ指定スル價格等ニ付テノ第二條第一項但書、第四條ノ二但書、第四條ノ四第一項但書及第七條
第一項但書ノ規定ニ依ル許可ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定及同令施行規則第二條ノ規定ニ拘ラズ主務
大臣ノ許可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ價格等ノ額ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ
得

都市計畫法施行令

第十一條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(別表三)

航空機製造事業法施行規則

第二十六條及第二十七條ノ規定ハ軍需會社(其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍ノモノニ限ル
以下同シ)ニ對シテハ之ヲ適用セズ

造船事業法施行規則

第二十二條乃至第二十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

自動車製造事業法施行規則

第八條及第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

軍需會社法施行規則

製鐵事業法施行規則

第二十六條乃至第二十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

工作機械製造事業法施行規則

第十二條、第二十三條ノ九第二項及第二十三條ノ十ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第二十三條ノ十三ノ規定ニ依ル規格ニ適合セザルモノノ製造又ハ使用ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

第二十七條ノ規定ニ依ル届出ハ軍需會社ニ在リテハ同條第二號ノ場合ハ之ヲ爲スヲ要セズ

重要機械製造事業法施行規則

第十一條、第三十二條第二項及第三十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第三十六條ノ規定ニ依ル規格ニ適合セザルモノノ製造又ハ使用ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

有機合成事業法施行規則

第十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

電氣事業法施行規則

第三十條、第八十六條第二項及第八十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石油資源開發法施行規則

第三條乃至第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

日本製鐵株式會社法施行規則

第一條乃至第八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

日本發送電株式會社業務規程

第二條第三項及第四項、第七條第二項並ニ第九條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第九條第一項ノ規定ニ依ル承認及第十二條ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

工場法施行規則

第二十四條及第二十六條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

賃金統制令施行規則

第二十七條乃至第三十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

重要事業場勞務管理令施行規則

第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵鋼統制規則

第二條第二項、第十條、第十五條及第十九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鑄鋼統制規則

第三條第二項及第三項、第五條、第八條、第十三條、第十六條並ニ第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

特殊鋼需給統制規則

第二條第二項及第三項、第五條、第十二條並ニ第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

軍需會社法施行規則

フエロアロイ等統制規則
第三條第二項及第三項、第五條、第八條、第十二條、第十三條並ニ第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵屑配給統制規則

第八條、第九條、第十條、第十一條及第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

輕金屬屑配給統制規則

第八條乃至第十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵石配給統制規則

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

螢石配給統制規則

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

銅、鉛、錫等配給統制規則

第四條及第四條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

白金等配給統制規則

第三條ノ規定ハ故白金ニ關スル限り軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四條及第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石炭配給調整規則

第一條乃至第三條、第四條、第五條及第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

コークス配給統制規則

第三條、第四條、第八條及第十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石油販賣取締規則

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ石油ヲ賣渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第五條ノ五ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

合成染料等需給統制規則

第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

カリ鹽配給統制規則

第三條ノ規定ニ拘ラズ軍需會社ハ其ノ製造シ又ハ轉入シ若ハ移入シタルカリ鹽ヲ使用スルコトヲ得

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シカリ鹽ヲ讓渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第六條及第七條第二項第三項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

ゴム配給統制規則

第三條、第四條ノ二及第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シゴムヲ販賣スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第七條、第十一條及第十二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則

第五條及第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ屑ゴム又ハ粉末ゴムヲ販賣スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

軍需會社法施行規則

自動車タイヤ、チューブ配給統制規則

第十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

カーバイド配給統制規則

第一條乃至第三條及第十二條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

セメント配給統制規則

第三條、第四條及第十二條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

ソーダ工業藥品配給統制規則

第二條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シソーダ工業藥品ヲ讓渡スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第六條、第七條及第八條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

苦汁及プロム配給統制規則

第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

硬化油等配給統制規則

第四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

硝子屑配給統制規則

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ硝子屑ヲ賣渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第七條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

製鐵設備制限規則

第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鑄造設備制限規則

第二條、第四條及第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

機械設備制限規則

第二條、第四條乃至第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

工作物築造統制規則

各條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵夫就業扶助規則

第五條第一項、第六條第一項、第七條第一項及第八條乃至第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

ズ

勞務者募集規則

第六條、第七條、第十五條第一項、第二十條及第三十二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四條本文並ニ第五條第一項及第二項ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ブル

ヲ以テ足ル

勞働者災害扶助法施行規則

第七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

健康保險法施行規則

軍需會社法施行規則

第四十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
汽罐取締令

第三章ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

銃砲火藥類取締法施行規則

第三十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

銃砲火藥類取締法施行細則

第三十七條ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

軍需會社法施行期日指定ノ件

(昭和十八年十二月十五日
勅令第九百二十七號)

朕軍需會社法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍需會社法ハ昭和十八年十二月十七日ヨリ之ヲ施行ス

軍需會社徵用規則

(昭和十八年十二月十七日
厚生省令第五十二號)

軍需會社徵用規則左ノ通定ム

軍需會社徵用規則

- 第一條 軍需會社法(以下法ト稱ス)第六條ノ規定ニ基ク軍需會社ノ生産責任者及生産擔當者竝ニ軍需事業ニ従事スル者ノ徵用竝ニ業務従事等ニ關スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ニ於テ指定軍需會社ト稱スルハ法第二條ノ規定ニ依ル軍需會社ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ、指定軍需工場ト稱スルハ法第二條ノ規定ニ依ル軍需會社ノ工場事業場其ノ他ノ施設ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノヲ謂フ
- 第三條 指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者ハ徵用セラレタルモノト看做ス
- 第四條 指定軍需會社ノ生産擔當者及當該軍需會社ノ督ム軍需事業ニ従事スル者ハ左ニ掲グルモノヲ除クノ外徵用セラレタルモノト看做ス指定軍需工場ノ生産擔當者及當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ニ従事スル者ニ付亦同シ
 - 一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)
 - 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)

- 三 陸海軍軍屬
 - 四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
 - 五 獸醫等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
 - 六 船員法ノ船員
 - 七 法令ニ依リ拘禁中ノ者
 - 八 年齢十四年未滿ノ者
 - 九 日日傭入レラルル者
 - 十 六月以内ノ期間ヲ定メテ軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者
 - 十一 期間ノ定ナク勞務供給契約又ハ事業請負契約ニ基キ軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者
 - 十二 總動員業務ニ従事セザル者
 - 十三 女子
 - 十四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者
- 第五條** 指定軍需會社ノ生産責任者及生産擔當者竝ニ當該軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者ニシテ國民徵用令ニ依リ現ニ徵用中ノモノ及國民徵用令ニ依リ徵用セラレ當該軍需會社ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシメラレタル者ノ徵用ノ變更、解除又ハ業務従事等ニ關シテハ國民徵用令ノ規定ニ拘ラズ本令ノ定ムル所ニ依ル指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者及當該指定軍需工場ノ生産擔當者竝ニ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ニ従事スル者ニシテ國民徵用令ニ依リ現ニ徵用中ノモノ及國民徵用令ニ依リ徵用セラレ當該指定軍需工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシメラレタル者ニ付亦同シ

第六條

第三條及第四條ノ規定ニ依リ徵用セラレタルモノト看做サレタル者(以下軍需被徵用者ト稱ス)ハ當該指定軍需會社又ハ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業タル總動員業務ニ從事セシムルモノトス

第七條

第五條ノ規定ニ依ル者ヲ除ク軍需被徵用者ニ對シテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ハ速ニ別記様式第一號ニ依ル徵用告知書ヲ交付スベシ

第八條

前條ノ徵用告知書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 徵用セラレタルモノト看做サルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日及本籍
二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱
三 従事スベキ總動員業務、職業及場所
四 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條

國民徵用令第十二條乃至第十六條、第十七條乃至第十九條、第十九條ノ三及第十九條ノ四ノ規定ハ生産責任者ヲ除ク軍需被徵用者ニ付之ヲ準用ス但シ第十二條及第十四條中管理工場若ハ指定工場ノ事業主トアルハ指定軍需會社若ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トシ、第十七條中當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主トアルハ當該指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トシ、第十二條及第十三條中當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ當該指定軍需會社又ハ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ノ所管大臣トシ、第十二條乃至第十四條、第十七條乃至第十九條及第十九條ノ四中管理工場又ハ指定軍需工場トス
前項ノ場合ニ於テ國民徵用令第十二條及第十三條中徵用ノ期間ニ關スル事項ハ第五條ノ規定ニ依ル者以外ノモノニ付テハ之ヲ準用セズ

第十條

指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者ヲ除ク軍需被徵用者ニ付其ノ従事スル總動員業務ヲ行フ本店又ハ工場事業場其ノ他ノ施設ノ變更ヲ爲サントスルトキハ豫メ當該軍需被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ厚生大臣ニ其ノ旨届出ヅベシ

第十一條

國民徵用令第十六條ノ二ノ規定ハ生産責任者ノ徵用ノ變更ニ付之ヲ準用ス但シ管理工場又ハ指定工場ノ事業主トアルハ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トス

第十二條

生産責任者法第四條若ハ第二十條ノ規定ニ依リ解任セラレタルトキ又ハ軍需會社法施行令第七條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ職ヲ辭シタルトキハ其ノ者ノ徵用ハ解除セラレタルモノト看做ス但シ其ノ者ヲ引續キ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ軍需事業ニ従事スルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ場合ニ在リテハ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サルベキ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ハ別記様式第二號ニ依ル徵用解除告知書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

第十三條

國民徵用令第十六條ノ三乃至第十六條ノ五ノ規定ハ軍需被徵用者ニ付之ヲ準用ス但シ第十六條ノ五ノ規定ニ於テ管理工場又ハ指定工場トアルハ指定軍需會社又ハ指定軍需工場トス

第十四條

國民徵用令第二十條及第二十二條ノ二ノ規定ハ本令ニ依ル徵用ニ關シ之ヲ準用ス但シ第二十二條ノ二第二項中當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ當該指定軍需會社又ハ指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ノ所管大臣トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍需會社徵用規則

軍需生産責任審査會官制

(昭和十九年一月七日
勅令第十五號)

朕軍需生産責任審査會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍需生産責任審査會官制

第一條 軍需生産責任審査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ生産責任者又ハ擔當者ニ付當該軍需事業ノ所管大臣ノ要求ニ依リ軍需會社法第二十條ノ規定(軍需會社法施行令第三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル懲戒ヲ議決ス

第二條 審査會ハ會長一人及委員五人ヲ以テ組織ス

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 内閣書記官長
- 二 陸軍次官
- 三 海軍次官
- 四 軍需次官
- 五 各省次官

一人

前項第五號ノ委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 審査會ニ豫備委員五人ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 委員中事故アルトキ又ハ缺員アルトキハ會長ハ豫備委員ニ代理ヲ命ズ

第七條 審査會ハ會長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

審査會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

第八條 審査會ハ會長必要ト認メタルトキ又ハ審査會ニ於テ議決シタルトキハ本人ニ對シ出頭又ハ辯明書ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第九條 審査會ハ會長必要ト認メタルトキ又ハ審査會ニ於テ議決シタルトキハ關係官吏又ハ關係者ニ對シ出席又ハ資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第十條 會長及委員ハ其ノ親族ニ關スル事件ノ會議ニ參與スルコトヲ得ズ

第十一條 審査會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十二條 審査會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十三條 審査會ノ審査手續ハ審査會之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍需生産責任審査會官制

軍需會社等ニ關スル登記取扱手續

(昭和十八年十二月二十一日
司法省令第八十五號)

軍需會社等ニ關スル登記取扱手續左ノ通定ム

軍需會社等ニ關スル登記取扱手續

- 第一條 軍需會社等ニ關スル登記取扱手續ニ付テハ商業登記取扱手續又ハ組合登記取扱手續ニ規定スルモノノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 軍需會社ノ生産責任者ノ選任又ハ任命ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其ノ選任又ハ任命ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
初メテ前項ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ軍需會社ニ指定セラレタル事實ヲ證スル書面ヲ併セテ添付スルコトヲ要ス
- 第三條 初メテ前條第一項ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記用紙中豫備欄ニ軍需會社ノ指定アリタル旨ヲ記載スベシ
- 第四條 第二條第一項ノ規定ハ軍需會社ノ生産責任者ノ終任ノ登記ニ之ヲ準用ス
第二條第二項及前條ノ規定ハ軍需會社ノ指定ノ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第五條 商業登記取扱手續第三十七條、第五十九條第一項及第六十二條ノ規定ハ軍需會社ノ生産擔當者ノ

登記ニ之ヲ準用ス

第六條 第二條乃至第四條ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノ法人ノ生産責任者ノ登記ニ、前條ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノノ生産擔當者ノ登記ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

協議決定官吏指定ノ件

(昭和十九年一月十八日)
軍需省告示第三十號

軍需會社法施行令第十一條第四項及第十四條第二項並ニ軍需會社法施行規則(別表一)、(別表二)及(別表三)ニ規定スル官吏左ノ通指定ス

- 一 軍需會社法施行令第十一條第四項及第十四條第二項ノ規定ニ依ル軍需會社間ニ於テ協議決定スベキ事項又ハ擔保權ノ處理ニ關スル事項ノ決定ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長但シ鑛業及砂鑛業ヲ管ム軍需會社間ニ於ケル鑛業及砂鑛業ニ關スル事項ニ付テハ鑛山監督局長
- 二 自動車製造事業法第八條、第十三條及第十四條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 三 製鐵事業法第五條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 四 輕金屬製造事業法第六條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 五 工作機械製造事業法第六條、第十二條、第十五條第一項及第二十一條ノ八ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 六 重要機械製造事業法第七條、第十二條、第十三條第一項及第二十七條但書ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 七 賃金統制令第十六條ノ規定ニ依ル認可又ハ命令並ニ同施行規則第三十六條第六項及第三十八條ノ規定ニ依ル許可又ハ報告ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長但シ鑛業及砂鑛業ニ關スル事項ニ付テハ鑛山監督局長

局長

- 八 會社經理統制令第二十三條ノ規定ニ依ル許可及第二十四條第二項又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル社員手當準則ノ承認又ハ許可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 九 主務大臣ノ指定スル價格等ニ付テノ價格等統制令第二條第一項但書、第四條ノ二但書、第四條ノ四第一項但書及第七條第一項但書ノ規定ニ依ル許可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長但シ鑛業及砂鑛業ニ關スル事項ニ付テハ鑛山監督局長
- 十 工作機械製造事業法施行規則第二十三條ノ十三ノ規定ニ依ル認可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 十一 重要機械製造事業法施行規則第三十六條ノ規定ニ依ル認可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長

軍需會社徵用規則ノ適用ヲ受ケザル者指定ノ件

(昭和十九年一月七日
厚生省告示第二號)

軍需會社徵用規則第四條第十四號ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

- 一 指定軍需會社又ハ指定軍需工場ニシテ厚生大臣ノ指定シタル日ニ於テ缺勤引續キ三月以上ニ及ブ者
- 二 勞務調整令施行規則第十條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ禁止又ハ制限ノ指定ヲ爲シタル業種又ハ職種ニ從事スル者ニシテ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ指定シタル禁止又ハ制限ノ範圍ニ該當スルモノ但シ國民勤勞動員署長ノ認可アリタル者ヲ除ク

軍需會社指定ノ件

昭和十九年一月十八日
軍需省告示第一號
陸軍省告示第一號
海軍省告示第一號
運輸通信省告示第一號

改正 昭和十九年四月二十七日軍需省・陸軍省・海軍省・運輸通信省告示第一號

軍需會社法第二條第一項ノ規定ニ依リ指定シタル會社左ノ如シ

- | | |
|--------------|-------------|
| 三菱重工業株式會社 | 川崎航空機工業株式會社 |
| 日本國際航空工業株式會社 | 中島飛行機株式會社 |
| 立川飛行機株式會社 | 愛知航空機株式會社 |
| 川西航空機株式會社 | 昭和飛行機株式會社 |
| 日本飛行機株式會社 | 九州飛行機株式會社 |
| 日立航空機株式會社 | 石川島航空工業株式會社 |
| 日本樂器製造株式會社 | 住友金屬工業株式會社 |
| 株式會社東京飛行機製作所 | 東京航空機株式會社 |
| 富士飛行機株式會社 | 太刀洗航空機株式會社 |
| 松下航空工業株式會社 | 中島航空金屬株式會社 |
| 日本光學工業株式會社 | 中央工業株式會社 |
| 日本建鐵工業株式會社 | 愛知時計電機株式會社 |
- 軍需會社指定ノ件

東京光學機械株式會社
 小西六寫眞工業株式會社
 田中航空計器株式會社
 日本無線株式會社
 日本電池株式會社
 富士電機製造株式會社
 株式會社芝浦製作所
 森株式會社服部時計店
 池貝自動車製造株式會社
 沼津兵器株式會社
 九州兵器株式會社
 關東電氣興業株式會社
 函館船渠株式會社
 株式會社東京石川島造船所
 川南工業株式會社
 株式會社藤永田造船所
 日本製鐵株式會社
 株式會社中山製鋼所

東京航空計器株式會社
 株式會社川西機械製作所
 住友通信工業株式會社
 松下無線株式會社
 湯淺蓄電池製造株式會社
 日本電氣兵器株式會社
 日立兵器株式會社
 日野重工業株式會社
 日本造船株式會社
 關東工業株式會社
 旭兵器製造株式會社
 東京製鋼株式會社
 三井造船株式會社
 浦賀船渠株式會社
 株式會社播磨造船所
 日立造船株式會社
 日本鋼管株式會社
 株式會社尼崎製鋼所

小倉製鋼株式會社
 日本冶金工業株式會社
 株式會社日立製作所
 大同製鋼株式會社
 特殊製鋼株式會社
 日本輕金屬株式會社
 昭和電工株式會社
 住友化學工業株式會社
 日東化學工業株式會社
 大日本化學工業株式會社
 東北振興アルミニウム株式會社
 關東電化工業株式會社
 旭電化工業株式會社
 日本マグネシウム株式會社
 日立精機株式會社
 大日本兵器株式會社
 大阪機工株式會社
 株式會社大隈鐵工所

軍需會社指定ノ件

川崎重工業株式會社
 株式會社神戸製鋼所
 株式會社日本製鋼所
 日本特殊鋼株式會社
 三菱製鋼株式會社
 日本曹達株式會社
 日本アルミニウム株式會社
 住友アルミニウム製鍊株式會社
 國產輕銀工業株式會社
 淺野セメント株式會社
 理研金屬株式會社
 帝國マグネシウム株式會社
 信越化學工業株式會社
 古河電氣工業株式會社
 芝浦工作機械株式會社
 三菱工作機械株式會社
 株式會社唐津鐵工所
 株式會社新潟鐵工所

株式會社池貝鐵工所
 三井精機工業株式會社
 日本精工株式會社
 不二越鋼材工業株式會社
 東京芝浦電氣株式會社
 芝浦共同工業株式會社
 株式會社小松製作所
 株式會社久保田鐵工所
 トヨタ自動車工業株式會社
 日本內燃機株式會社
 日本窒素肥料株式會社
 三井化學工業株式會社
 日本化成工業株式會社
 日本火藥製造株式會社
 日本油脂株式會社
 合同酒精株式會社
 大日本油脂株式會社
 日本石油株式會社

東洋工業株式會社
 株式會社津上安宅製作所
 東洋ベアリング株式會社
 住友電氣工業株式會社
 三菱電機株式會社
 住友機械工業株式會社
 關東特殊製鋼株式會社
 日産自動車株式會社
 ゲートセル自動車工業株式會社
 東洋高壓工業株式會社
 日窒化學工業株式會社
 保土谷化學工業株式會社
 日本合成化學工業株式會社
 旭硝子株式會社
 昭和農產化工株式會社
 ミヨシ化學興業株式會社
 日本特殊油製造株式會社
 三菱石油株式會社

東亞燃料工業株式會社
 丸善石油株式會社
 日産液體燃料株式會社
 宇部油化工業株式會社
 北海道人造石油株式會社
 汽車製造株式會社
 田中車輛株式會社
 三井造船建造株式會社
 株式會社島津製作所
 愛知化學工業株式會社
 株式會社赤坂鐵工所
 秋木工業株式會社
 株式會社秋田工場
 株式會社旭製鋼所
 旭精工株式會社
 麻生鑛業株式會社
 株式會社天野製作所
 尼崎精工株式會社

昭和石油株式會社
 三池石油合成株式會社
 尼崎人造石油株式會社
 宇部興産株式會社
 日本車輛製造株式會社
 川崎車輛株式會社
 帝國車輛工業株式會社
 帝國特殊製鋼株式會社
 松下造船株式會社
 青森縣造船株式會社
 秋田造船株式會社
 秋神繩帶材料工業株式會社
 株式會社朝比奈鐵工所
 旭兵器工業株式會社
 旭造船株式會社
 株式會社吾嬬製鋼所
 株式會社天辻鋼球所製作所
 株式會社安積製作所

株式會社安藤鐵工所
 株式會社石川製作所
 石川島芝浦タービン株式會社
 株式會社大塚製作所
 岩城硝子株式會社
 磐城セメント株式會社
 株式會社歌橋製藥所
 株式會社宇都宮製作所
 宇都曹達工業株式會社
 株式會社英工會
 荏原鑄造株式會社
 惠美須屋工具工業株式會社
 大阪製鐵鐵機株式會社
 大阪特殊製鋼株式會社
 株式會社大阪アルミニウム製作所
 大阪窯業耐火煉瓦株式會社
 大阪瓦斯株式會社
 大阪變壓器株式會社

株式會社石井鐵工所
 石原産業株式會社
 株式會社伊藤鐵工所
 揖斐川電氣工業株式會社
 岩崎通信機株式會社
 株式會社白杵鐵工所
 宇治電化學工業株式會社
 株式會社宇野澤組鐵工所
 瓜生製作株式會社
 株式會社江戸川工業所
 株式會社荏原製作所
 遠州機械株式會社
 大阪製鋼株式會社
 株式會社大阪造船所
 株式會社大阪機械製作所
 大阪窯業セメント株式會社
 大阪金屬工業株式會社
 株式會社大川螺子製作所

株式會社大原造船鐵工所
 近江航空工業株式會社
 岡野バルブ製造株式會社
 沖電氣株式會社
 小野田セメント株式會社
 尾張時計航空工業株式會社
 株式會社加藤製作所
 鐘淵燃料工業株式會社
 鐘淵通信工業株式會社
 嘉穗鑛業株式會社
 川崎造機株式會社
 關西硫酸株式會社
 關東瓦斯株式會社
 木南車輛製造株式會社
 株式會社木下鐵工所
 九州火力發電株式會社
 京都機械株式會社
 株式會社金門金屬工業所

軍需會社指定ノ件

大谷重工業株式會社
 株式會社岡本工作機械製作所
 岡本工業株式會社
 株式會社小島機械製作所
 株式會社小原光學硝子製造所
 貝島炭礦株式會社
 鐘淵海水利用工業株式會社
 鐘淵アイゼル工業株式會社
 鐘淵工業株式會社
 河端製作所
 關東製鋼株式會社
 關西ハイント株式會社
 北澤工業株式會社
 杵島炭礦株式會社
 九州耐火煉瓦株式會社
 九州造船株式會社
 京都瓦斯株式會社
 久保田無線電機株式會社

倉敷工業株式會社
 株式會社栗本鐵工所
 株式會社黑田挾範製作所
 京濱コークス株式會社
 神戸瓦斯株式會社
 株式會社神戸發動機製造所
 興亞重工業株式會社
 興亞航空機材株式會社
 株式會社甲陽製作所
 國光製鋼業株式會社
 古河鑛業株式會社
 壽重工業株式會社
 光洋精工株式會社
 堺化學工業株式會社
 櫻護謨株式會社
 株式會社サクシヨン瓦斯機關製作所
 株式會社狹山工業所
 山陽製鋼株式會社

倉敷航空化工株式會社
 黑崎窯業株式會社
 株式會社京三製作所
 株式會社京北電機製作所
 神戸電機株式會社
 株式會社神戸鑄鐵所
 興亞機械工業株式會社
 興亞石油株式會社
 國產電機株式會社
 國華工業株式會社
 株式會社壽屋
 株式會社幸袋工作所
 株式會社金剛製作所
 櫻金屬工業株式會社
 株式會社櫻田機械製造所
 佐野安船渠株式會社
 澤藤電機株式會社
 三興醇成燃料株式會社

三寶伸銅工業株式會社
 新居濱化學工業株式會社
 品川白煉瓦株式會社
 株式會社島野鐵工所
 清水工業株式會社
 昭和電極株式會社
 昭和護謨株式會社
 昭和曹達株式會社
 株式會社昌運工作所
 新晃造船株式會社
 株式會社須賀製作所
 鈴木金屬工業株式會社
 住友鑛業株式會社
 石產精工株式會社
 株式會社園池製作所
 大日本鑛業株式會社
 大日本銃砲株式會社
 大日本造機工業株式會社

軍需會社指定ノ件

資生堂化學工業株式會社
 株式會社品川製作所
 株式會社島本鐵工所
 島田硝子株式會社
 車輪工業株式會社
 昭和電線電纜株式會社
 昭和特殊製鋼株式會社
 昭和鑛業株式會社
 正田飛行機製作所
 株式會社萱場製作所
 鈴木式織機株式會社
 住友共同電力株式會社
 須鎗航空兵器工業株式會社
 合名會社測機會
 大日本機械工業株式會社
 大日本工機株式會社
 大日本セルロイド株式會社
 大日本時計株式會社

大日電線株式會社
 太平洋炭礦株式會社
 株式會社第二精工會
 高野精密工業株式會社
 株式會社高梨製作所
 株式會社竹内鐵工所
 立山重工業株式會社
 株式會社田中機械製作所
 株式會社玉屋商店
 秩父セメント株式會社
 自動車鑄物株式會社
 中國塗料株式會社
 中外礦業株式會社
 中央電氣工業株式會社
 千代田光學工業株式會社
 千代田光學精工株式會社
 株式會社椿本チエン製作所
 帝國纖維株式會社

大同工業株式會社
 大正礦業株式會社
 高田機工株式會社
 株式會社高田アルミニウム製作所
 田熊汽罐製造株式會社
 株式會社立川工作所
 株式會社田中航空機器製作所
 田中スホーク株式會社
 株式會社芳ヶ崎製作所
 自動車部品製造株式會社
 株式會社千葉工作所
 中外火工品株式會社
 中央發條株式會社
 中央ゴム工業株式會社
 合資會社千代田製作所
 月島機械株式會社
 帝國石油株式會社
 帝國砂白金開發有限會社

帝國自動車工業株式會社
 帝國壓縮瓦斯株式會社
 帝國產業株式會社
 ガーゼル機器株式會社
 株式會社寺内製作所
 電氣化學工業株式會社
 東亞バルブ株式會社
 東亞航空電機株式會社
 東海電極製造株式會社
 東晃製機株式會社
 東京兵機株式會社
 株式會社東京輕合金製作所
 合資會社東京螺子製作所
 東京無線電機株式會社
 株式會社東京鍛工所
 東京機器工業株式會社
 東京瓦斯株式會社
 東芝鋼管株式會社

帝國鑛業開發株式會社
 帝國ピストンリング株式會社
 株式會社帝國鑄鋼所
 株式會社鐵興社
 株式會社電業社原動機製造所
 東亞酒精興業株式會社
 東亞化學興業株式會社
 東海飛行機株式會社
 東光電氣株式會社
 有限會社東京造船所
 株式會社東京機械製作所
 東京理化工業所
 東京製線株式會社
 株式會社東京計器製作所
 東京瓦斯化學工業株式會社
 東京中島電氣株式會社
 東京重機工業株式會社
 東都製鋼株式會社

軍需會社指定ノ件

東北金屬工業株式會社
 東邦瓦斯株式會社
 株式會社東邦工作所
 東邦重工業株式會社
 東洋鑄伸銅株式會社
 東洋通信機株式會社
 東洋寫眞工業株式會社
 東洋製鋼株式會社
 東洋カーボン株式會社
 東洋曹達工業株式會社
 東洋製鋼株式會社
 東洋兵器工業株式會社
 常磐炭礦株式會社
 徳山曹達株式會社
 特殊航空兵器株式會社
 豊田製鋼株式會社
 株式會社豊田自動織機製作所
 豊國機械工業株式會社

東北特殊鋼株式會社
 東邦自動車工業株式會社
 東邦化學工業株式會社
 東洋航空纖維株式會社
 東洋バルブ工業株式會社
 東洋汽機株式會社
 東洋光學硝子製作所
 東洋製鐵株式會社
 東洋鋼板株式會社
 東洋電機製造株式會社
 東洋合成工業株式會社
 東見初炭礦株式會社
 徳島工業株式會社
 徳山鐵板株式會社
 特殊輕合金株式會社
 豊田工機株式會社
 豊年製油株式會社
 株式會社富岡光學機械製造所

株式會社友野鐵工所
 株式會社西島製作所
 中西航空工業株式會社
 名古屋合板株式會社
 浪速船渠株式會社
 日亜製鋼株式會社
 日鐵爐材製造株式會社
 株式會社日東製鋼所
 日滿工業株式會社
 日本アスベスト株式會社
 日本音響株式會社
 日本カーボン株式會社
 日本化學工業株式會社
 日本カーバイド工業株式會社
 日本金屬工業株式會社
 日本橋梁株式會社
 日本鑛業株式會社
 日本鋼板工業株式會社
 軍需會社指定ノ件

豊和重工業株式會社
 株式會社内外製鋼所
 中西軸承金屬株式會社
 株式會社名古屋螺子製作所
 株式會社名村造船所
 日新電機株式會社
 日鐵鑛業株式會社
 日東航空機器株式會社
 日輪ゴム工業株式會社
 株式會社日本アルミニウム製造所
 日本板硝子株式會社
 日本火工株式會社
 日本海底電線株式會社
 日本稀有金屬株式會社
 日本研磨材工業株式會社
 日本鋼管工業株式會社
 日本高爐セメント株式會社
 日本航空機材株式會社

日本信號株式會社
 日本水素工業株式會社
 日本制動機株式會社
 日本タイヤ株式會社
 日本自動車工業株式會社
 日本鑄造株式會社
 日本重工業株式會社
 日本電線株式會社
 日本電波機械株式會社
 日本電氣株式會社
 日本特殊鋼管株式會社
 日本特殊工業株式會社
 日本碍子株式會社
 日本バルブ製造株式會社
 日本發動機油株式會社
 日本發送電株式會社
 日本ピストンリング株式會社

日本砂鐵鋼業株式會社
 日本染料製造株式會社
 日本製機株式會社
 日本鍛工株式會社
 日本鑄鋼株式會社
 日本通信工業株式會社
 株式會社日本鑄鋼所
 株式會社日本氣化器製作所
 日本燃料機株式會社
 日本電氣冶金株式會社
 株式會社日本電解製鐵所
 日本特殊陶業株式會社
 日本陶器株式會社
 日本ニツケル株式會社
 日本發動機株式會社
 日本發條株式會社
 日本ピツチコークス工業株式會社
 日本パイプ製造株式會社

日本ベロー工業株式會社
 日本メーカーライト株式會社
 日本輸送機株式會社
 延原製作所
 野村製鋼株式會社
 發動機製造株式會社
 株式會社花川鐵工所
 早川電機工業株式會社
 株式會社阪神鐵工所
 廣島瓦斯株式會社
 富士寫眞光機株式會社
 富士航空計器株式會社
 藤倉航空工業株式會社
 藤倉化學工業株式會社
 プレス工業株式會社
 株式會社北辰電機製作所
 北海道炭礦汽船株式會社
 株式會社横田鐵工所

日本ペイント株式會社
 日本油化工業株式會社
 日本理化學工業株式會社
 野村鑛業株式會社
 株式會社長谷川鐵工所
 株式會社服部製作所
 羽田精機株式會社
 阪東調帶護謨株式會社
 株式會社平野鐵工所
 株式會社福島製作所
 富士通信機株式會社
 富士寫眞フィルム工業株式會社
 藤倉工業株式會社
 藤倉電線株式會社
 株式會社藤田組
 北海電化工業株式會社
 北海曹達株式會社
 松尾造機航空株式會社

軍需會社指定ノ件

松下電氣工業株式會社
 松下飛行機株式會社
 松島炭礦株式會社
 三機工業株式會社
 株式會社三惠製作所
 三井木材工業株式會社
 三菱鑛業株式會社
 三田土工製造株式會社
 株式會社明電會
 明治鑛業株式會社
 安田興業株式會社
 矢作工業株式會社
 山形造船株式會社
 大和製鋼株式會社
 山武工業株式會社
 山岡內燃機株式會社
 雄別炭礦鐵道株式會社
 由良精工合資會社

松下金屬株式會社
 松下乾電池株式會社
 三重工業株式會社
 三國商工株式會社
 三鷹航空工業株式會社
 三井鑛山株式會社
 三菱化工機株式會社
 株式會社宮田製作所
 株式會社明治工製造所
 安立電氣株式會社
 矢島工業株式會社
 山中電機株式會社
 山添發條株式會社
 株式會社彌滿和製作所
 株式會社山科精工所
 安川電機製作所
 油谷重工業株式會社
 由良染料株式會社

株式會社橫河電機製作所
 橫山工業株式會社
 理研工業株式會社
 燐化學工業株式會社
 若松車輛株式會社

橫濱護謨製造株式會社
 株式會社欄木製作所
 理研計器株式會社
 林兼重工業株式會社
 ワシノ製機株式會社

軍需省官制

(昭和十八年十一月一日
勅令第八百二十四號)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ軍需省官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍需省官制

第一條 軍需大臣ハ左ノ事務ヲ管理ス

- 一 國家總動員ノ基本ニ關スル事項
- 二 鑛工業一般ニ關スル事項
- 三 鑛産物及工業品(鐵道車輛、鐵道信號保安裝置、船舶、船舶用品、纖維工業品及主トシテ國民生活ノ用ニ供スル其ノ他ノ工業品ヲ除ク以下所管物資ト總稱ス)ノ生産、配給及消費竝ニ價格ニ關スル事項
- 四 主要軍需品ノ原料及材料竝ニ特定軍需品ノ生産管理、發注及調辨ニ關スル事項
- 五 民間工場ノ利用及設備經營ノ指導ノ軍需上必要ナル統制ニ關スル事項
- 六 所管物資又ハ電力ノ生産又ハ配給ヲ目的トスル企業(他ノ目的ノ企業ヲ兼營スル場合ニ於テハ當該部分ニ限ル以下所管企業ト稱ス)ニ於ケル勤勞管理、賃金、資金調整(資金ノ調達ニ關スルモノヲ除ク)及經理統制(増配ニ關スルモノヲ除ク)ニ關スル事項
- 七 電氣及發電水力ニ關スル事項

ハ アルコール及石油ノ專賣ニ關スル事項
 軍需大臣ハ前項第一號ニ掲グル事務ヲ行フニ付必要アルトキハ關係各廳ニ對シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二條 軍需省ニ左ノ一總局及八局ヲ置ク

- 總動員局
- 航空兵器總局
- 機械局
- 鐵鋼局
- 輕金屬局
- 非鐵金屬局
- 化學局
- 燃料局
- 電力局

局中局務ヲ分掌スル爲軍需大臣ノ定ムル所ニ依リ部又ハ部及課ヲ置クコトヲ得
 航空兵器總局ニ長官官房竝ニ總務局、第一局、第二局、第三局及第四局ヲ置ク

第三條 總動員局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 物資動員計畫、生産擴充計畫及電力動員計畫ノ總括其ノ他國家總動員ノ基本ニ關スル事項
- 二 所管行政ノ考查一般ニ關スル事項

軍需省官制

- 三 鑛工業一般ニ關スル事項
- 四 所管物資ノ價格一般ニ關スル事項
- 五 統計一般ニ關スル事項
- 六 主要軍需品ノ原料及材料並ニ特定軍需品ノ生産管理、發注及調辨ノ綜合調整ニ關スル事項
- 七 民間工場ノ利用及設備經營ノ指導ノ軍需上必要ナル統制ノ綜合調整ニ關スル事項
- 八 所管企業ニ於ケル勤勞管理、賃金、資金調整及經理統制ニ關スル事項
- 九 所管防衛業務ノ總括ニ關スル事項
- 十 他ノ主管ニ屬セザル事項

第四條 航空兵器總局ニ於テハ航空機及其ノ關聯兵器器材等ニ關スル事務（此等ノ物資ノ調辨及之ニ伴フ事務ヲ含ム）ヲ掌ル

第五條 機械局ニ於テハ機械器具（航空兵器總局ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク）ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 鐵鋼局ニ於テハ鐵鋼ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 輕金屬局ニ於テハ輕金屬ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 非鐵金屬局ニ於テハ非鐵金屬及鑛山一般ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 化學局ニ於テハ化學工業品ニ關スル事務（工業鹽及粗製樟腦ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ含ミ化學肥料ノ生産數量、配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）ヲ掌ル

第十條 燃料局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 燃料ニ關スル事項

二 ガス及コークスニ關スル事項

- 三 アルコール及石油ノ專賣ニ關スル事項

第十一條 電力局ニ於テハ電氣及發電水力ニ關スル事務ヲ掌ル

第十二條 軍需省ニ軍需官ヲ置ク勅任又ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ軍需省ノ事務ヲ掌ル

第十三條 軍需省ニ軍需事務官及軍需理事官ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ軍需省ノ事務ヲ掌ル

第十四條 部長、軍需官、軍需書記官及軍需事務官ハ通シテ專任九十七人ヲ以テ定員トス但シ勅任タル部長及軍需官ハ通シテ專任五人以内トス

軍需理事官ハ專任十四人ヲ以テ定員トス

第十五條 軍需省ニ統計官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ鑛工統計ヲ掌ル

第十六條 軍需省ニ軍需技監專任一人ヲ置ク勅任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌理ス

第十七條 軍需省ニ軍需技師專任百七人ヲ置ク奏任トス但シ内三人ヲ勅任ト爲スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ

技術ヲ掌ル

第十八條 軍需省ニ軍需官補ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ軍需官ノ事務ヲ助ク

第十九條 軍需官補及軍需屬ハ通シテ專任五百十八人ヲ以テ定員トス

第二十條 軍需省ニ統計官補專任八人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ鑛工統計ニ從事ス

第二十一條 軍需省ニ軍需技師專任三百十九人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十二條 第十二條乃至前條ノ職員ノ外軍需大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第二十三條

軍需省ニ參與ヲ置キ省務ニ參與セシム
參與ハ軍需大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
參與ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ嚴守スベシ

第二十四條

軍需省ニ專門委員ヲ置キ專門ノ事項ヲ調査セシム
專門委員ハ軍需大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
專門委員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ嚴守スベシ

第二十五條

特定軍需品ニ關スル軍事上必要ナル事項ニ付テハ航空兵器總局長官及燃料局長ハ陸軍大臣及
海軍大臣ノ指揮監督ヲモ承クルモノトス

第二十六條

軍需省ニ鑛務監督官及鑛務監督官補ヲ置ク
鑛務監督官ハ軍需官、軍需書記官、軍需事務官又ハ軍需技師ヲ以テ、鑛務監督官補ハ軍需官補、軍需屬
又ハ軍需技師ヲ以テ之ニ充ツ

鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛業警察（鑛山ニ於ケル勤勞衛生ヲ除ク）ニ關スル事務ヲ掌ル
鑛務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鑛業警察（鑛山ニ於ケル勤勞衛生ヲ除ク）ニ關スル事務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

企畫院官制、商玉省官制、燃料局官制及物價局官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ企畫院、商工省又ハ燃料局ノ職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ企畫院書記
官、商工書記官及燃料局書記官ハ軍需書記官ニ、企畫院事務官、商工事務官及燃料局事務官ハ軍需事務官ニ

企畫院調査官ハ軍需省軍需官ニ、商工省統計官及燃料局統計官ハ軍需省統計官ニ、企畫院理事官、商工理事
官及燃料局理事官ハ軍需理事官ニ、企畫院技師、商工技師及燃料局技師ハ軍需技師ニ、企畫院屬、商工屬及
燃料局屬ハ軍需屬ニ、商工省統計官補及燃料局統計官補ハ軍需省統計官補ニ、企畫院技師、商工技師及燃料
局技師ハ軍需技師ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス
本令施行ノ際現ニ企畫院、商工省又ハ燃料局ノ職員ニシテ休職中ノモノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職
ノ儘前項ノ例ニ依リ軍需省職員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス
昭和十三年勅令第五百四十八號中「農商省物價事務官及物價局物價事務官ハ各」ヲ「農商省物價事務官ハ」
ニ改ム

軍需部内臨時職員等設置制

(昭和十八年十一月一日
勅令第八百二十五號)

朕軍需部内臨時職員等設置制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍需部内臨時職員等設置制

第一條

所管企業ノ工場事業場ニ於ケル事務ニ從事セシムル爲軍需省ニ左ノ職員ヲ置ク
軍需監理官 專任二百五十四人 奏任 (内九人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)

軍需官補

專任九人

軍需監理官補

專任二百二十六人

判任

前項ノ職員ノ外前項ニ規定スル事務ニ從事セシムル爲軍需大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ軍需監理官ヲ命ズルコトヲ得

軍需監理官ハ上官ノ命ヲ承ケ所管企業ノ工場事業場ニ於ケル事務ヲ掌ル
軍需監理官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ軍需監理官ノ事務ヲ助ケ

第二條

軍需大臣ハ所管企業ノ工場事業場ニ於ケル事務、所管企業ニ於ケル資金調整及經理統制ニ關スル事務竝ニ電氣及發電水力ニ關スル事務ヲ分掌セシムル爲必要ト認ムル地ニ軍需省ノ事務所及其ノ出張所ヲ置クコトヲ得

前項ノ事務所及出張所ノ長ハ軍需官又ハ軍需監理官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條

軍需省ニ左ノ職員ヲ置キ總動員局ニ屬セシム

一 資源統制運用計畫ニ關スル事務ニ從事スル者

軍需官

專任十二人 内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

技師

專任十人

軍需官補

專任十七人

技師

二 戰時對策調査ニ關スル事務ニ從事スル者

軍需官

專任二人

軍需官補

專任三人

三 生産能率ノ増進ニ關スル事務ニ從事スル者

軍需官

專任一人

軍需官補

專任二人

四 鑛業及工業ニ關スル國土計畫ヲ設定ニ關スル事務ニ從事スル者

軍需官

專任二人

五 臨時資金調整法及會社經理統制令施行ニ關スル事務ニ從事スル者

軍需官

專任十三人 内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

技師

專任四人

軍需官補

專任百二十六人

技師

軍需部内臨時職員等設置制

- 六 企業整備資金措置法施行ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官 專任三人
 - 軍需官補 專任八人
- 七 國家緊要産業ノ設備ノ施設ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官 專任一人
 - 技師 專任一人
 - 軍需官補 專任一人
 - 技手 專任二人
- 八 重要物資ノ管理ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官 專任一人
 - 技師 專任一人
 - 軍需官補 專任二人
 - 技手 專任二人
- 九 中小工業ノ對策ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官 專任一人
- 十 轉廢業ノ對策ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官 專任一人
- 十一 回收資源ノ利用ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官 專任二人

十二 重要事業場勞務管理令施行其ノ他所管企業ノ工場事業場ニ於ケル勤勞管理ニ關スル事務ニ從事スル者

- 軍需官 專任二人
 - 技師 專任一人
 - 軍需官補 專任三人
 - 技手 專任三人
- 第四條 所管物資ノ需給ノ調整及價格ニ關スル事務ニ從事セシムル爲軍需省ニ左ノ職員ヲ置キ總動員局、機械局、鐵鋼局、輸金屬局、非鐵金屬局、化學局及燃料局ニ分屬セシム
- 軍需官 專任三十七人 内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
 - 技師 專任十六人 内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
 - 軍需官補 專任五十九人
 - 技手 專任五十九人
- 第五條 昭和十二年法律第九十二號施行ニ關スル事務ニ從事セシムル爲軍需省ニ左ノ職員ヲ置キ總動員局、機械局及化學局ニ分屬セシム
- 軍需官 專任一人
 - 技手 專任二人
- 第六條 企業整備ニ關スル事務ニ從事セシムル爲軍需省ニ左ノ職員ヲ置キ機械局、鐵鋼局、輕金屬局、非鐵金屬局及化學局ニ分屬セシム
- 軍需官 專任七人
- 軍需部内臨時職員等設置制

第七條

- 技師 專任二人
- 軍需官補 專任九人
- 軍需省ニ左ノ職員ヲ置キ機械局ニ屬セシム
 - 一 自動車製造事業ノ指導監督ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官 專任一人
 - 技師 專任二人
 - 軍需官補 專任二人
 - 技手 專任二人
 - 二 工作機械製造事業法施行ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官 專任二人
 - 技師 專任二人
 - 軍需官補 專任四人
 - 技手 專任四人
 - 三 重要機械工業ノ指導監督ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官 專任三人
 - 技師 專任五人
 - 軍需官補 專任五人
 - 技手 專任六人
 - 四 機械設備ノ統制及有效利用ニ關スル事務ニ從事スル者

第八條

- 軍需省ニ左ノ職員ヲ置キ鐵鋼局ニ屬セシム
 - 一 製鐵業獎勵ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官 專任三人
 - 技師 專任五人
 - 軍需官補 專任九人
 - 技手 專任九人
 - 二 鐵鋼調査ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官補 專任四人
 - 技手 專任四人

第九條

- 軍需省ニ左ノ職員ヲ置キ鐵鋼局、輕金屬局及非鐵金屬局ニ分屬セシム
 - 一 軍需生産増強ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需官 專任十人
 - 技師 專任十五人
 - 軍需官補 專任二十一人
 - 技手 專任二十一人
 - 二 鐵業獎勵ニ關スル事務ニ從事スル者
 - 軍需部内臨時職員等設置制

第十條

輕金屬工業ノ確立ニ關スル事務ニ從事セシムル爲軍需省ニ左ノ職員ヲ置キ輕金屬局ニ屬セシム
軍需官 專任一人
技師 專任一人
軍需官補 專任四人
技師 專任十六人

第十一條

軍需省ニ左ノ職員ヲ置キ非鐵金屬局ニ屬セシム
一 鑛害ノ調査ニ關スル事務ニ從事スル者
技師 專任二人
軍需官補 專任二人
技師 專任二人
技師 專任二人
技師 專任二人
技師 專任二人

第十二條

軍需省ニ左ノ職員ヲ置キ化學局ニ屬セシム
一 不足物資ノ補填ニ關スル事務ニ從事スル者

二 有機合成事業法施行ニ關スル事務ニ從事スル者
軍需官 專任一人
技師 專任一人
軍需官補 專任一人

第十三條

一 人造石油製造事業ノ獎勵ニ關スル事務ニ從事スル者
技師 專任一人
技師 專任一人
軍需省ニ左ノ職員ヲ置キ燃料局ニ屬セシム
二 國內石油資源ノ開發促進ニ關スル事務ニ從事スル者
軍需官補 專任二人
技師 專任二人
三 燃料ノ需給ノ調整ニ關スル事務ニ從事スル者
軍需官 專任二人
理事官 專任二人
技師 專任三人
軍需官補 專任十二人
技師 專任十二人

軍需部内臨時職員等設置制

四 石炭ノ増産獎勵ニ關スル事務ニ従事スル者

技師 專任一人

軍需官補 專任三人

第十四條

一 發電水力調査ノ事務ニ従事スル者

技師 專任三人

軍需官補 專任三十人

二 鐵山送電及配電施設助成ノ事務ニ従事スル者

技師 專任二人

軍需官補 專任四人

三 電力調整令ノ施行ニ關スル事務ニ従事スル者

軍需官 專任六人

技師 專任五人

軍需官補 專任二十四人

四 農村電氣利用改善ノ事務ニ従事スル者

技師 專任一人

軍需官補 專任三人

第十五條

地質調査所ニ左ノ職員ヲ置ク

一 鑛床水脈等ノ受託調査ニ關スル事務ニ従事スル者

技師 專任一人

屬 專任二人

二 油田ノ地質精査ニ關スル事務ニ従事スル者

技師 專任十二人

屬 專任二十五人

三 地質鑛床ノ調査ニ關スル事務ニ従事スル者

技師 專任十八人

屬 專任三十人

第十六條

工業試験所ニ左ノ職員ヲ置ク

一 人造ゴム製造ノ試験ニ關スル事務ニ従事スル者

技師 專任一人

技師 專任三人

二 カーバイドヲ原料トスルイソオグタン製造ノ試験ニ關スル事務ニ従事スル者

軍需部内臨時職員等設置制

- 技師 專任一人
 - 技手 專任二人
 - 三 人造石油廢ガスヨリノ重合ガソリン製造ノ試験ニ關スル事務ニ従事スル者
 - 技師 專任一人
 - 技手 專任一人
 - 四 大豆ヲ原料トスルチーゼル油、潤滑油及ガソリンノ製造ノ試験ニ關スル事務ニ従事スル者
 - 技師 專任二人
 - 技手 專任二人
 - 五 光學硝子ノ均質度試験裝置ノ研究ニ關スル事務ニ従事スル者
 - 技師 專任一人
 - 技手 專任一人
 - 六 カーボンブラツク製造ノ試験ニ關スル事務ニ従事スル者
 - 技師 專任一人
- 第十七條** 陶磁器試験所ニ左ノ職員ヲ置ク
- 一 不足物資ノ補填ニ關スル事務ニ従事スル者
 - 技師 專任二人
 - 屬 專任三人
 - 技手
 - 二 陶磁器新製品製造ノ試験ニ關スル事務ニ従事スル者

- 第十八條** 燃料研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
- 一 燃料ノ受託試験ニ關スル事務ニ従事スル者
 - 技師 專任一人
 - 技手 專任一人
 - 二 石炭ノ超高壓水素添加ノ試験ニ關スル事務ニ従事スル者
 - 技師 專任一人
 - 技手 專任一人
 - 三 發生爐用炭ノ使用及ビーハイブ式コークス爐ヨリノ火藥原料ノ回收等ノ試験ニ關スル事務ニ従事スル者
 - 技師 專任一人
 - 技手 專任八人
 - 四 人造石油ノ綜合的製造方法ノ試験ニ關スル事務ニ従事スル者
 - 技師 專任四人
 - 屬 專任三人
 - 技手
 - 五 噴射式機關用燃料ノ試験ニ關スル事務ニ従事スル者
 - 技師 專任一人
- 第十九條** 鑛山監督局ニ左ノ職員ヲ置ク
- 一 鑛床ノ受託調査ニ關スル事務ニ従事スル者
- 軍需部内臨時職員等設置制

